

あるように判断をいたします。こういう問題の中に、私は河野農林大臣のいわゆる日ソ漁業交渉の今日の非常に重要な段階から見ても、新聞報道でもいろいろ私も注目をしておるところでは、高橋さんがソ連に参りまして、その後日ソ漁業相との間に数回にわたっての会合を持っておるようでありまして、特に過般来、本委員会でも大臣に御出席を願ひ、質疑を重ねて参りました規制区域等の拡大の問題が相当やはり難航しておるやに伝えられておりますが、そういう情勢から河野さんが今月の、場合によっては下旬にも訪ソをしなければならぬ段階がくるのではないかと、そういう問題とも関連をして、かねてからの農基法関連法案についてはなるべく早く国会で処理したい、こういう逆の問題等も出てきておるやに判断をいたすわけであります。もとより日ソ漁業交渉の問題は、日本の国民的な立場から見ても大へん重要な問題でありまして、必要があれば河野農林大臣みずから訪ソして、問題の解決に最終的な努力をするというところを、私もどうしても希望いたします。またそれと同時に、ただいまお話がございましたように、これら農基基本法関連の重要法案につきましては、すでに昨年一年にわたって継続審議になっておるものでございまして、この国会ではどうしても御協賛をいただかなければならぬと思つておるのでございまして、そういう意味合いから実は一日も早く御了承を得て法案の成立を期したいと考えておるわけであります。

たしましても非常に憂慮いたしておるのでございまして。しかし高橋君のような堪能な方が交渉に当たっておられるので、私としては、必ずや近日中に何とかわが方の期待通りにソ連側の了解を得られるのじやなからうかと思つておるのでございまして、万々一先方から私にどうしてもモスクワに来るよという電報が入りますれば、私としても遅滞なくモスクワに行かなければならぬと考えております。これは高橋君が向こうに参ります際に、国交のことでございまして、そういう必要はないとは思いますが、万々一私も参りますからというば、いつでも私は参りますからということ、高橋君に行つていただいております。従つて時期的にも切迫いたしておりますから、私、実は内々準備はいたしまして、電報が来ればすぐにでも即刻飛び出せるようにしておかなければならぬまい、そうでなければ出漁期に對して支障を来すようなことがあつてはいかぬという心づもりはいたしておるわけでございまして。

またそれと同時に、ただいまお話がございましたように、これら農基基本法関連の重要法案につきましては、すでに昨年一年にわたって継続審議になっておるものでございまして、この国会ではどうしても御協賛をいただかなければならぬと思つておるのでございまして、そういう意味合いから実は一日も早く御了承を得て法案の成立を期したいと考えておるわけであります。

○河野農林大臣 御承知の通り日ソ漁業交渉は、今出漁時期も非常に切迫しておりますので、一日も早く妥結を必要といたしておるのでございまして、モスクワからの情報によりますと、なかなか交渉は進展を見ません。私とい

ては、国会の審議を通じて党の日ソ漁業交渉に対する基本的な立場というものは明らかにしてきたわけでありまして、それと同時に、やはり国民的な立場から見ても、情勢がそれを必要とするならば、河野農林大臣みずからソ連に渡つて、日ソ漁業交渉の暗礁に乗り上げておる問題の打開と解決をはかるというところで、最善の努力をしてみたいというところを期待いたしております。しかしながら、この問題と国会における農林省関係の諸法案の問題とはおのずから別個でありまして、それについて大臣が訪ソされる場合には適当な代理を置かれ、それで審議をされるということ、われわれは受け入れるやぶさかではございません。従つて訪ソ問題と農基法関連法案等の法案審議の問題とはこれを切り離して、十分時間をかけるべきはかけ、そしてこの問題に對処するような心がまえで一つやつてもらいたいというところを、まず冒頭に希望いたしておきたいと思つては、今後こういう問題の発展方向というものをどういうふうに御指導なさるおつもりか、御見解を一つ承つておきたいと思つております。

○河野農林大臣 私は数日前に発売式に臨んでいさつをいたしたわけでございまして、その際にも申し上げた通り、今お話しした最初にお示しになりました一三については、全面的に政府は同一意見で支持いたします。後段お述べになりました貿易の問題とか金融の問題につきましては、にわかに政府として賛否は表しかねるので、各府と談合の上でその方向が明瞭になつた上で、政府としてもとくと考慮するという態度でございまして。しかしいろいろにいたしまして、御承知の通り、EECの発展、これが各国の農業に及ぼす影響、具体的に申し上げますれば、強力な組織の中に力を持っておりますその国、その共同体の農業は、これらの非常に強力な支持を受けますから非常にすみやかに発展が進展するけれども、たとえば東南アジアを初めとして、日本の農業にいたしましては、米、ソ、欧州共同体というような国々の農業に比べて、多少資本的にもおくれる点が出て参ります。従つてわれわれとしては、よほど相協力、相協同して、お互いの立場を理解しつつ備えを、お互いの立場を必要があるという考えのもとに、これら各国の代表者の諸君にも、アジアの農業がお互いの立場を理解しつつ、お互いが相協同し、助け合つて発展の成果をおさめるようにしていきなさいものだということを私は申し上げたのであります。政府としてもその方針で臨みたいと考えておる次第でございまして。

○角屋委員 さらにもう一点、アジア農協同組合会議の問題についてお伺いをいたしておきたいと思つております。ただいま大臣から、日本側から出しておる四議案に対する政府としての当面の見解というものを明らかにされましたが、同時に、私も伝え聞いておるところによりますと、今回集まりましたアジア関係地域の国々からは、わが国に對する農業技術者の派遣問題に對する強い要請が出ておるということも承つておるわけであります。この点についてはかねてから農林省といたしまして、いわゆるアジアの農業地域に對する日本の高度の技術援助、技術的

なそういう者の派遣ということについては熱意を持っておられるわけでありますが、こういう問題が今回の農協会議の席上で議論をされ、強く要請されて参るといふような場合においては、やはり今後農林省としては本格的に、日本の農業技術というふうなものを、一つはやはり国際的な視野から高めていくという関連もあって、さらに積極的に取り組んでいくという気持が必要なんじゃないかと思いますが、これら後進地域に対する農業技術者の派遣問題あるいはそういうところに対する技術援助の問題、こういう点についてはどういうお考えであるか、重ねてお伺いしておきたいと思ひます。

○河野国務大臣 御承知の通り、つとにわが国におきましては、これら後進国の農業に対して、農業センターを設置する、もしくは農業技術者を派遣する、というようなことでやっておりますが、必ずしも十分でない点もあります。また一部必ずしも期待に沿わない点もありますが、今後におきましてはますますこれらの過去の経験等を生かして十分やっておりますという強い熱意を持っておるわけであります。

○角屋委員 本法案の審議に入るわけでありますが、この問題と関連をいたしまして、やはりこれは農業基本法関連法案ということになるわけですが、数日米の二法案に対する大臣質問等を通じて、かねてすでに制定になっております政府から出しております河野農林大臣の認識、把握という点から考えて参りますと、いわゆる河野基本法という持ち味を持って政府原案の農業基本法をそしやくしておられるような感じが、率直に言つてなくはないわけであり

ます。それはあとの質問の中でさらに承ることにいたしまして、この農業基本法の中では、第六条のところで農業の動向に関する年次報告、これはすでに法に基づきまして国会に提示されて参りましたし、同時に第七条における施策を明らかにした国会に対する文書の提出についてもすでに提出済みでございます。そこで政府与党の農業基本法から参りますと、いわゆる国会に提示すべき報告文書の問題と同時に、内外に対する公表問題があるわけであります。つまり第八條によりますと「政府は、重要な農産物につき、需要及び生産の長期見通しをたて、これを公表しなければならぬ。この場合において、生産の長期見通しについては、必要に応じ、主要な生産地域についてもたてるものとする。」そしてさらに、第一項の長期見通しについてはこれを決定するにあたって農政審議会の意見を聞かなければならない。これは昭和三十七年度の年度の農政をやるにあたっては、いわゆる生産の選択的拡大の問題その他各般の施策遂行のために、第八條にいう長期の需給及び生産の見通しというものは非常に重要な問題になる。この問題については今日どういふふうな作業段階にあるのか、この点もあらかじめ承つておきたいと思ひます。

○河野国務大臣 事務的な作業は大体終わりました、今審議会の議を経ておるところでございます。

○角屋委員 さらにこの際、同じく公表に關連する問題でありますので、一言お伺いしておきたいと思ひます。が、第十一条において農産物の価格の

安定問題についてもやはり第二項の中で、政府は定期的に農産物の価格等の問題の施策について「その実施の結果を農業生産の選択的拡大、農業所得の確保、農産物の流通の合理化、農産物の需要の増進、国民消費生活の安定等の見地から総合的に検討し、その結果を公表しなければならない。」同時にこの問題についても農政審議会の意見を聞く、こういう形で第十一条がつけられておるわけでありますが、これら農産物の価格安定の公表問題、こういう問題についてもあわせその取り扱いをどういふふうにするか、お伺いをしておきたいと思ひます。

○河野国務大臣 何分初年度のことでございますので、多少事務がはかばかしておりますが、多少事務がはかばかしておりますが、今審議会の中に小委員会を作つていただきまして、その小委員会が検討中でございます。

○角屋委員 それでは前段の問題については以上の程度にとどめまして、農地法の一部を改正する法律案並びに農業協同組合法の一部を改正する法律案に關連をいたしましてお伺いをいたしたいと思ひます。

数日米の質問でも、重要なポイントの問題については、石田委員あるいは安井委員等からの質疑を通じてでも出ておるわけでありますが、重ねて私からも数点についてお伺いをいたしたいと思ひます。きょうは実経済企画庁長官あるいは中村建設大臣その他関係大臣の御出席も同時に求めまして、農地転用問題、これにかゝる今後の経済の高度成長の中における土地造成の問題、あるいはこれに対する土地造成の問題、こういうこと等について総合的に

お伺いしたいと考えておりましたが、それぞれ関係委員会の事情等もありまして、午後には回るようでありますから、その問題のそれぞれの関係大臣に対する質問の点は保留をいたしたいと思ひます。

そこで、これは石田委員からも御指摘をされた中身の問題でありますけれども、御承知の通り今度の国会に新産業都市建設促進法案あるいは首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案並びに同じく首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案、これらの法案がそれぞれ出て参つておるわけでございます。これらの法案を見て参りますと、農林大臣その他関係各大臣のそれぞれの分掌の点が書いてあるわけでありまして、特に新しく出て参りました新産業都市建設促進法の問題に關連いたしましては、この新産業都市の区域の指定あるいはまた政府が立てる建設に対するところの基本方針、あるいはまたこれを受けて参りまして、関係都道府県における建設基本計画、こういう建設基本計画の中でそれぞれ計画の推進がなされて参るわけであり

ます。それについてはそれぞれ建設審議会、建設協議会等の議を経ることに相なっておりますけれども、この問題と關連をいたしまして、第十八條のところに、農地法に關連する問題等も含んで出て参つておるわけでありまして、つまり第十八條では「國の行政機関の長、都道府県知事又は港湾管理者の長は、新産業都市の区域内の土地を、建設基本計画を達成するために必要な工場用地、住宅用地、工業用水道、道路、鉄道、港湾等の輸送施設並びに水道及び下水道

の用に供するため、公有水面埋立法、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、新産業都市の建設が促進されるよう配慮するものとする。」つまり経済の高度成長の中における工業等の発展に農業その他農地等の問題については、これからいくというところ、私どもの言葉から言へば、従属した立場で問題の配慮をしなければならぬというふうな感じも受け取れるわけでありまして、かねてから、農地転用の問題については石田委員からも御質問がありまして、最近の経済の引き締め政策ということから、特に農地転用の問題については大臣直轄でいろいろ裁量することを当分統

けるという方針のようにも承つておるわけでありまして、この際この新産業都市建設促進法等の運営の問題に關連をいたしまして、農地転用等の問題に対する従来のいわゆる転用基準というものにさらなる緩和しながら経済の高度成長に協力するという形ではないのか、あくまでも農業等の問題についてはいわゆる都市近郊、都市周辺あるいは純農村、そういうそれぞれの地域における農業のあるべき姿というものを十分構想しながら、そういう立場からこの問題に対処する、こういう考え方であるのか。これらの新産業都市建設促進法等の問題にかゝる今後の経済の高度成長の中における農業の位置づけ、あるいは農地転用問題に対する基本的な考え方を、農地法との関連においてもこの際御見解をあらためてお伺いしておきたいと思ひます。

○河野国務大臣 昨日も石田さんにお答え申し上げましたように、私はわが國の置かれております産業の立場と

いうものを十分に考慮しつつ、また同時に日本農業の将来の基本というものの調和をどこに求めるかということの問題のポイントであると思うのであります。そういう意味におきまして、新産業都市の建設にあたりまして、特に農林大臣としてその関係閣僚として十分な発言のできる立場を留保したわけでございます。そういう意味におきまして、これが計画の基本におきまして、ただいま申し上げましたような精神を十分生かし、そうして、いよいよ農業の立場を侵食されないように、またあわせて産業立国の立場を拘束しないようにその調和を求めていきたいというふうに考えております。

○角屋委員 最近国会図書館の調査立法考査局の関係から、一経済の高度成長と農業構造—太平洋ベルト工業地帯を中心として—という貴重な調査報告並びに見解の資料が出て参っておりまして、これを私も通読をいたして参ったわけであります。この中で経済の高度成長下における農業の実態がどういふふうな形に具体的に現われておるかということがきわめてクローズアップされておるわけでありまして、そこでこの問題と関連をして、やはり新産業都市建設計画等の問題を考える場合にも、十分農業は農業としてあるべき姿というものを、はっきりとしたものを農林省として持つて、そういう新産業都市の建設にあつての農業の位置づけというものをやっていかねければならぬ。今までのところは、やはり工業が無計画にどんどん進んでいく、農業はそういう中で押しつぶされていくというふうな形がややもすればありまして、もう一回工場等を含

む再編成をやらなければならぬような問題も地域によっては出てきている。私はやはり都市等の発展の中で、工場がどんどん発展をするということは、これは必ずしも否定するものではありませんけれども、農業の立場から見れば、やはり都市近郊における農業の位置づけあるいは都市周辺における農業の位置づけ、つまり田園農業というものの、それぞれの立地条件というものは明確な農林省としても地域別の方針を持つて誤りなきを期するということが必要ではなからうか、そういう観点から考えて参りますと、たとえば建設基本計画の中における内容というものをずつと見て参りますと、第十一条の工業開発の目標、人口の規模及び労働力の需給あるいは土地利用、第四項として次に掲げる施設の整備等を各般見参りますと、やはり工業重点主義における建設基本計画という感じがなきにしもあらずであります。もっと総合的な立場から、農業、商業、工業等も含めた総合計画というものが建設基本計画の中で考えられ、またその場合に農林省としては建設基本計画の中におけるその地域の農業の位置づけというものを明確にしなから、建設基本計画の総合的な成果というものを生み出すようにする、こういうことが必要ではなからうかと思ひますが、今日までのいわゆる都市の発展状況、工業用地の取得並びに工業の発展状況を見ておると、あまりにも無計画であつて、農業の位置というものが無視される傾向で推移してきているのではないか。今度のこの新しい法案を見ましても、もっと建設基本計画の中では、総合的な視野から

産業全体の中で工業の位置づけというものをどうするか、農業の位置づけというものをどうするかという国土総合開発的な観点というものが、この中で抜けているような気がするわけでありますが、そういう問題は今後関係大臣等の中でも十分調整をしながらやっていかれるかと思ひますが、それと、この建設基本計画の中における農業の今後の位置づけ等の問題について、農林省としてどういふふうな方針を持っていかれるか、お伺いをしておきたいと思ひます。

○河野国務大臣 一昨年もお答え申し上げたのでございますが、実は国の建設もしくは産業都市の建設等は、国土計画が完全でできて、その上に順次組み立てて参るということであれば、これは私は理想だと思ひます。しかし御承知の通り、わが国の国情から参りまして、終戦以来今日のまでの国の変遷からいたしまして、これらをその順序よくやって参ることは困難でございます。従つて産業におきましても非常な発展を遂げております中におきまして、農業の変遷がまた非常な角度で変わつておるわけでありまして、従いまして農業の立場を十分に検討しつつ、農業の建設を行ないつつ、農業基本法の精神を十分発揚しつつ、一面におきましてこれら産業立国の立場で調和を求めていくということが必要であらうと思ひます。そういう意味におきまして、ただいま申し上げました通り、農業のあるべき姿を十分把握しつつ、産業立国のあらゆる施策に協力をして参る、調和をして参るということがあるべき姿ではないだらうかと思ひます。農林大臣として、

これら産業都市の建設等にあたりまして十分注意をいたしまして、そうして日本農業の将来のあるべき姿に対して最も好ましい条件を整えて参るということにいたす必要があるだらうと考えております。

○角屋委員 先ほど申しました経済の高度成長と農業構造の中における太平洋ベルト工業地帯のいろいろな調査報告を見て参りましたも明らかでありまして、第一産業の就業者の比率というものは、当然工業等の発展をして参ります高位地域については大体二〇程度であるけれども、工業等の発展をしていない中位地域では四七程度であり、あるいは工場等ほとんどない低位地域では五二程度というふうなそれぞれの数字等も出て参りますが、特に東京、神奈川、大阪等においては、いわゆる全就業人口の中における第一次産業の就業人口の比率というものは、東京、神奈川の場合にはわずかに五・八%、あるいは大阪の場合には六・四%、この点ではイギリス並みの就業人口の比率になつておると指摘しておりますけれども、しからばそういう就業人口の比率であるところが農業の姿として近代化された姿にあるのかということになりますと、調査報告でも明らかに参っておりますように、きわめて零細な兼業化がそういう地域においては極端に進んで参る。特に専門的な方向について、東京周辺では一部そういうところが見られるけれども、あるいは名古屋を中心としたところでも、大阪、兵庫を中心としたところでも零細化が進んでおる。大阪府の例をとるならば、農

業戸数の中における兼業戸数の問題について、三十五年六六%であつたのが、三十八年度には七八%になる。しかもこの七八%の中で第二種の兼業率が五〇・五%を占め、これは全国第一位であると指摘をされておるわけでありまして、つまり経済の高度成長の中で農業人口の減少、そういう中で農業の構造改善を期待していくんだということがいわれておるけれども、現実には工業の発展をしていく地域における農業の姿を見て参りますと、調査報告でも指摘しているように、第一次産業の就業率は大きく減少して参つてきておるが、農業の構造改善それ自体の立場から見て、必ずしも好ましい方向にいていない。むしろ政府が考えておる農業基本法の立場からいって、自立農家の育成あるいは協業の助長、こういう立場から見れば、全く無方針な形で放置をされておるの、今日の工業中心地帯の周辺の農業の姿ではないのか。従つて老人農業あるいは主婦農業、そういう種々さまざまの形がこれ御承知のように指摘をされておるわけであります。従つて、こういう観点から見ても、今日河野農林大臣がこれら十数年のやうとする農業構造改善の三千近くの対象市町村は、これは工場の発展していく地域を除いた地域における構造改善を中心にながらやっておりますが、それと同時に、工場の発展をどうするか、そういう地域における構造改善をどう考えるのか、こういう問題もあわせて考えていくという方向でなければ、農業基本法の本来考え

ておる問題の相当部分が空白のまま放置されるのではないか、かような感じが率直にいついたすわけでありま

す。この点に対する農林大臣としての今後の指導の考え方について承つておきたいと思ひます。

○河野国務大臣 私はかねて申し上げております通り、わが国の場合におきまして、兼業農家というものを将来の農業のあるべき姿として無視するわけにいかない。兼業農家の固定、兼業農家の安定ということを経営大きく考へて指導して参る必要があると考へておるのでございます。従つて、一部におきましては自立農家の育成、これに重点を置いてやつて参ることはもちろんであります。他の一面におきまして、大都市周辺もしくは工業都市の周辺におきまして、兼業農家の育成という点についても考へていくべきである。これが他の諸国に比べて耕地の狭い日本農業のあるべき姿としては当然考へられる道であると考えまして、これを十分計画の中に繰り入れてやつて参りたいと考へております。

○角屋委員 太平洋ベルト地域等の四大工場を中心地帯の周辺地域における農業の現状は、農政の立場から見ると憂慮すべき問題になっておる。兼業の状況の方向は当然そういう地域では考へられることであるし、そういう問題は、今後農政上の中でも当然そういう性格として残っていくんだ、こういう形ではなくて、政府の考へておる農業基本法の立場から見ても、企業的な農業を伸展させていこうと考へておるわけでありまして、自立農家育成の方向でいくにしろ、あるいは協業の方

向でいくにしろ、いわゆる田園農業といふもののそれぞれの地域における立地条件を考へながら、積極的にそういう工場中心地域は工場中心地域なりの構造改善を取り上げてやつていくことが必要であらうと思ひます。

が、ただ何か農林大臣の御答弁をお伺いしておりますと、そういう地域においては現状の推移にまかせて、農林省が積極的に基本的な方針を持ちながら指導していくという面の構造改善の方針が必ずしも明確でないのじゃないか。そういう地域では、老人農業にならうと主婦農業にならうと、兼業化がどんどん進展しようとして、農地の高騰等によつて擬制的な資本に依存をする農業に熱意を持たない姿で推移しようとして、それはそういう地域に推移しようを得ないのじゃないかという感じが、農林大臣の答弁から受け取られるように思ふのであります。そういう地域においては、やはり農林省の農政の指導としてはどうやるのかという点については、もっと現実的なまじい姿の認識の上に立つて、明確な指導方針を持つて臨まれる、こういう熱意が率直に必要であらう。今後新産業都市建設促進法等の問題が審議され、処理されるという段階にならうと、必ずしも四大工業地帯のみならず、新産業都市建設等の問題に関連を考へ、そういう地域における農業の今後の発展をどうするかという問題も重要な問題になってくると思ひます。

○河野国務大臣 御承知の通りに、世界経済が非常に急激な変化をいたしてございまして、従つて、これら世界経済の急激な変化の世界各国の農業に及ぼす影響は、これまで申し上げるまでもなく、各国におきまして、それぞれの農業が、あらゆる角度から非常に変更をしようとしておることは事実でございまして、それはアメリカの農業を見ましても、E E C 各国内における農業を見ましても同様であります。そういう格好でございまして、わが国の農業が、この急激な発展しつつある一般産業の中において変化を余儀なくされることは当然だと思ひます。従つて、今農業それ自身において将来のあるべき姿を固定するということをいたしまして、これらの産業の変遷に影響されることは当然だと思ひ

法等の推進に伴うそういう地域における農業の発展の位置づけの問題にいたしまして、それぞれの立地条件に見合った農業の今後の発展の方向をどうするかという問題については、現実に即応した指導方針を持たれることが必要であつて、単に全国三千市町村等に網を張つて構造改善をやるんだというこじやなしに、もっときめこまかい、それぞれの立地条件、それぞれの地域の状態に合わせた農業のこれから発展の方向について、さらに緻密な計画、御指導というものが必要ではないかという感じが率直にいついたすわけでありまして、これは農林大臣としてはお考へであらうけれども、説明として不十分だったかと思ひますが、重要な問題でありますので、重ねてお伺いをいたしておきたいと思ひます。

○河野国務大臣 御承知の通りに、世界経済が非常に急激な変化をいたしてございまして、従つて、これら世界経済の急激な変化の世界各国の農業に及ぼす影響は、これまで申し上げるまでもなく、各国におきまして、それぞれの農業が、あらゆる角度から非常に変更をしようとしておることは事実でございまして、それはアメリカの農業を見ましても、E E C 各国内における農業を見ましても同様であります。そういう格好でございまして、わが国の農業が、この急激な発展しつつある一般産業の中において変化を余儀なくされることは当然だと思ひます。従つて、今農業それ自身において将来のあるべき姿を固定するということをいたしまして、これらの産業の変遷に影響されることは当然だと思ひ

のであります。さればといつて、それが固定するまで黙つておる、ほうつて置くというわけには参りません。従つて、今申し上げましたように、これらの産業が農業に及ぼす影響、従つて、現に統計の示します通りに、兼業農家の家計が、従来のいわゆる専業農家よりも比較的に安定しておるというやうな数字が出ておる。その数字の示しますごとくに、将来の農業についてあるべき姿を地域的に、それぞれの地方的に確立することがなかなか困難でございまして、従いまして、まずここに構造改善の第一次といたしましては、基本的なものの考へ方、基本的なあるべき姿を確立しつつ、その中に今お示しのように、今後の国内の国土、産業の立地等をそれぞれ勘案しつつ、きめのこまかな農業の固定に進んでいくことが一番安定した政治のやり方ではないかと、こう考へておるのでございまして、今ここで直ちに将来かくあるべきものだというふうな終着点を見きわめまして、そしてそれに基づいてかくあるべきものだという指導するということは、それが将来の混乱のもとになるとか、再編成のもとになるとかということを余儀なくされるやうな感じがありますので、周囲と見合いつつ、そこに農業のあるべき姿を基本的に求めていくという行き方がいいんじゃないかというやうな意味合いにおいて、農業基本法を基礎にいたしまして、その上に他産業との調和、調整をとりつつ日本農業のあるべき姿を求めていくという考へ方でいきたいと考へております。

○角屋委員 ただいま大臣からの御答弁があつたわけでありまして、この問題

はやはり今後の農政上の重要な問題の一つだと思ひます。産地形成もけつこうでありますけれども、やはり四大工業地域周辺におけるところの農業問題、あるいは新しく新産業都市として伸びようとする周辺地区における農業問題、あるいはそこまで及ばない低開発地域における農業問題、それぞれの地域の立地条件に合わせた農業の今後の発展方向をどうするか。あるいは構造改善の問題一つをとらまへまして、工場場の発展に押された中で農業が変貌していくのをそのままに放置するのではなくて、もっと指導的な立場で農業の固定した一觀念ではありませ

ん。農業のあるべき姿、農業の発展方向、こういうものを十分見きわめながら指導的な役割というものをやはり農林省が持つて、全体的な計画の中でもやはりそういうものを織り込んだ総合開発の方向で発展をさせていく、こういうことで今後ともぜひやっていただきたい。今日までの実態を見ると、必ずしもそういう方向のように判断がでないという点から、今後の問題として強く今後の御指導を希望しておきたいと思ひます。

次に農地法の一部改正の問題に入るわけでありまして、これは数日間の論議でも出てきたことと関連をして重要な問題でありますので、冒頭重ねてお伺いをいたしておきたいと思ひます。農地改革の成果を維持し、これとの調和をはかりながら、諸般の施策と相俟つて農地保有の合理化と農業経営の近代化に資する所要の法制的措置を講じたものが今回の農地法の一部改正であるという政府の提案理由の説明の要旨がうたわれておるわけでありま

す。

○河野国務大臣 農地法の一部改正の問題は、これは数日間の論議でも出てきたことと関連をして重要な問題でありますので、冒頭重ねてお伺いをいたしておきたいと思ひます。農地改革の成果を維持し、これとの調和をはかりながら、諸般の施策と相俟つて農地保有の合理化と農業経営の近代化に資する所要の法制的措置を講じたものが今回の農地法の一部改正であるという政府の提案理由の説明の要旨がうたわれておるわけでありま

す。

が、かねてから今回の農地法の一部改正そのものは、いわゆる従来から堅持してきた農地法の精神、自作農主義を中心とした農地法の精神というものを修正をしていくという第一段階になるのかどうかという問題が、やはり一つの問題点としていろいろ論議がなされてきたわけでありまして、今回の農地法の一部改正というものは、従来の農地法の根幹に対する修正ではなくて、あくまでもそれと最近におけるところの経済その他の諸情勢と見合った調和としてとらえておられる考え方を、再度明らかに説明願いたいと思います。

○河野国務大臣 ただいまもお話しになりましたように、農地法の精神、自作農主義を基本に置きました育成、これをどこまでも続けて参ることにについては一点の疑問の余地がないのでございます。ただ農業の変遷、将来の農業のあるべき姿等を勘案いたしますと、過去に農地法の基礎にいたしましたその基礎が変わってきております。従ってその変わって参りました基礎に合わせて必要な所定の最低限度の改正を行なっていくということでございます。

○角屋委員 最近大きな政治問題に与党内ではなっております農地被買収者の補償等の問題、この問題はしばしば本委員会でも問題になり、午後総理が出席される場合にも問題の一つに相なると思ふわけでありまして、この問題については、かねてから衆議員、参議院を通じての関係委員会、特に数年前に農地被買収者調査会法案等が審議された内閣委員会の段階でも、私ども、私を含めてこの問題に対する政府の見解を伺って参りました。大臣も御承知

の通り、この問題についてはいわゆる最高裁の判決等もあり、あくまでも政府としては旧地主に対する補償は考えていないのだというところで終始して参りました。今日与党内の一部における諸意見等に対しても、政府はこれらの推進については反対の意向を明らかにしてきておるということを受けておるわけでありまして、特にこの問題は農林大臣が直接の所管大臣でありますので、この問題に対しては、石田委員に対する答弁でも、必ずしも明確な御見解というふうには受け取れないわけでありまして、農地被買収者等の補償という立場からする問題については、かねてからの方針をあくまでも堅持して対処する、こういうお考えであるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○河野国務大臣 いろいろ問題もある際でございますし、わが党内、内閣におきましても目下検討中の問題でございますので、結論が出ました上でお答えしたいと思ひます。

○角屋委員 これは午後総理が出席になればさらに聞かれる重要な問題であります。新聞報道で私も承知をしておりますが、数日米の与党内の一部の強い要請に対して、政府はかねてからの基本方針を堅持して、これには反対であるというふうな明確な態度をとっておるようによくに報道されておるわけですが、その態度については政府として間違いはございませんか。

○河野国務大臣 政府がどうかと党がどうかということはございません。挙党一体となりまして検討中であります。

○角屋委員 この問題は、午後の質問にも、総理出席の場合にさらに取り上げられる問題でありますから、時間の関係もありまして、次に進んで参りたいと思ひます。

数日米の質疑の中で、私も大臣の答弁を聞いておりますと、いわゆる農地法による構造改善、その中で自立農家の育成、協業の助長、こういう問題に対する自立農家やあるいは協業問題の認識という点について、大臣は政府がきめられた農業基本法というものを河野さん流に把握をして考えておられるのではないかと感じがいたします。たとえば協業の問題に対して、農地法の中では自立農家を補完するというような立場からの協業というところからいって、何となくいふことがあつても別に悪いとは思ひませんが、大臣は自立農家が協業の形をとるといふような形も含めて協業の認識というような、何か自立農家の育成というところと協業の問題を、両者をあわせて構造改善を考へる場合に、双方の位置づけが必ずしも明確には私どもには把握できない。それはおそれる大臣は、所得倍増計画の中で言っておられるから百万戸の自立農家の達成というところは、各般の状況から見て困難であつて、従つて自立農家、自立農家というところ、所得倍増計画の問題から指摘をされれば大へん困るから、自立農家、協業等の問題をあわせた考え方では今後の構造改善をやっていくのだということ、問題をそろしておられるのではないかと感じがいたしますが、いわゆる構造改善の基本方針、こういう問題に対して重ねて大臣の今後の基本的な見解というものを承つておきたいと思ひます。

○河野国務大臣 私は先ほどもお答え申し上げました通りに、およそ政治をやる者は、客観条件の変化に即応して変わっていくことは当然な事なればならぬことと思ふのであります。国際情勢が変化して参りまして、世界農業もしくは世界経済、それが日本農業に對してどういふふうに変つてくるかというふうなものを非常に大きな要因としてこれをとらえなければならぬと思ふのであります。従つて、農業基本法におきましても、農業基本法の精神を生かしつつ、これらの変遷に對応して、そしてつて農民、農家の福祉を増進するといふようなことにならなければならぬと思ふのであります。従いまして、先ほど来申し上げましたように、自立農家百万戸といひましても、百万戸がよいのか、今後の変遷によりまして、さらに工業立国の変遷によりまして、東南アジアとのからみつきがどういふふうになるかといふような変遷が当然起つてくるものと思ふのであります。従つて、これを一律に固定した考えでどこまでもいくべきものではないといふような意味合いからいたしまして、多少融通性のある御答弁を申し上げておるわけでありまして、

○角屋委員 これは大臣の御答弁等から受け取れますところによれば、すでに成立しておる農業基本法の問題について、あるいは農地、農協法の当面の改正の問題についても、今後の経済の伸展、農業の発展方向といふものと見合つて、いつでもやはり情勢に合致する必要があります。一部改正等をやらなければならぬといふことがある場合には、当然一部改正を考へていくのだという立場で御答弁になつておられると思ふのですが、そういうふうにとつていいわけですか。

○河野国務大臣 基本として変えてはならないものと変えていいものがあると思ふのです。従つて、先ほど申された農地法におきましても、農地法の基本精神、自作農主義というふうな基本的なものについては変えるべきものではない。しかしその精神を生かしつつ農業者をどういふふうにするか、が便利か、どういふふうにするか、が農業経営上よろしいかといふようなものは遅滞なく変えていく、指導方針としても変えることがいいのじゃないか、こう考へて申し上げておるわけでありまして、

○角屋委員 農地法の一部改正の問題と関連をいたしまして、あるいは先ほど聞きました旧地主に対する補償とも直接必ずしも関係はありませんけれども、それと関連する問題でありますけれども、私も承つておるところによりますと、戦後行なわれた農地解放の買収代金、この中で約一億九千六百九十余万円、これは去年の三月末現在の数字であります。これは現金あるいは農地証券、こういうものを含んでの金額でありますけれども、件数にいたしまして約十万二千余件のものがまだ引取手のない、宙に浮いた状態に相なつておる。この農地買収代金の引き取りの相手がない、その原因等の問題もいろいろあると思ひますけれども、三十七年度中には大部分が時効にかかつて国庫におさまるといふ形になるのじゃないかとも言われておるわけでありまして、戦後行なわれた農地改革の買収代金、そのうちでいまだに引取手のない農地買収代金等の問題は従来どういふふうな処理をし、どうい

けですか。

○河野国務大臣 基本として変えてはならないものと変えていいものがあると思ふのです。従つて、先ほど申された農地法におきましても、農地法の基本精神、自作農主義というふうな基本的なものについては変えるべきものではない。しかしその精神を生かしつつ農業者をどういふふうにするか、が便利か、どういふふうにするか、が農業経営上よろしいかといふようなものは遅滞なく変えていく、指導方針としても変えることがいいのじゃないか、こう考へて申し上げておるわけでありまして、

うふう今後処理をしていくこうとされるのか、この問題について大臣直接の御答弁でなければ、担当の農地局長からでもけっこうであります、これも従来からの経過の一つの問題点でありますので、明らかにしていただきたいと思ひます。

○庄野政府委員 買取代金につきましては、買取と同時に現金あるいは農地証券で支払ひました分につきましては、繰り上げ償還等をいたしましてこれの支払ひに当つてきたわけであります、その間におきまして地主の方の住所が転々とされるとき、あるいは受領を拒絶される、そういう場合等もございまして、その支払ひができなかつた分につきましては、御指摘のように供託してあるわけであります。それが供託後期間を経過いたしまして時効にかかりつつある、こういうような状態にございまして、これにつきましては再々主要新聞その他地方の知事、府県等を通じてそういう状態にあるという事を新聞で公告する、あるいは農地委員会を通じて地元の市町村等からそういうような状態にあることを一般に周知いたしますか、啓蒙普及等の措置をとりまして、この引き取り方を奨励している段階でございまして、こういう点については一そう努力してそういう旧所有者の受取人のわからないものを探し出すのに努めているような次第であります。

○角屋委員 あとの時間関係もありまして、委員長からの御連絡もありましたので、農協法の改正問題について閣連をいたしまして二点お伺ひして私の質問をとりあえず終わりたいと思ひます。

まず第一点は、これは数日來の議論でも出て参りまして、ぜひこの機会にお伺ひしておきたいと思ひますが、当面農協協同組合法の一部改正等の所要の法改正をやるということで、農事組合法以下農協の信託制度の問題等を含む所要の改正案を提示して参つたわけですが、数日來の議論の中で私も判断しているところでは、今後検討しながら農協協同組合法の問題に農林大臣としては相当な抱負と決意を持つて臨まれる、そういう御見解じゃないかというふうに判断をいたしておりました。と申しますのは、農林大臣が今後農林金融の問題に閣連をいたしまして制度金融、系統金融等をある意味では含めた農民銀行的なものを考える、となりますと、農協の信用部門の問題、機構という問題が出て参るわけでありまして、今後の農協協同組法の再編成に対する基本的な方針というものをどういうふうに農林大臣としてお持ちか、この機会にお伺ひしておきたいと思ひます。

○河野國務大臣 御承知のように成長農業等が新たに非常に活発な動きをいたしております。たとえば果樹、園芸、蔬菜等の組合が非常に勢いで活動しております。畜産においても同様であります。これらのものについても専門農協を認むべしという相当各方面に御要望が強いわけであります。従つて、これらを含めて何と今現在の農協団体の各種の法律について考えなければならぬじゃないか、考へべしという要望も強いのでございまして、御承知の通り、よほど慎重に考慮いたしまして、いやしくも混乱の起こらないようにして参らなければならぬと思うので

あります。従つて、私は先日もお答え申し上げました通りに、国会が終了いたしましたならば、これらの専門家の会合を求めまして、その中の十分意見の交換を求めて、行くべき方向等について求めていきたいと考えているのでございまして、今私がこれらについてどういふ素案があるかと考えがあると申すことを申し上げることは適當でないと思ひますので、御了承いただきたいと思ひます。

○角屋委員 最後に一点質問を申し上げます。今農協法の改正あるいは農地法の改正に伴ひまして、農協の組合員の中に農業生産法人というものが組合員として入ってくる、あるいは農協連合会に入ってくる、あるいは農協連合会が主たる構成員または出資者になっておる法人、これは加工その他の問題を含む、そういう法人、これが農協連合会の組合員として入ってくる、こういう道が開かれるわけであります。そういううな場合、合資あるいは農事組合法人、こういうふうな構成の状態に相なりまして、独占禁止法との関係の問題につきまして、従来農協は御承知の通り農協法第九条によつて独占禁止法第二十四条の要件を無条件に満たしておるという事で取り扱われておるわけでありまして、農業生産法人等が今後農協の中に加わると、構成員の規模の問題あるいは資本構成の問題、こういうものから見て独占禁止法の二十四条の無条件適用という問題について、今後問題がでてくるのではないかと申すことがいわれておるわけであります。この問題に対する見解について明らかにしていただきたいと思ひます。

○坂村政府委員 ただいま御指摘の問題は、新しい農事組合法人やそれから農業生産法人が会員になりました、現在の農協法では、ただいま御指摘の独占禁止法の排除はそのまま続行するという事で法制的にははつきりいたしております。

○角屋委員 きょうは関係大臣等の出席も求めて、先ほど農林大臣にも若干お伺ひした点等も含めて質問いたしたいと思ひましたが、午前中の質問は時間の関係もありますので、一応この程度にいたしまして、残余の問題については保留をいたすことにいたします。

○野原委員長 午後一時再開することとし、この際暫時休憩いたします。

午前十一時三十二分休憩

午後一時三十分再開

○野原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、農地法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案並びに北山愛郎君外十四名提出、農業近代化促進法案及び石田有全君外十四名提出、農業生産組合法案、以上四案を一括議題として質疑を行ないます。湯山勇君。

○湯山委員 まず農地局長にお尋ねいたします。

今回の農地法、農業協同組合法の改正によつて、従来の農地に対する考え方が若干変わったのではないかと、農地法第一条の性格が変わつたのではないかと申すことが先刻来議論になっておりました。そのことと閣連して具体的に起こつておる問題について、まず農地局長にお尋ねしたいと思ひます。

それは香川県の三木町というところから起つた事件でございまして、すでに昭和三十五年の十二月に地主側の団体から内容証明の郵便をもって、従来小作をしておつた者は総生産の五割五分を小作料として出してもらいたい、もしこれに応じないならば農地を返せ、という文書を発送しておりました。その理由とするところは、農地法の改正さらに農地被買収者調査会法ができたことによつて、従来の農地解放というものはもうすでに性格が変わつたのだということが大きい理由になつております。その後その地主側の団体の代表あるいはその地主を含めまして、その小作が麦の省力栽培をしているところに堆肥をまくようなことをやっておりますし、さらに小作しておる農地へ立ち入つてジャガイモを植え付ける、こういうこと等もやっております。ところがこれに対して、そういう文書を発送したことあるいは小作の農地に立ち入ること、そういうことは明らかに農地法違反ではないか。従来農地解放当時、つまり現在の農地法ができた当時は、そういうことについては、文書で請求しようがどういふ形で請求しようが、あるいはまた代理人が農地返還の請求をしても、それは農地法の違反である、こういう解釈がなされておりました。しかし今度の場合にはそういうことに対しての農林省側の御見解も最初の段階では若干あいまいであつた。必ずしもそのことが農地法の九十二条、九十四条の罰則適用になるかどうかという点については問題であるというか、あるいは明確なそれに対する見解表明がなかつたとい

うことを、現地の方では申ししております。

さらに刑事、つまり検察側の言い分を間接に聞いてみますと、さきに省力栽培をしておるところへ立ち入った、あるいはジャガイモを植え付けるために小作地に立ち入った、そういう立ち入ったという行為が直ちに農地法違反になるかどうか、立ち入ることまでは農地法は統制していない、こういう解釈であったということですが、しかしその立ち入ったということは、それ以前に請求しておる、そういう行為があるわけですから、むしろ立ち入ったことによって、単に請求だけでなく、実力をもって農地の返還を求めた、こういうことになるのですけれども、それらについても的確な措置が当時検察側においては行なわれなかった。こういう点については現地の農民たちは確かに農地法の解釈が後退したのじやないかという不安を持っております。

どもは農地法の第一条がはたして従来通りの性格を持つかどうかということについては、やはり大きな疑問を持つわけですが、この香川県の問題がそういうふうな非常に長い間があった。その間に農林省の小作官も職権乱用でそのらく告発されておると思ひます。県小作官もまた同じように告発されておる。そういう不法行為をやった側が告発をして、そして農林省なりあるいはその責任を持たなければならぬ側は告発しないで、一年以上にわたって結局起訴もされなかった。それらの経緯は大きく農民に不安を与える条件になると思ひますので、その香川の問題を通じて、ただいまの問題に対する農地局長の御見解を伺いたいと思ひます。

○庄野政府委員 たいだいま御質問のうちに、香川の三木町におきまして小作地の取り上げ事件がおこっておりまして、これにつきましても、一昨年から昨年にかけまして、御指摘のように小作料の増額要求等があり、それからなおその後昨年の夏にかけまして、また内容証明等をもって高額小作料を要求して、そして土地取り上げの契約書に調印した、こういうような事例があつて、われわれといたしましては、県から直ちにこの事件についての報告を受け、また県を指導いたしまして、この農地法違反等の起らない、また起こったものについては、厳重注意して現状回復をするように指導をいたしまして、小作人側も昨年の夏やりました契約等につきましても、小作地を取り上げられても異議がないというふうな契約書につきましても、契約破棄の通告をなさしめる、こういうような措置をとつ

た次第でございしますが、さらに本年に入りまして、先ほど御指摘のように本年の一月五、六日に、地主の主人になられた方が小作地の中に立ち入って堆肥をまいた。それからさらに一月の末から二月の初めにかけまして、夜間に小作地の一部に地主の御主人が入ってバレイシを植えた、そういう事実が起りました。これについては単なる立ち入りではなく、前からも小作料の増額要求とか、あるいは土地取り上げの要求等がある。そういうあとを受けてのそういう堆肥をまくといつたような、自分みずから耕作の意思を示す行為でございします。明らかにこれは土地取り上げの事実行為だ、こういうふうなわれわれは見た次第でございします。そして、そういう事実がありまして、直ちに県等とも連絡し、県からまた三木町の農業委員会等にもよく連絡をとって、農地法二条違反というところで、小作地にバレイシを植えた付けた事実案のと、二月三日に告発を農林委員会からなしております。告発後また地主の植えたバレイシ等につきましましては、警察において二月十七日でございます。刑事訴訟上の令状によりまして、証拠物件として地主が無断で植えたバレイシを押収した、そういうことでございまして、現状回復がなされ、その後小作人の方がみずからバレイシを植えた付、現状に及んでおります。それで告発をいたしまして、それから捜査等がなされまして、三月十九日に高松の地方検察庁でございしますが、立ち入って小作人のバレイシを抜いてみずからバレイシを植えた、こういう行為につきましまして農地法の二十条違反として三月十九

日に起訴いたしております。この間におきまして、われわれといたしましては、県を指導し、また県にも小作人の方からの御要望もあつて、農地局長名をもつていろいろこちらの方針等も明確に通達しておりますが、ただいま御指摘のように二十条の解約、解除あるいは更新拒絶、そういうものの意思表示を相手方にするには、これはまず知事の許可を受けてからしなければならぬ、こういうふうなわれわれは二十条を厳格に解釈いたしております。で、この申し入れ、地主の方から小作人に解約、解除の申し入れをするには、口頭だと文書だとを問はず、まず許可を受けてからすべきものである、許可を受けてからやることは違反である、そういうふうな解しております。これに事実行為が伴う作わないといふことに関係せず、まずその行為につきましましては二十条違反で解しております。その点につきましましては法務省の刑事局、警察庁、われわれのところと意見の統一を見ておる次第であります。

○湯山委員 刑事局は返還命令だけならかまわないとか、あるいは立ち入りということは今のうちに統制事項にはなっていない、そういう見解をもつて当初堆肥をまいたときは起訴しなかつた、そういう事実がありますが、これは御存じでしょうか。

○庄野政府委員 そういう見解もあつたかとも存じますけれども、われわれといたしましては、中央におきまして先ほど申しましたように、法務省の刑事局を中心いたしまして、警察庁とわれわれのところと意見統一をいたしまして、申し入れをするには二十条として知事の許可を受けなければ申し入れできない、こういうふうな明確にしている次第であります。

○湯山委員 現地の警察のたつた態度は大へんりっぱな態度であつたし、適切な処置がとられたと思ひます。ただそういう場合に、具体的な事実が発生して一カ年以上もかかっておりますし、同時にその間に、はたしてこれが起訴されるものかどうか、そういう明確な事実がありながら今のような心証を農民に与えておることの背後には、今回の農地法の改正なりあるいは農地被買収者調査会法の成立、そういうことがあつたといふことはお聞きになっておられますか。

○庄野政府委員 われわれは聞いておりますが、旧地主の方の中にはそういうことを特に申しおられるような向きもあるかと思ひますけれども、われわれといたしましては直接そういうことは聞いておりません。

○湯山委員 今回の問題は、先方が発表している文書にもちゃんと書いてございします。ですから、もしそういうことだとすれば、そういう法案を出さずと、今のような問題に対する適切な指導が行なわれなかつた。つまり政府がこういう提案をしたことに対する影響がそういう方面に出ている。そこで、これは明らかに政府の責任だと言ふこともできないことはないと思ひますので、この問題を含めて十分今後の御留意をお願いしたいと思います。

その問題は一応その程度にいたしまして、今申し上げましたように、今度の農業基本法の成立に伴つての政府の農業政策、そういうものをくめるめて、

農地に対する考え方が若干変わってき
たのじゃないかということを私もも
考えざるを得ないわけです。

そこで、事務的な問題になりますけ
れども、非常に重要な問題でございま
すから、ここで尋ねておきたいこ
とは、農地法の改正では、農業生産法
人の条件として、「その法人の事業が
農業及びこれに附帯する事業に限ら
れる」——カッコの中でのいろいろ補足は
ありますけれども、大筋は、農業生産
法人の行なう事業というのは、農業及
びこれに附帯、付帯する事業である、
これは生産法人の満たすべき条件であ
るということが書かれてあります。そ
れから農業協同組合法の第七十二条の
八の今回改正になった中には、出資農
事組合は農業の経営ができる、しかし
非出資農事組合は農業の経営はできな
いということが、明確に法文の中にし
ておいてあります。そこで一体非出資
組合が農業をやっているかどうか、
やっておれば法律違反で、場合によれ
ば勧告等も受けますし、解散命令も受
ける。ここで一体農業とは何かという
ことが問題になってくると思ひます。
農業というものの定義を明確にしてお
かないと、実際にこれを処理する上に
非常に問題が起つて参ります。なぜ
農業の定義のようなものをここで尋
ねるかという、農業の近代化ある
いは機械化その他によって農業の内容
が著しく変わって参りまして、従来の
ように耕作ということが必ずしも農業
の前提になっていないという事象も
方々に起つております。あるいは畜
産等にいたしましても、今の大きい会
社がやっておる養鶏等は、はたしてそ
れが農業かどうかということについて

は問題があつて、鶏というのは単に卵
を生産する機械というような形になつ
ておると思ひますし、あるいは購入飼
料で酪農をやっておると、牛は単に乳
を作る機械というもののじゃないかとい
うようなことさえもいわれておりま
す。そこで、そういうふうなことを見
て参りますと、農業の限界は一体どこ
にあるのかということがこの際問題に
なると私は思ふわけです。従来のよう
に、ともかくも耕作ということがその
条件になつておる農業ではなくて、
もっと別の意味の農業に変わつてきて
いる。そこで政府の方ではこの法律を
処理していく上の農業というものはこ
ういうものだということを明確にする
必要があると思ひますので、これは一
つ両局長からお伺ひいたしたいと思ひ
ます。

○坂村政府委員 仰せの通り、農業と
いうものが具体的にはいはいいろいろ
変わつて参つておる点もございま
す。この農協法で農業といつておりま
すのは、農協法の第三条にもございま
すように、「この法律において、農業
とは、耕作、養畜又は養蚕の業務（こ
れに附随する業務を含む）をいう。」こ
ういうことになつておるのでございま
して、この農協法の定義で考えて参り
ますれば、今の果樹、園芸その他畜
産、そういう方面がいろいろ進んで参
りまして、大体のものが農業という
ことで考えられると思ひます。

○湯山委員 たとえば水産会社がフィ
ッシュミール等で飼料を作つて、農地
に關係なく卵だけという養鶏を
やっておる、これはやはり農業といえ
るかどうか、今おっしゃった意味の定
義に入るかどうか。それからモヤシな

んか作つておるところは、全く農地と
離れて、箱の中で、しかも非常に大き
な設備で作つております。こういうも
のも一体今おっしゃった意味の農業と
いえるかどうか。耕作じゃないと思
うのですが、そういうのはどうなりま
すか。

○坂村政府委員 いろいろ実態にもよ
ると思ひますけれども、今御指摘のよ
うな問題については、大体農業に付随
する業務として、加工という農業で生
産されたものを加工するものでござい
ますから、付帯する業務というよう
な意味で、農業協同組合法上の農業とい
うように考えられると思ひます。

○湯山委員 たとえば今卵卵場をひな
だけかえしておるというのは、やはり
付帯する業務ということになるわけ
ですか。

○坂村政府委員 その卵卵場のような
ものはいろいろ考え方があらうと思ひ
ますけれども、現在の農協法では大体
養畜といふことで考えていいのではな
いかといふふうで考えておるのでござ
いまして、いろいろ金融關係その他に
おきまして、大体農業の中に入れて
扱うような取り扱いをいたしており
ます。

○湯山委員 この問題は、法律運営の
上では、もし今のようなのをやりに始
めても、付帯する事業だけ独立してや
ることはこの法律の中では認められて
いないわけですから、そういうものを
明確にしておかないと、あとで処理す
る上に問題が起つてくるということ
が考えられます。そこで個人的な見解
ではなくて、農林省としてあるいは政
府としてそういう点を明確にする必要
があると思ひます。そういう点必

要があるとお考えなのかどうなのか、
あるとすれば、そういうことをこの法
律が施行される段階で明確にするとい
う御意思があるかどうかを承りたいと
思ふのです。

○坂村政府委員 おっしゃる通りで
ございまして、いろいろ疑義がありま
すれば正式にはっきりとさせるべきであ
らうと思ひます。そういう意味で、た
だいま申し上げましたのも個人的な
見解ではございせんので、農林省の政
府委員としての答弁でございしますの
で、御了承願ひたいと思ひます。

○湯山委員 いろいろ問題があると思
うといふようなあいまいなところが
あつたのでは、法の運営ができないわ
けです。明らかに附帯事業組合は農業
の経営ができる、その他はできないと
ここで規定してあります。それから付
帯する事業についても、その農業の經
営がなければ付帯する事業は独立して
はできない、共同利用施設の設置、農作
業の共同化に付帯する仕事でなければ
できない、こうなつておるわけであり
ますから、この定義あるいは見解とい
うものを明確にしておかなければ、実
際には末端では運用ができない。届出
制ですから、いいかげんにやつておる。
いよいよの段階でトラブルが起つた
ときに大へんな問題になると思ひます
し、今確かにそういう傾向が出ておる
ことは、最初局長も肯定された通りで
すから、私はその点は明確にすること
を強く要望したいと思ひます。必要が
あればではなくて、ぜひそうしてほし
いと思ひますが、いかがでしょうか。

○坂村政府委員 おっしゃる通りで
ございしますので、運用にあたりましては
十分明確な線をはっきりさせまして、

処理いたしたいと思つております。

○湯山委員 次に御尋ねいたしたいこ
とは、今回農地法で最高土地制限の撤
廃がなされております。そのこと自体
が問題ではなくて、私がここで御尋
ねしたいのは、所得増進計画の中では、
二・五ヘクタールの自立経営農家を百
万戸十カ年間に育成する、こういうこ
とが閣議で決定され、政府の方針とし
て示されております。二・五ヘクタ
ールの自立農家を百万戸育成するとい
うその基本方針と今度の農地法の改正と
はどういう關係があるか。私ども今簡
単に考えてみますと、三町歩という最
高限度を撤廃しないで、それ以上のも
のはむしろ押えて、そしてその限度に
近づける。それ以下のものは二・五ヘ
クタールの耕地を持った自立農家を作
る。そのことを先にすることの方が従
来の方針からいへば必要じゃないか、
こう考えられるのですけれども、今回
のような措置をとられれば、大きいこ
ころはほとんど大きくなつていつて、
二・五ヘクタールの自立農家の育成と
いうことはもうあと回しになつてい
る、比重が置かれていない、こういう
ことにならざるを得ないと思ふので
すが、その点はどういうふうな關係を
持つておりますか。あるいはこの法律
の中でどのようにしてその二・五ヘク
タールの自立農家の育成をはかつてい
く、そういう積極的な意図があらに
なるか、これをお答えいただきたいと
思ひます。

○庄野政府委員 所得増進計画の構想
といたしまして、十年間に大体全国平
均で二・五ヘクタール以上、農業所得
百万円というような自立経営農家の目
標が掲げられてございします。われわれ

といたしまして、この自立経営農家の育成ということにつきましては、御承知のように農業基本法におきましても自立経営農家の育成をはかるということに相なっております。われわれとしては、できるだけ自立経営農家を育成して参りたい、こういうふうに考えておる次第でございます。農地法におきまして、ただいま自家労働のみによつてやつておる場合は三町歩、それを今度主として自家労働に依存する場合に限りまして三町歩以上に拡大していくという従来の方針の緩和につきましては、いわゆる経済の高度の発展によりまする農村における労働人口の移動状況あるいは農業技術の発展、そういった面から参りまして、自家労働のみによつて経営を拡大するというのみならず、主として自家労働による場合にもこういう機会を与えるということがやはり自立経営の育成のために非常に資する、こういうふうな考え方で三町歩のそういう制限を緩和した次第でございます。

○湯山委員 それは少し間違つておると思ひます。局長のおっしゃるのは、二・五ヘクタール以上の農家を作つていくことが所得倍増計画の方針である、こういうふうな以上ということは大へん強調しておられますけれども、そういう表現はございません。所得倍増計画の中にいっていることはそういうことではなくて、自立農家を育成していく、その自立農家というのはこういうもの、耕作面積は今おっしゃつたように平均二・五ヘクタール——それ以上のものを作るといふことじゃないのです。労働力は三名、年間粗収入は百万円、こういう規定がしてあります。

して、二・五ヘクタール以上どこまで自立経営であらばいいともいい、そういう農家を作つていくのだということではありません。これはお考えが少し違つておると思ひますので、もう一度御答弁を願ひます。

○庄野政府委員 以上と申しましたが、府県平均二・五ヘクタール、こういうことになっております。私の思い違ひでした。ただし府県平均二・五ヘクタールでございますので、二・五ヘクタール以下でも百万円の所得を確保できる場合もございまして、また二・五ヘクタール以上でなければできない場合もあろうかと存じます。私の申しましたのは、大体想定でございまして、必ずしも二・五ヘクタール一本でいくという意味ではなしに、幅がある。これには三町歩の場合もありましようし、あるいは二・五ヘクタール以下でも近代的な経営で生産性の高い農業をやれば、農業所得も所要の想定される百万円をこす場合もある、こういうことであります。私の申しました農地法上の三町歩については、やはり所得倍増計画の想定と合せて、そういうふうないかない場合もありますので、三町歩以上についても、主として自家労働によつて適正な経営ができる場合には、その拡大の道を開くというところが、農業規模の拡大あるいは経営の合理化等に必要だ、こういうふうに考える次第であります。

撤廃したのだということじゃないのでしよう、この法律の精神は。どうなんですか。今の御答弁だと、結局、年間粗収入百万円の農家を作るためには、三町歩という制限はできないから、三町歩という制限を撤廃するんだ、つまり本来は二・五ヘクタールでいいんだけれども、それでできないのを補うために制限撤廃をした、こういう結びつけで御答弁になっておるのですけれども、それは無関係に、近代化あるいは機械化を進めていく、そのためには、実は所得倍増計画では二・五ヘクタールなどというのをいつたけれども、それはだめだ、自家労働でやっていると、四町歩にならうが、その制限を撤廃することが、農業の近代化をはかつていく上に必要だ、こういう観点からこういう建前をとられたのではないですか。私はそうだと思うのですが、いかがですか。

○庄野政府委員 現行の農地法では、三町歩が一応の制限になっておるわけでございますが、それを自家労働といふことだけによつて制限するのは、現状の農業事情から必要がない。これはやはり現状の農業労働力の移動あるいは機械の導入、そういう点から考えまして、経営規模の拡大をしようという農家には、そういうチャンスを与えるべきではないか、こういうことであります。

○湯山委員 従つて、所得倍増計画の、十年後に二・五ヘクタールの自立経営農家を百万戸作る、そういうこととは必ずしも一つのものではない。それは別個のものだ。もっと端的にいえば、所得倍増計画は倍増計画だけれども、そういうことじゃないから、この際踏み切つてこういう措置をとったんだ、こういうことなんですよ。

○庄野政府委員 所得倍増計画の府県平均二・五ヘクタールというのは、構想ということになっております。二・五ヘクタールのものをそのまま作るといふようなことでなしに、二・五ヘクタールのものを十年間にこれだけ作り、自立経営させていくという構想として発表されたわけでありまして、農地法では三町歩の現行の制限については、先ほど申しましたように、農業事情等の変更に、これを撤廃する方が、農業経営の規模の拡大、近代化のために必要である、こういうふうな考えでなければならぬということではないと思ひます。

○湯山委員 そういうお考えはそれで了解できると思ひます。そこで、そうなりますと、昨日も議論がありましたけれども、ずっと富農中心の農業になつていく、その格差というものは一そう拡大されてくる。もっと言えば、三割農政というものが二割農政になるか、一割農政になるか、そういうことになる可能性もあるというふうに考えられるのですが、これはいかがでしょうか。

○庄野政府委員 経営を拡大して合理化していく、こういう農家につきましては現行の農地法が制限になってはいないといふことでいふゆゑ三町歩の制限の緩和をはかつた次第でございます。農家が経営を拡大するといふ意欲があらますればそういう大きくなり得る道を開いただけでございます。一方零細な農家等につきましては、先ほ

どからも申し上げましたように、協業の助長あるいは新しい近代化等によります生産性の向上といったような措置を講じていくようにしたい、私たちはこういうふうに考えております。

○湯山委員 経営規模の拡大ということとは一つ条件としていいと思う。ところが、この農地法の改正、農協法の改正の考え方の基礎はあくまでも自立経営農家の育成であつて、その補ひとして協同経営があるというふうなことが提案説明にも書かれてあります。しかし、今の二・五ヘクタールというところ、これにこだわつておつてはほんとうの近代化はできない。そういうところから考えれば、今のよう自立経営農家ということだけに拘泥しておつたのでは、ほんとうに農業の近代化あるいは合理化ということができていかならないのじゃないか。と申しますのは、御存じのように先進国の非常に近代化された農業と太刀打ちしていかなければならぬ。一方においては東南アジアその他のあつたようなブリティッシュな農業と競争していかなければならぬ。そういう中であつて、今二・五ヘクタールとかあるのは自立経営農家、そういう考えで一体日本の農家が立つていくかどうか。それについては私はこの際その考え方を變えていかなければならぬのじゃないかと思ひます。今出された法律の中の非出資農事組合、これじゃなくて、むしろ出資農事組合が今後の中心になつていかなければならぬのじゃないか。そうでなければ今言つたように二・五ヘクタールといふワタにこだわらないで、上の制限は撤廃したのだからいけるものはない、はい、こういう踏み切つた考え方が

でも、従来の実行組合というのは、それは別個のものだ、こういうことなんじゃないでしょうか。これは法律の解釈じゃないんですよ。農林省の方針がその点は明確になつていなければならないと思うわけです。ある部落の中で、ある集団は従来通り実行組合でやつておる。そのお隣は今度の農事組合になつておる。しかも同じことをやっている。一方は法律によつて作られたものだし、一方は

も、法人になつてもどちらでもいいという事でございませうけれども、法人格を持つことによつてその事業につい

て一つの人格が責任を持って仕事をやっていると、それがあるいは法人についての税法上の問題、そういうような問題も恩恵はあるのでございます。そういう利点はございます。ですから、任意組合の場合には一々個々の民法上の組合契約のようなものになるわけでござい

で、残っている問題は、政府の方で信託の模範規程案を御発表になるということですが、これはもうできておりま

るわけでございますか、管理をするという意味は。

の点については信託引き受けの際において農協においても十分にやらなければならぬかと思ひます。その一面において売り渡し目的の信託がその後のいろいろな事情で、見通しが悪くて引き受けたあとでどうしても売れないという

点については信託引き受けの際において農協においても十分にやらなければならぬかと思ひます。その一面において売り渡し目的の信託がその後のいろいろな事情で、見通しが悪くて引き受けたあとでどうしても売れないという

介になる、こういう点がござい。それから法人として、外に對して法人格を持ったその組合そのものが責任を持っていろいろの仕事ができる、こういうような面もござい。法人としてやっていく方が何かにつけてその共同利用施設等をやります場合にも便利であるというふうに考えております。

からすぐお配りいたします。

り渡し信託を受けて二年、三年たつて、その間は、保存上の最小限度の管理ならば、荒らしておくわけでござい

今度土地の売り渡しじゃなくて、貸付の方へそれを回す。いずれにしても今の御答弁だと、信託は安心してできないということになるのじゃないですか。と申しますのは、最初申しましたように、大体今のようない

合には、売り渡しをやる、あるいは売り渡しができないときには貸付にも変更できるといったような信託契約の方法も考へて売り渡し信託と貸付信託を合一したような制度というものをあわせ

が、今の点をお百姓さんにわかるように言うのはどう言ったらいいのでしょうか。

の間にまず信託行為が行なわれる。それから、信託された農協はそれからある時期を置いて売り渡しもしくは貸付を行なう。その間に時期がござい。特に売り渡しの場合等は、有利な場合には相当相対取引でやってみよう

るの、大体一年間も処分ができないような場合には、これはその信託が円滑に動かないわけではござい。それから、そういう状況に置くことは適当でないと思うので、そういう場合には信託契約を解除させるようにしたらどう

今度土地の売り渡しじゃなくて、貸付の方へそれを回す。いずれにしても今の御答弁だと、信託は安心してできないということになるのじゃないですか。と申しますのは、最初申しましたように、大体今のようない

合には、売り渡しをやる、あるいは売り渡しができないときには貸付にも変更できるといったような信託契約の方法も考へて売り渡し信託と貸付信託を合一したような制度というものをあわせ

が、今の点をお百姓さんにわかるように言うのはどう言ったらいいのでしょうか。

の間にまず信託行為が行なわれる。それから、信託された農協はそれからある時期を置いて売り渡しもしくは貸付を行なう。その間に時期がござい。特に売り渡しの場合等は、有利な場合には相当相対取引でやってみよう

るの、大体一年間も処分ができないような場合には、これはその信託が円滑に動かないわけではござい。それから、そういう状況に置くことは適当でないと思うので、そういう場合には信託契約を解除させるようにしたらどう

今度土地の売り渡しじゃなくて、貸付の方へそれを回す。いずれにしても今の御答弁だと、信託は安心してできないということになるのじゃないですか。と申しますのは、最初申しましたように、大体今のようない

合には、売り渡しをやる、あるいは売り渡しができないときには貸付にも変更できるといったような信託契約の方法も考へて売り渡し信託と貸付信託を合一したような制度というものをあわせ

が、今の点をお百姓さんにわかるように言うのはどう言ったらいいのでしょうか。

の間にまず信託行為が行なわれる。それから、信託された農協はそれからある時期を置いて売り渡しもしくは貸付を行なう。その間に時期がござい。特に売り渡しの場合等は、有利な場合には相当相対取引でやってみよう

るの、大体一年間も処分ができないような場合には、これはその信託が円滑に動かないわけではござい。それから、そういう状況に置くことは適当でないと思うので、そういう場合には信託契約を解除させるようにしたらどう

今度土地の売り渡しじゃなくて、貸付の方へそれを回す。いずれにしても今の御答弁だと、信託は安心してできないということになるのじゃないですか。と申しますのは、最初申しましたように、大体今のようない

合には、売り渡しをやる、あるいは売り渡しができないときには貸付にも変更できるといったような信託契約の方法も考へて売り渡し信託と貸付信託を合一したような制度というものをあわせ

が、今の点をお百姓さんにわかるように言うのはどう言ったらいいのでしょうか。

の間にまず信託行為が行なわれる。それから、信託された農協はそれからある時期を置いて売り渡しもしくは貸付を行なう。その間に時期がござい。特に売り渡しの場合等は、有利な場合には相当相対取引でやってみよう

るの、大体一年間も処分ができないような場合には、これはその信託が円滑に動かないわけではござい。それから、そういう状況に置くことは適当でないと思うので、そういう場合には信託契約を解除させるようにしたらどう

今度土地の売り渡しじゃなくて、貸付の方へそれを回す。いずれにしても今の御答弁だと、信託は安心してできないということになるのじゃないですか。と申しますのは、最初申しましたように、大体今のようない

合には、売り渡しをやる、あるいは売り渡しができないときには貸付にも変更できるといったような信託契約の方法も考へて売り渡し信託と貸付信託を合一したような制度というものをあわせ

が、今の点をお百姓さんにわかるように言うのはどう言ったらいいのでしょうか。

の間にまず信託行為が行なわれる。それから、信託された農協はそれからある時期を置いて売り渡しもしくは貸付を行なう。その間に時期がござい。特に売り渡しの場合等は、有利な場合には相当相対取引でやってみよう

るの、大体一年間も処分ができないような場合には、これはその信託が円滑に動かないわけではござい。それから、そういう状況に置くことは適当でないと思うので、そういう場合には信託契約を解除させるようにしたらどう

今度土地の売り渡しじゃなくて、貸付の方へそれを回す。いずれにしても今の御答弁だと、信託は安心してできないということになるのじゃないですか。と申しますのは、最初申しましたように、大体今のようない

合には、売り渡しをやる、あるいは売り渡しができないときには貸付にも変更できるといったような信託契約の方法も考へて売り渡し信託と貸付信託を合一したような制度というものをあわせ

が、今の点をお百姓さんにわかるように言うのはどう言ったらいいのでしょうか。

の間にまず信託行為が行なわれる。それから、信託された農協はそれからある時期を置いて売り渡しもしくは貸付を行なう。その間に時期がござい。特に売り渡しの場合等は、有利な場合には相当相対取引でやってみよう

るの、大体一年間も処分ができないような場合には、これはその信託が円滑に動かないわけではござい。それから、そういう状況に置くことは適当でないと思うので、そういう場合には信託契約を解除させるようにしたらどう

今度土地の売り渡しじゃなくて、貸付の方へそれを回す。いずれにしても今の御答弁だと、信託は安心してできないということになるのじゃないですか。と申しますのは、最初申しましたように、大体今のようない

合には、売り渡しをやる、あるいは売り渡しができないときには貸付にも変更できるといったような信託契約の方法も考へて売り渡し信託と貸付信託を合一したような制度というものをあわせ

国が持つというような必要があるのではないでしようか。

それからいま一つは、一年間はその農協で管理するという場合の管理に要する費用、そういうものを含めて、一体この信託事業が農協に対して赤字を出させる、損失を与える、そういうことではないでしようか。先般米の御説明では、手数料はどうとか、あるいは一万円の事務費でございませうか、そういうものを見ておるといふようなことも言っておられましたけれども、今これだけの大きな事業を農協に委託して国の方でお考えになっていく程度では、農協としてはこういうことはあまりやりたくないという気持の方が先に出るのではないかと、このことを心配するのですが、その点についてはどのようにお考えになっておられますか。

○坂村政府委員 信託に必要な経費は委託者の方から取りますし、また半分は国が補助する、こういうことで予算も組んでおるのでございますので、少なくとも農協がこのために赤字になるというようなことは絶対にさせないようによつていきたいと思つております。

○湯山委員 管理部長と農林大臣等に質問がまだあるのですし、先ほど保留したのもありますけれども、本会議が始まるそうですから一応これで留保しておいて、今回ののは終わることにいたします。

○野原委員長 本会議散会後再開することとして、この際休憩いたします。

午後二時二十九分休憩

午後三時十三分開議

○野原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、理事辞任の件につきお諮りいたします。

理事足鹿寛君より理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

次に、理事補欠選任の件につきお諮りいたします。

足鹿君の理事辞任に伴い、理事が一名欠員となりましたので、この際その補欠選任を行ないたいと存じます。先例により委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。それでは中澤茂一君を理事に指名いたします。

○野原委員長 内閣提出、農地法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案並びに北山愛郎君外十四名提出、農業近代化促進法案及び石田有全君外十四名提出、農業生産組合法案、以上四件を一括議題とし、質疑を行ないます。石田有全君。

○石田(有)委員 池田内閣は、昨年所得増計画と関連いたしまして農業基本法を提出されました。農業基本法について、情勢の分析その他については社会党と必ずしも大きな食い違いはなかったものでありますけれども、基本法を中心とする考え方には大きな相違があったわけでは、私どもは、池田総理

の言われる基本法の構想は農民の削減論、切り捨て論だ、こう申したのであります。総理は切り捨てでなくで切り上げ論だ、こうおっしゃったのであります。しかし、それは切り捨てであらうか、あるいは切り上げであらうかが、池田さんのお考えに比べておるやうに農業人口は大幅に減つて参りました。農業人口がほかの産業に移つた人たちが安定した生活を営んでおるかという、非常に疑問が多い。労働者になりまして、臨時工とか社外工とかいうような人たちの生活というものは必ずしもよくなつておらない、こういうふうな情勢であります。数字的に、農林省の統計を見ますと、大幅に農業人口ははつきりいたしておるのではありませんか、政府は一体今後の日本の農業についてどうお考えになっておるのか。昨年の基本法審議にあたりまして、総理大臣は農業を進展させるためにいろいろな施策を行なうのであるといふことを言われたのであります。その後の推移を見ておると、だんだんと衰微する方向へ向かつておる。今後は日本の農業といふものをどういふふうな位置づけていこうとされておるのか、お伺いをしたいと思つております。

○池田国務大臣 農業は、他の産業とは異なりまして、自然的条件、経済的条件、いろいろな点で困難性が多いのでございませう。しかも日本の農業は、今の近代化される趨勢に逆行とは申しませんが、立ちおくれてまして、一部には百年前の農業自体を今もやっています。こういうことは、農業のためにまことに悲しむべき状態である。しかも

片一方では産業の合理化と所得十年倍増計画でいっているときに、農業についていろいろな施策を講じなければならぬ。私が農業人口が相当減ると言つたときにみんな驚かれたが、一年半、二年足らずのところでもうその点が認められてきたのではないかと。十年たつたならば私が二年前に言つたようなことが実現、好むと好まざるにかかわらず、そうなるではないか。これを私は考えまして農業基本法を制定し、農業があらゆる制約を乗り越えてりつぱな産業として立つようにならねばならぬ。これを御審議願つておるのであります。

○石田(有)委員 りつぱな産業として立つていくようにという御答弁でありましたけれども、これは口先だけのことであつて、内容的にはそれに伴つておらない。たとえば、食糧にいたしても、飼料にいたしても、外国依存度が高まっています。食糧や飼料等の農産物を大幅に外国に依存するような政策がはたして日本の将来のために好ましい方向であるかどうか、この点も伺つておきたいと思つております。

○池田国務大臣 今の国際経済におきまして、食糧、飼料の自給度を高めることとみに施策を集中してはいけません。やはりあくまで国際的に見て、しかも経済的にこれが合理性を持つようにならねばならぬ。そういう前提で自給度を高めていく、こういう二つの目的を合致せしめることが必要であらうと考えるのであります。

○石田(有)委員 口先だけは自給度を

高めるといふことをおっしゃるけれども、実際おやりになつておることは、少しも伴つておらないのであります。そこで、これに関連いたしますけれども、河野農林大臣は、三月十一日に京都でこういう講演をやつておる。日本の農業は東南アジア共同体の一つとして考えなければならぬので、このためには米作を、二割減らし、その分だけ他の農産物に転換する必要がある、ということを言つておるのです。これは昨年の基本法審議の過程におきましても、米麦については作付制限をすることをわれわれはしばしば追及したものでありますけれども、さういふことはやらないんだ、こう言つておられたのでありますけれども、今度は農林大臣は、はつきりとして、米作の一、二割の作付転換をしなければならぬ、こういうことを言つておられるのであります。総理大臣のお考えはどうでしようか。

○河野国務大臣 今、京都で私が米作の一、二割の作付転換をしなければならぬと言つたように、それをそのまま総理が答弁をされますと、誤解から誤解を生むと思つたから、お許しをいただきたい。私はそれには前提があります。もしさういふことが可能であるならば、さういふことが前提でございまして、決して私は、それをやるというやうなことで申したのではないのであります。日本と東南アジアの農業の一体化をはかることができ、そしてよつて、もし日本の生産費の高い米作地帯のものが、二割作付転換ができて、それで東南アジアとの間に一体化ができるならばというのであつて、た

だ無条件にそういうことを私は考えておりません。日本農業が近代化して参る上におきまして、生産費の高い米作地帯は、いつまでも米作でなければならぬということはないだろう、そこに農家の自立経営を育成する上においてそういうことが可能であるならばというところでございまして、それには相当の施策が必要でございまして。ただむやみに米作地帯を切り捨てるような誤解の出ることは非常に遺憾でございまして。決して私はそういうことを考えておりませんから、その点は一つ御了承をいただきたいと思ひます。

○石田(有)委員 これは実は河野さんにお尋ねしたわけじゃないのですが、総理の答弁を求めてもこれと同じだという御答弁になるだろうと思ひますから、重ねてお伺ひいたします。これは農業基本法第二条第一項のいわゆる選択的拡大ということが規定されておりました、需要の増大するものは生産を高める、需要の減退するものは作付を転換する、また外国産農産物と競合するものはこれを合理化していくという規定があるわけでありまして、これに基づいて、いろいろ作付転換についても政策が出ておるわけです。まっ先に述べたのは、大麦、裸麦の作付転換であります。これは政府の半ば強制的な指導に基づいて、大・裸麦十五万町歩も作付転換が行なわれ、五万町歩も耕作放棄されておる。しかし法案は成立をしなかつた。政府の指導によつて行なわれた作付転換をした農民諸君は泣くにも泣けない状態なんです。今、河野さんの答弁のようであると、今度は、これは米にまたくる危険性がある。それならば、一体、成長財と

はつきり銘打っておった畜産はどうか。私は、昨年の基本法審議にあたりまして、政府が、畜産が成長財だなどというて宣伝をされると、農民はネコもしくし畜産に飛びついて、結果においてはえき会社のえきになってしまふのではないか、かつての農民は機械屋の奉公をやつてきたが、今度畜産をやると、えき屋のえきになるのじゃないかというのを指摘しておつたのです。ところがその通りになつてしまつてゐる。最近の養豚家のごときは、先般来お話がありましたように、農民の中には、それがために自殺をした農民すら起つておる。ところがそれに対して政府はどんなことをやつたかという、むしろ畜産物価格安定法に基づいて、乳業会社に対しては牛乳の値下げの口実を与えるような標準を示しておる。ことは、夏場になると牛乳が相当不足するのではないかと、うことになる、すでにこれは、外国から、乳製品四百トン、それに粉乳一千トンの輸入の手当をして値下げをはかろうとしておる。こういうところに政府の考へておる選択的拡大の意図がはつきり現れておるわけなんです。この状態が続いていけば、日本の農業というものがどういふ運命をたどるのかというところは明らかであつて、私はそういう点から、政府がどんなに強弁されようとも、日本の農業の発達のための施策をやろうとしておられるものではないと断ぜざるを得ないのであります。が、総理大臣はこれに対してはどうお考えになつておるか。

○池田田務大臣 農業政策の具体的問題でございまして、農林大臣からお答え願ふことにいたします。

○河野田務大臣 少しゆがんで御質問じゃないかと思うのであります。たとえば私は農産物の価格は高ければよいというふうな考へるわけには参りません。適正な価格のもとに成長農業がその中に堅実な発達をして参るといふことが条件でなければならぬ。農産物の価格が高くなればよい、酪農製品等につきましても、需要の増大を意図しつつ、そこに健全な生産の意欲が起つてくるということがあるべき姿でなければならぬと思つてございまして。またまた豚について異常な増産が行なわれまして大へん御迷惑をかけたこと、まことに遺憾でございまして。政府としても、ただ遺憾で申しわけないといわざるを得ませんが、成長の過程におきまして指導に誤りがあった、これはその通りでございまして。しかし、私は申しわけないと思ひます。しかし、再びこういうことのないようにいたさなければなりませんけれども、さればといつて、豚の値を、安んじだから、今度高くさへあればいいということには参らない。適正な価格で生産がそれに順応して参る、堅実な発達をして参るといふことであります。もつて、そこにこれからの指導方針を持つて参りたいといふことでございまして。それから米について大麦、裸麦などと同様なこととでございまして、確かに、大麦、裸麦につきましては、確かに御指摘のようなことで、われわれの施策が一貫して国会の協賛を得ることができましてしたことは、はなはだ残念でございました。しかし、それによつて一部御迷惑をかけた地方もござ

いますけれども、またそのこと自体が、御承知の通り麦作につきましては、面積が必ずしも耕作を決定するものではない、面積減少のところに十分な増産意欲によつて所期の数量を得ることもできるというところは御承知の通りであります。かくのごとくに、耕作その他の改良努力というものが、わが国農業を堅実に発達さすゆゑんであると思つたのでございまして、われわれが作付転換を奨励しながら、途中でその言う通りにならなかつたことについて、まことに申しわけないと思つておりますけれども、できるだけこれらの農民諸君には今後において構造改善その他について十分御協力申し上げたいと考へております。従つて、米について再びそういうことがあるようなことは絶対いたさぬという所存でございまして。

○石田(有)委員 質問の要旨を取り違えておられるようでありますが、私は、たとえば食糧の自給度の問題から見ても、あるいはまた最近の、農地に対する保護規定というものが全然なく、工場や宅地を作るためには、個人の利益を追求するためのものに対して、土地収用法を適用するものというやうな措置がとられておつて、農地として土地改良などやつて投資をいたしましても、これはほとんどつぶされていくが、農地としてこれを守るところの措置というものは何ら行なわれておらない。だからそういうものをこのままに放任していきますれば、一体日本の農地というものがどうなるか。全く農地を守つていくという規定は何にもないわけなんです。ですから、まだまだ当分の通り衰微、衰亡にまかせるのだ、そういうふうにお考えになつておるやうに見えるのですが、どうなんですか。

○池田田務大臣 農業というものは自然的条件、いろいろなことがございまして、画一的にどうこうというものはいへません。これが兼業農業であるか――まあ専業でありましても、地域によつて、そして地質によつて違ふのでございまして。従ひまして、われわれといたしましては、大体三町程度が今の場合で適当じゃないかということも考えますが、三町というのは、それ

は米麦だけか、こう申しますと、やはり合理的に畜産との関係を持たすとか、いろいろな方法によつて経営規模は変わつてくると思ひます。その地方、そして技術、機械化に便かどうかという点から、私は適正なものが自然にきまつてくると思ひます。

○石田(有)委員 これは憲法にも抵触するような問題でありますけれども、

そういう法律が出ておるんです。私は、きょう時間がないからそういうものはあまり掘り下げて議論をしようと思いませんけれども、諸外国では、こゝに西ドイツなどはっきりしておるわけですが、ちゃんと土地の利用区分を定めて、二十年から二十年、三十年から三十年の間は農業団地とする、こゝは工場団地にする、こゝの区域は市街地とするというような基礎的なものがちゃんときまつておつて、その土地の利用区分が明らかな上立つてそれぞれ適当な措置をとられるのはいいけれども、今日の場合には、そういう区別が何にもできない上に、たゞ工場団地あるいは宅地造成というような場合に、私益追求のためのその事業に対して土地収用法を用いる。これは間違ひのない事実じゃないですか。そういうことをおやりになつておるところを見ると、一体農業を守つていこうとするのか、農用地などを守つていこうとするのかどうか疑わしいじゃないか、こういう点を言つておるのです。あなたは簡単に、そんなことをやらないとおしやるけれども、ちゃんとそういう法律が出ておるんですよ。だから今日のような狭い国土では、国土の全体の完全な調査の上に立つて土地の利用区分を明らかにして、その明らかなつた利用区分の上に立つていろいろな行政が行なわれなければならないのではないかと、こういうことを言つておるんです。

○池田国務大臣 農地の転用につきましては、農林大臣が法律の規定に基づいて合法的適当にやつておられると思

います。この点は農林大臣からお答えいたします。

○石田(有)委員 實は農林大臣は、農地の転用その他について農地転用基準のようなものは作られたけれども、行なつておられない、農地法というものは完全に実施していないのです。これは最近の自民党の中の一つの組織であるといつても過言でないところの旧地主の団体のようなものが自民党の中にばつこして、そうして自民党の一体になつて農地法というものが厳正に行なれないように政治をゆがめておるのです。そういうところに農地法がゆがめられておる大きな原因があるのには、さらに今度、今審議されておる農地法の一部改正の中には、第八十条の二項に書いてありますが、政府が開墾適地として買上げた土地、今五十万町歩ほど残つておりますが、その土地が旧地主の妨害によつて開墾が行なれないでおる。それを今度は旧地主の一般相続人に、十何年も前に買上げた値段でまた売り渡すことができるという改正が入つておる。そういうことはどういふ影響があるかということが私どもの非常に重大視しておる問題の一つなんです。要するに、開墾適地として買上げたけれども、旧地主勢力の妨害にあつてそれが開墾されないでおる、売り渡されないのでおる、こういう状態にしておいて、今度はこの農地法の改正が行なわれると、買上げた対象になつた地主さんはもう長い年月だから死んでしまつた。今度は一般相続人にこれを買い上げたときの価格で売り渡すというやうな立法措置は、きわめて反動的なものであつて、われわれが断じて認めることのできない点

であるといふことを私は指摘せざるを得ないのであります。一体なぜ旧地主の要求などに基づいてそういう法律改正をなさうとするのか、さらにには国民金融公庫法の一部改正によつて、旧小作人よりはるかに生活程度もよろしいし、農耕をやつておるものは耕作面積も多し、相当な役職にもつておるというところが明らかである者に対して、金融の道を開いたり、今度は二千八百億もの国民の血税によつて旧地主に補償をしようとなつたの党では今準備をしておるじゃないですか。そういうふうな反動的な農地行政をわれわれは許すことができないのです。一体総理大臣は、今申し上げたように、これから農地を守り、農地を上げていって、農民の生活の安定と日本農業発展のための措置をしなればならぬとくにあたつて、それに逆行するような立法措置をやられることははなはだ遺憾にたえないのであるが、一体これは総理大臣のお気持から出しておるのかどうか、これを一つ伺つておきたい。いや、農林大臣じゃない、総理大臣に聞いておるんです。

○河野国務大臣 誤認が起こるといけません。事実について申し上げたい。と申し上げますのは、ただいま数万町歩の開墾適地を旧地主に返すというのをわれわれが意圖してこの改正案を出しておるやうに御質問でございしますが、私たちは決してそうじゃないと申しあげます。その例が絶無とは申しあげませんけれども、おおよね開墾適地を買収いたしましたそれが一時売り渡したに過ぎ、その開墾の実情等を見てみますと、今日開墾の要求が割合少ない。そのために今政府

に何十万町歩というものが残つておるのをごさいます。意欲があるにもかかわらず、その払い下げを政府が決つておるといふやうなことをいたしておる事實はございしません。従つて、今お示しのように、われわれとしては、むしろ積極的に開墾をどんどん進めていこうといふのでございまして、お話の点と違ふ点がございしますから、その点を私はお答え申し上げたいと思つたのでございします。また総理がその実情を誤認せられて答弁になるといけませんから、失礼でございしますが、申し上げたのでございしますから、あしからず御了承いただきたいと思います。

○池田国務大臣 農林大臣がお答えになつた通りでございまして、開墾の目的で買上げた、その目的が達せられないといふものをそのまま置いておくということは、農地造成の上からいってもよくございしませんから、これを適当に払い下げるといふことは私は当然の措置じゃないかと思ひます。それから今農地被買収者に対しての措置を云々しておられるようでございますが、私は、党でいろいろ研究しておられることは聞いておりますが、党から正式にまだ私にどうこうということは言つておりません。われわれは農地被買収者の生活状況その他につきましての調査をお願いいたしました、そうしてその調査に基づいて農地問題について検討を加えて、適正な措置があるならば、その措置を将来において講ずることあるべしといふことの検討を加えておるのであります。

○石田(有)委員 補償の問題はまだ法律として提案はされておられません、先ほど申しましたやうに、すでに国民

金融公庫法の一部改正法律案は提案されておるわけですね。その性質は必ずしも同一だとは申しませんが、軌を一にするものであることは間違ひがございしません。一体総理は、旧地主に対してのみ特別に国民金融公庫から融資をしなければならぬ理由というものは、どこにあるとお考えになりますか。

○池田国務大臣 農地を買収せられて、そうして生産資金にお困りの方につきまして、私は二十億円程度のもので実情に応じてお金をお貸しするといふことは、やはり政治の一つの道だと考えておるのであります。

○石田(有)委員 先ほどもちよつと触れたやうに、旧地主というものの生活が一般の国民の中ではむしろ上位にある、むしろいい方にある。それならば一体戦傷病者、いまだに戦争に行つて病氣を患つた方がを患つたりして病院に入つておるやうな人がある。あるいはまた沈没船舶の問題あるいは郵便年金の問題、強制疎開とかいふやうな問題、こういうものと旧地主の関係をどこでけじめをつけ、どこで区別されるのですか。

○池田国務大臣 別に区別するとか区別せぬとかいふ問題ではございせん。われわれはそういう問題がまだたくさん残つていゝといふことは承知いたしておるのであります。○石田(有)委員 そういふことになりますと、国民金融公庫法の一部改正といふものは、旧地主に限つて特別な融資をするといふことをなさるといふことは、今の答弁の趣旨と反する、矛盾する、その矛盾はどういふふうに解決されようとしておるのか。

○池田国務大臣 矛盾はいたしません。いろいろな問題がございますが、旧地主の方々の実情を調査してみますと、お気の毒な点もありますので、多数の地主のうちで、生業資金その他の他にお困りの方につきましては、ごく低額の融資を個々の問題を審査して出すということは、私は政治的に適当な措置と考えて御審議願うことにいたしましたのであります。

○石田(有)委員 海外引揚者の資産に対する補償の問題というものが今起こっておりますわけですが、そういうものをすべて国民金融公庫法の精神に基づいて、すべてに均等をさせるというならわかるけれども、農地被買収者という特定の者に、これは自民党の一部であるから、そういう自民党の一部の者であるがゆえに特別に融資をしなければならぬということであるとするならば、これは自民党の墮落これよりかはましではないといわなければならぬ。一体どうその点を区別してお考えになっておられるのですか。

○池田国務大臣 外地からの引揚者につきましては、四年前に五百億円の交付公債の措置をいたしました。地主の方々につきましては、何らそういうこととはいたしておりません。百数十万人の旧農地被買収者に対しては、私は今の状態からいって、二十億円の程度の生業資金を個々の事態に応じてお貸しするということは、政治として適当なことだと考えて御審議願うのであります。

○石田(有)委員 そういう同じようなものが非常に多いのでありまして、それを区別して取り扱うということは、私は公平の原則を欠くものであって、

これは許さるべきではないと考えるのであります。この点は時間の都合もございまして、この程度にいたしておきます。

総理は、先ほど来私が指摘をいたしておりますように、農業人口はどんどん減っていく、そしてまた農地を守ろうという施策も行なわれておられない。あらゆる施策がまだ農業、農村の人口をどんどんと追い出そうとする政策をとられていくが、たとえば構造改善事業を見てもその通りでありますし、昨年、総理は農業近代化資金というものによって、農業の構造を改善していくためにこれは使ってもらおうのだということでありましたが、実はこの近代化資金というものは、私は見せる金であって貸す金ではないと指摘しておいた。ところが最近では全くその通りになっている。個人で二百万円、共同する場合一千万円、あるいは農協がやる場合には二千万円貸付できるということになっていくけれども、実態を調べると、五百万円か十百万円の農業改良資金の肩がわり程度にみんな使われておいて、構造改善には何の役にも立つておらず、そこに意を用いまして、そして農村の中流農家以上のものでなければ貸さない、年所得四十万円以上のものでない、と貸さないということを指示している。一体それではそれ以下のものはどうなるのか、まだ積極的な農民の切り捨て政策がここに行なわれているわけですね。一体そういう年所得四十万円以上のものでなければ、中流以上のものでなければ、政府のその資金すらも借り受けることができないとするならば、農民というのは将来のどこに希

望を持ち、どこに夢を持って農業に従事することができぬか。池田さんは昨年の基本法審議にあたって、私が農民を苦しめるようないろいろな施策ばかりやっているとやないかといって五、六の例をあげたところから、それはかわい子には旅をさせるのだと、こうおっしゃった。それで大体の総理大臣の腹は読めたのでありますけれども、しかし旅には夢があるし、希望がある。ところが今の日本の農民には夢もなければ希望もないですね。夢も希望も持てない、日暮れの入りのような姿である。それをやっているのはこの池田さんの農政なんだ。それをお手伝いされているのが河野さんだ。一体こういうふうな状態がいつまで続くのか、二町五反で百万戸の農家を作るのだというところを示された数字で、ところが二町五反歩でやっていけないというところははっきりしている。きのうの参考人はこう言っている。三町や四町ではどうにもならない、十町歩以上でなければこれは経済的にペイしないといふことをちゃんと言っている。一体二町五反で自立経営農家を育成するなという方針は今後もおとりになる方針ですかどうですか。

○河野国務大臣 たびたび総理の答弁を妨害いたしまして相済みませんが、石田さんが御質問なさるのに、一方的なお尋ねをなさいますと、総理が答弁されるのに困られるように御質問いたしたくものですから、一応注釈を加えて、その上で答弁願わぬと工合が悪いという意味で私は申し上げるのであります。たとえば今の御質問でも、年取四十万円以上でなければ貸さぬじゃないか——四十万円以上でなければ貸さ

ぬ場合は、二百万円以上借りる場合には四十万円以上という条件があるのでございまして、二百万円以下百万円前後ならば、そういう条件はないのでございまして。やはり公平の原則に立って、一つ公平にものを取り上げ御質問いたしたく非常に誤解が起りますから、私から実情を訂正させていただきますというのであります。

なおまた、何もやらぬじゃないかというところでございまして、昨年農業法を御説明申し上げた当時と違ひまして、今日では、すでに成立いたしました明年度予算の中にも構造改善事業、たとえば近代化資金にいたしました。金銭の引き下げ等同時に比べて御承知の通りであります。われわれはこれで満足しております。われわれは将来に向かって十分に農民諸君の期待にこたえて、そして農民諸君がみずから自立経営農家をできるように十分育成して参りたい。それにこたえて農民諸君が十分立ち上がっていただくことができるようにいたしたいと思っておりますのでございまして、決して日暮れして山入りということじゃない。夜が明けてこれから里へ出る農業でございまして、御承知いただきたいと思ひます。

○石田(有)委員 どうも代理答弁が多過ぎてはなほだおもしろくないのでありますけれども、最後に総理に伺います。総理は昨年来農村は民族の苗しろだということをしばしば繰り返していらつしやる。今国会においてもそのことを言っておられる。なるほどそういう面は確かにあります。総理もよく御

記憶だと思ふのであります。最近の新聞でも明らかでありますように、昨年の高等学校、中学校の卒業生百三十万人のうち農家に残ったのは七万六千人程度で、わずかに六割程度、あとは全部他産業に従事しておる。まことに農村の苗しろが明らかです。一体百三十万人の高等学校、中学校卒業生を作ったものはだれか、これは農民です。農民の負担によってはぐくみ育てたこの若い労働力を、ことごとく他産業に低賃金で提供しなければならぬこの政治というものを私も私は黙って見ておるわけにはいかないのです。農民は苗しろを大切にいたしまして、苗しろ田は一年作付を休みます。これは総理にはおわかりにならぬかもしれぬけれども、それほど苗しろというものは大切にしておるのに、その苗しろである農村を先ほどから私が指摘いたしまする通りに、農村の青年には何の夢も希望も与えることのできないような農政がこれ以上続けられてはならない。どこかでけじめをつけて、農業で生活していこうと青年が期待を持ち、希望を持って農業に従事することのできるような農政を考えなければならぬ。重大な時期であると思ふのであります。総理大臣の所見を伺いたいと思ひます。

○池田国務大臣 農村の大事なことはお話しのとおりでございます。苗しろは大事だから苗しろ田は一年休むとおっしゃるが、これは東北地方でございまして、今はだんだん減っております。苗しろだから一年休まなければならぬことはありません。関西地方はない。東北の一部で、だんだんと減っていつておりまして、

池田総理は、農基法制定当時考えたように、この農基法が今後の日本の農民をしあわせにし、他産業従事者と同じような生活を営むことができるための法律である、このように確信を持って考えておられるかどうか、この点を伺いたいと思うわけです。御承知のよう基本法の内容では、一つは選択的拡大、一つは構造改善ということになっておられるわけですが、まず農民は政府の選択的拡大で、畜産をやれば今後は一番いいだろうというような声に応じまして、手つとり早い養豚に飛びついたのは御承知の通りであります。しかし今日における養豚業者の経営がどうであるかという点は、ただいまもお話がありましたように、結局はえさ屋のえさになったということございまして、手間賃もとれない。このことは、われわれが農基基本法の論議の際に、農業資材の価格あるいは農産物についての価格制度を確立しなければならぬという論議をいたした点で、すでに指摘したのであります。そういうような結果がすぐにはつきり欠陥として出ておるのであります。私も農村に行くと、やはり東海林さん、政府の言う通りにやったのでは農業は損するばかりだ、反対をやった方が損は少ない、こういうことを今言っておりまして、また一面構造改善の面におきまして、当時総理は、他産業が今後大いに発展していくのだから、そちらの方に農民が移っていくべき、農業をやっておるのに劣らざるどころの生活が保証されるのだというように言われたわけでございますが、しかし池田内閣の表看板でありました高度経済成長政策は、御承知のように、国際収支の

悪化あるいは物価の高騰ということで行き詰まって、現在これを大きく調整しなければならぬ段階にきておられるわけでありまして。農民としては、当時他産業に比べればある程度生活が向上するのではないかと、あるいは望みを持っていた人もありまして、また今後そういう望みを持ていこうとしておった農民も、最近の事情からして、これでは一体農業をやめてよそへいっても、今よりよくなることはちっとも保証されないのではないかと、あるいはな点に大きな疑問を持つに至っておられるわけでありまして。一言でこれを申しますならば、現在の農村は農にとどまるも前途に何ら明るい希望が持てない、生活が保証されるということについてちっとも確信を持てないままに、混迷をきわめておられるというのが実情であるといわざるを得ないと思うわけです。池田総理は、経済政策の失敗は、政府の政策が悪いのではなくて、民間の設備投資の行き過ぎにその大きな責任があるというふうに言われております。また最近では、物価の上昇は国民全体の責任であるというふうなお話をされて、非常に問題を惹起しておられるのであります。そこで私がお尋ねをしたいのは、このような過去一年の農基基本法の実績からして、今でも農基基本法の方向というものは間違いないものである、このような確信を持っておられるかどうかという点と、もしそうであるとするならば、現在の農民のこの混迷状態、こういうような実情を招来したところの責任は一体どこにあるのか、だれにあるのか、この点について池田総理の見解をまずお伺いしたい

と思ひます。

○池田総務大臣 農基基本法に盛られた考え方は間違いないと確信いたしております。そうして農村の子弟その他が混迷をしておるというお話でございしますが、三、四年前の農村の次男、三男をどうしようかというあの陰うつなことが、今のうちに他へ伸びていき、同時に農村も守ろうというこの雰囲気とは、私はよほどよくなったと考えておるのであります。

○東海林委員 池田首相は、ただいま次三男問題に限ってこの農村の実情を判断されるようなお話でございしましたが、確かに若い学校出た青年たちが、他に転業することについての機会はある程度増大したことは私も認めるわけです。しかし基本法では、そうでなしに、農家人口を大きく他に移していく、従って従来農業をやっておいた者も他に転業する機会が大きくなつたのだ、そういうことによつての構造改善を実現するのだ、こういう説明であつたと思うのであります。そういう点について、もう少しつきり御説明を願いたいと思ひます。

○池田総務大臣 これは多種多様でございまして、もう御存じの通り、専業農家、第一種兼業、第二種兼業、こうなつて、六百万戸といひますか五百五十万戸といひますか、専業農家と第一種兼業、第二種兼業の構成部分をこちらになつても、移り変わりはおわかりになると思うのであります。次男坊、三男坊の問題はもう解消し、今では長男の問題もこうなりつつあることは御承知の通りでございします。そこで早く農基基本法の精神を具体化し、そしてりっぱな農業を立てるようになつていく

ことが目下の急務であると私は考えておるのであります。

○東海林委員 次に移りまして、農地法関係でお伺いしたいのであります。が、御承知のように、現在の農地法は、終戦後わが国の民主革命の基礎をなした農地改革の根柢法でありました自作農創設特別措置法並びに農地調整法その他関係法令等を一本化しまして、講和会議成立後の新しい情勢に即応するための立法として、今日まで農地改革の成果を維持、発展させていることをおまねる役割としてきたと思うのでございします。私も、この農地改革の成果につきましては、あの終戦直後の日本の混乱した状態において、民主を安定させる上において、また農業生産力を発展させ、日本の農村の民主化を促進する上において大きな役割を果たしたものと、これを高く評価しているわけでございますが、最近旧地主を初め一部の中には、あの農地改革は、占領軍に押しつけられた非常に行き過ぎた改革であつた、(その通り)と呼ぶ者あり、こういうような意見もばつぱつ出てきているように思うわけでございますが、この点はきわめて重大でございします。ただいまも自民党の席からその通りというやうなやじがございしましたが、この点はきわめて重大でございします。で、総理大臣として、またただいま自民党員の中からそういうやじが出たということについて、総裁という立場においても、池田さんのこの点に対する評価を、一つはつきりしていただきたいと思ひます。

○池田総務大臣 農地改革が耕作者の地位を安定し、そして労働力に対しての適正な報酬を与える、しかもそれ

が日本の民主化の助長に裨益し、ひいて日本の経済の今日の発展を来したものとをなしているということは、われわれ日本人のみならず、世界各国が認めておるところです。しかもまた、この農地改革というのは、後進国でこれになつてやっていると、ところが多いのであります。私は、この農地改革の効果は非常に高く評価しておるのであります。しかし、それはいろいろな議論はございします。その農地改革自体はいいけれども、農地改革のやり方につきましての具体的問題についてのいろいろな批判はあります。しかし、これは各人各様でございします。しかし、農地改革がいいか悪いかという問題につきましても、私は日本のために非常によかつたということは申し上げられると思ひます。

○東海林委員 農地改革の成果の評価を非常に高くされておるという点については、私もまことにけっこうだと思ふのですが、ただ、やり方については各人各様の見解がある、こういうことでございしました。が、池田総理は、農地改革のやり方についてはどのようなお考えを持っておりますか、その点を重ねてお伺いします。

○池田総務大臣 もう既成事実とし、また、最高裁判所の判決もこれを認めておるのでございします。私はこのやり方につきまして、今思ひかたから変えようという気持は毛頭ございしません。○東海林委員 このように池田さんみづから農地改革の成果を高く評価し、そのやり方も悪かつたとは別に考えておらぬ、こういうやうなことでございしますから、そういたしますと、この成果を維持、発展させるための農地法

というものについては、政府として十分これを順守、励行するという責任を保持しなければならぬし、そういう熱意を持たなければならぬというふうに私は考えるわけでございます。ところがここ数年來の農地法の順守状況を見ますと、はなはだ遺憾ながら、これが違反事件も非常に多いのであります。これまでの審議の過程においても、たとえば不法な農地の転用の問題であるとか、あるいはやみ小作料の問題であるとか、あるいは地主が最近になつて農地取り上げを強行しようとし

○池田國務大臣 農地改革につきました

ては、これが日本の経済発展、また民主主義の育成、そして耕作者の利益保護など、非常に高く評価しております。しかしその結果として起こった問題についての処置につきましては、私は何もしないという意味じゃありません。今言ったように、国民金融公庫で被買収者のお金の毒な点を助けるとか、いろいろな点につきまして、われわれは国全体として考慮しなければならぬ。これは農地改革のいい悪いという問題とは違った範疇で考慮すべき問題と思います。

それから農地法につきまして、その精神を尊重しないということでございますが、われわれは法律を守っていつております。こうした、その農地法の規定と現に置かれた日本の状態から、これを改正するものは改正していくのが政治の進路であると思ひます。精神を非常に没却した措置がとられた、こういうお話でございますが、具體的の問題につきましては農林大臣からお聞きいただきたいと思います。

○東海林委員　私が今伺ったのは、農地法の順守、勵行という点がこのごろ非常に乱れておる。それについては政府の指導監督という点についてきわめて不十分な点があるようにわれわれは考えるが、それについて總理大臣としてはどのように考えておるか、これはやむを得ない最近の情勢だというふうに考えておるのか、そういう点に責任を感じて、今後は十分そういう点について監督指導する、こういうお考えなのか、その点を承りたいと思うのであります。

○池田國務大臣　農地法その他関係法令を農林省は適正に運営しておられる

と考えております。具体的の問題で、こういう問題は農地法の精神に反するという問題がありますれば、農林大臣に御質問いただきたいと思います。

○東海林委員　総理の時間の関係があるそうですから、農林大臣にあとでお伺いすることにいたしまして、次に進みたいと思います。

次にお伺いしたいことは、この農地改革の基本的な精神ですが、これは確かに今度の農地法の改正の提案理由由を見ましても、農地改革の実施当時と現在とはいろいろ情勢が違っているから、それに即応するような改正をするのだ、こういうことをいわれておるののでありまして、その限りにおいてはかわれわれとしても異論がないわけでございます。しかし今度の改正の具体的な内容を見ますと、共同経営のために法人に対して新たに農地の取得を認められる、こういう点は、わが党もこれと同じような考えから農業生産組合法案等を出しておるのでありまして、こういう点は確かに農業の近代化に即応する適当な方策だ、このように考えられるのであります。その他の点は、いづれもほとんど農業の進歩、近代化というような方向とは無縁でございまして、むしろ農村の民主化に逆行するような反動的な改正点であるというふうに私どもは考えるわけです。その具体的なことについて今首相と論争するというつもりはもちろんないのであります。が、私は、このように農村情勢が変わった場合に、農地法についてある程度の修正をしなければならぬというような場合においても、あくまでも農地改革の基本精神はくずさない、こういう考え方、こういう態度をもってや

と考えております。具体的の問題で、
 こういふ問題は農地法の精神に反する
 という問題がありますれば、農林大臣
 に御質問いただきたいと思ひます。

○東海林委員　総理の時間の關係があ
 るそうですから、農林大臣にあとでお
 伺ひすることにいたしましたので、次に進
 むたいと思ひます。

次にお伺いしたいことは、この農地改革の基本的な精神ですが、これは確かに今度の農地法の改正の提案理由を見ましても、農地改革の実施当時と現在とはいろいろ情勢が違っているから、それに即応するような改正をするのだ、こういうことをいわれておるのではありません、その限りにおいてはわれわれとしても異論がないわけでございます。しかし今度の改正の具体的な内容を見ますと、共同経営のために法人に対して新たに農地の取得を認め、こういう点は、わが党もこれと同じような考えから農業生産組合法案等を出しておるのであります、こういう点は確かに農業の近代化に即応する

り改正する場合には処置しなければならぬのじゃないか、こう思うのでございます。また今後におきましても、やはりこの農地改革の基本的な精神を堅持するという意味において、農地法の中心的な考え方はそうでなければならぬというふうに考えるのであります。が、この農地法の基本的な精神はくずすべきでないということについての私の見解について、首相はどのようにお考えでございまするか、この点を伺いたいと思います。

○池田国務大臣　農地法の基本的精神

はくずしてないと思っております。今の農業法人にいたしましても、みんなが一緒にやるとやる、そしてその過半数を自作農の人がやる、また自作農の人が所有し得る面積の制限等も緩和するということ、は、農業の近代化に即するようにその人が大規模の経営が自作農としてできるような状況を見てからこれを許そうとしておるのとありますから、農地法の精神は私は変えていいと考えます。

○東海林委員　一つ今度の改正点で非常に重要な点になっている信託制度とという問題があるわけですが、国が農地の流動化を農業基本法の考え方に従って具体化する、こういう考え方に立つならば、政府が責任を持って全国一律にこれが実施できるような制度を考えるのが適當ではないか、こう思うわけです。少しくこまかくなって恐縮ですが、ところが今度のこの法案を見ますと、そういうことではなしに農業協同組合にやらせる。農業協同組合にやらせるのでありますから、法律の面におきましてこれを強制するというのはなしに農業協同組合が

やることができるという形でござい
ます。従つてそれをやるかやらぬかとい
うことは農業協同組合の自主的な立場
で決定される、こういうことになりま
す。そういたしますと、昨日も参考人
との間に意見を交換したのであります
が、空白ができるということは当然だ
と思うわけです。こういうようなこと
は基本法で農地の流動化を実現する
というふうな考え方に基づいてこれ
を具体化するということであれば、
これはきわめて適切なやり方では
ないのか、国が責任を持たないの
じやないか、

解を承りたい。

○池田國務大臣　農地の信託制度を創設し、農協がこれをやるというところは、農業の近代化、規模の適正化ということから考えられることでございまして、この制度を認めましてどういふふうな状況になっていくかというところは、今後をやった見なければいかぬと思つております。今われわれが考えられること

は法律でありまして、これを強制するのでも何でもなしに話し合いでいいという、しかし実際がどういいうふうに行なわれるかによってこの問題も将来考えなければならぬ問題だと思います。

○東海林委員　今の御答弁のように、実効があるかないかについては今後の実際の運用の結果に待たなければならぬというようなきわめて自信のないようなこの点でございますが、しかもこういう制度を設けることによって生じてくる悪い面が非常にはつきりいたっているわけです。というのは、形のうえであって、昔の地主制度とは違つておらいうふうな御意見も政府は持つておら

れるようでありますが、しかしここには今まで農地法になかった不在地主というような形が出てきておるわけです。このことが旧地主に対して一つの大きな元気を与え、これを基礎にして農地補償の根拠を求めようとするような動きも出ておるわけでございます。そういう実際の効果があるまいという改正をやつて、しかも明らかにそこに大きな弊害が出てくるような改訂は慎しまなければならぬというわけでありますが、そういう点についてはいかがでございますか。

○池田国務大臣 農業の近代化の場合において、しかもその土地を自分がやっぱり持つておきたいというふうなことはあり得ると思ひます。よそへ行つてほかの仕事につく、自分の土地は放したくない、今まで作つておつた分もある、こういう点からいって私は信託制度は必要だと思ふ。これによつて悪い結果が起るからこの信託制度は絶対にいかに、こういうふうな一本筋な考え方は、これからの農業を育成していく上におきまして、そういう悪い面のことばかりを考えて新しい方向への前進を妨げることはよくないと考へます。

○東海林委員 それでは最後の点に移りたいと思ふのでありますが、首相が現在の農林行政の進め方についてどのような考え方を持っておるかという点でございます。なぜこんな点を質問するかと申しますと、まず私も農林基本法の審議の際に、食糧管理制度についてずいぶん議論がございました。特に総理の出席を求めて見解をただしたところ、経済企画庁で出しておるいわゆる国民所得増進計画に書いて

あるのは間違ひであつて、自分としては食糧制度を改善する意向はないという事を明言されたわけでございます。その後農林大臣がかわられまして河野大臣が登場いたしますと、いわゆる河野構想ということで、自由米を認めるという構想が打ち出されました。そこで当委員会に特にまた首相のおいでを願つて、この点は農業基本法の審議の際に首相が言われたことと違ふじゃないかという事をただしましたところ、その当時首相は次のようにお答えになりました。自分としては河野さんの構想が食糧問題の基本を変えるものではない、しかし国民の多数の方が、いやそうじゃない、それは基本を改革するものであるというふうな判断されるならば、河野さんの構想はとりやめていただかなければならぬ、こういうふうにおっしゃつたことがございます。その後この問題は御承知のようにいろいろと議論がやかましくなりまして、現在、元農林大臣あるいは食糧庁長官等を顧問として審議するという事で、一応大きな上げになつておるわけでございます。こういう一つの経過がございました。

それから、先ほども問題になりました農地補償の問題についてでございますが、これは政府もしばしば、農地の補償はしない、最高裁の判決も出ておることであるからしないという事をはつきりお答えになつたわけでございます。昨年十月二十五日の参議院の決算委員会におきまして、補償問題について河野さんの考え方として新聞に出た記事が問題になったという事で北村委員が質問したのに対して、池田総理はこのように言われております。問

違ふと悪いですから速記録をちょっと読みますが、「農地改革に對する事柄は、私は初めから関与いたしてあります。昭和二十八年の最高裁の判決も存じております。そしてこの問題につきましては、ただいままでお答えした通りでございます。で、農林大臣がどういふ気持ちを持っておられるか、私はこの問題について特に聞いたことはございませぬが、農林大臣だつて、政府の方針はよく御存じだと思ひます。」このように答えておられます。ところが今年の二月の六日に当委員会におきまして、自民党の丹羽委員がやはりこの点で問題になつておるからということと河野農林大臣の所信をただしましたところ、次のように答えておられます。

「これも間違ひと困りますので速記録を讀みませう。ただいま丹羽さんの御述べになりました点につきましては、多少新聞等に主観がありまして私の真意で違つた表現が出ておつたことも事実でございます。しかし私は、終始一貫少しも私の考え方は変えていないのであります。どうも変えていないかと申しますと、今提案されておられます二つの法案は少なくとも農地解放当時のあり方と違つたものが出てきておる。たとえばそれが一反歩であつても三反歩であつても、出征とか都市に在勤するとかいふようなことであつても不在地主として所有を認められなかつたものが、今度はその道を開くようになつた。時勢の変化とはいひながら現実はその通りである。従つてこれをどう扱うかという事は政治的に一応考慮の段階にあると私は考えます。ただしそれは補償すべきものか補償すべきからざるものか、これをそのままにしていく

べきものが何らかの処置を講ずるかという事は、わが与党並びに政府によつて基本的なものが決定されるべきものである。その決定に従つて私は善処いたします。こう私は述べております。その考えは今も変わっておりません。」こう言われておるのであります。ここまでは、繰り返して言いますが、補償すべきものか補償すべきからざるものか、これをそのままにしていくべきものか何らかの処置を講ずるかということとは、今後の問題だ、政府は補償はしないといふことをたびたび言つて、先ほど讀みましたように総理も、補償はしないんだ、これはきまつたことだとおっしゃつておられる。ところが河野さんはすべきものかしないか、確かに補償するとも言つていませぬが、補償しないとは言つていないのです。これは非常に重大な食い違ひであると私は思ふわけでございます。先ほど指摘しましたように、食糧法の改正につきましても、総理と河野さんとの間には見解が違ふようでございますが、この補償の問題についても明らかに私は違ふと言わざるを得ないと思ふのです。河野さんは農政についての深い識見を持っておられます。農林大臣になつた以上、自分の考え方を農政の上に反映したいという御努力をされるということは当然だと考えます。しかし政府が国民にしばしば約束し、政府の既定方針としてはつきりしておるというやうなことがあつて、自分がそれと違ふ見解があつたらば、それに伴う慎重な態度というものがなければならぬと私は思ふわけでございます。それでない、いたすにこういうやうな問題を惹起して、その結

果としては農民も非常に迷う、こういうことになると思ひます。また、これは首相と農相の見解の相違ではないかもしれませんが、肥料の二法案等につきましても、国会前におきましては、国会に對して成立を期するのだというやうなことをいわれておりました。これはまた農村に對して大きい反響を及ぼしたのであります。現在のところまだ出ておらない、こういうやうな状態でございませぬ。私は、このやうに、卒直に申しまして、何か池田総理の考えをあらわすこと、政府の従来考へておられたことと現在河野大臣の考へておられることの中には、相当大きい差があるのではないかという事を感ぜざるを得ないのでございませぬ。内閣を統率される池田総理として、このやうな河野さんの農林大臣としてのやり方についてどのやうに考へておられるか、この点を一つ伺いたいと思ひます。

○池田国務大臣 農地被買収者に対しては、補償をするという事につきては、歴代内閣はこれを否定しておられます。補償すると約束はいたしておりませぬ。補償をしないという事を言つておられます。これは御質問に對して、その当局としての意見でございます。しつこくして、最近に至りまして、新聞でござんとの通りいろいろ問題が起つております。で、農地補償の問題は各人各様に答弁しておると思ひます。これは非常な重大な問題でございます。党におきまして、いろいろ議論があることは私は承知いたしております。しかし、党の議論はまだ聞いておりませぬ。正式に私のところにきておられません。私は、今までは農地の補償はしないということを言明してお

ります。これは事実でございます。また人によりましては、考えなければならぬだろうというお答えをした人もあります。これが農林大臣かどうかは存じません。どういふことか、今速記をお読みになったのでございます。しかし、その前後の情勢は知りません。しかし、これが大きい問題として出てきたことは確かでございます。そこで、今までこれが正式の問題として出ていないときに、単なる質疑応答のときの答弁に絶対にとらわれる、その後の情勢の変化は全然見ないかという問題になりまして、これは大いに政治的に考えなければならぬ問題でございます。

補償という言葉のいろいろな意味もございまして、こういう問題につきまして、政府は五、六年前から、一応政府の責任としては補償をしないと答えておるのは私ばかりではない。情勢がこうなってきたときにはどうするかというところは大きい政治問題として、内閣はもちろん、党としても十分考えなければならぬ問題でございます。これでおわかりいただけると思うのです。

○東海林委員 私、ここで伺いたいのは、総理大臣はそれでは現在従来は、説明通り補償はないという立場に立っておるのかどうか、それとも河野さんと同じように迷った立場に立っておるのかどうか、その点を一つはつきりしてもらいたい。

○池田国務大臣 私はまだ補償論者の意見、また補償にかわる報償の意見等、正式に聞いておりません。従いまして、私だけの考え方は従来と変わりございせん。しかしいろいろな問題が出てきまして、政治的にこれはこうあるべきだという結論は、私は党並びに

各閣僚と十分討議いたしまして、そうして国民世論も見ながら進んでいくことでございまして、四、五年前、またそれが大きい問題にならぬときに言った言葉にあくまでとらわれるというようなかたくな措置はいたさない。やはりそのときの情勢によって国民の世論あるいは同僚閣僚の意見も十分聞いて措置することが政治家としての建前だと考えております。

○東海林委員 今の段階においては補償は総理大臣としては考えておらぬという明言については満足するものでございまして、

そこで私は、希望を申し上げたいのであります。いろいろな政策について政治家である自民党の皆さんに御意見がある、あるいは農林大臣としてもいろいろ御意見がある、これは当然だと思ひます。しかし農林大臣あるいは総理大臣という資格において発言される場合においては、少なくとも、総理大臣と農林大臣との考え方が違つて農民がその判断に迷う、こういうようなことのないように、そこは総理大臣は内閣の統轄者としてはつきり責任を今後持つていただきたい、このことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○野原委員長 玉置一徳君。

○玉置委員 私は農業協同組合法並びに農地法の一部を改正する法律案の提案に関連いたしまして、総理並びに農林大臣に質問をいたしたい、かように思ひます。

政府はさきに農業基本法を制定せられまして、日本の農村、農民の他産業所得者との所得の均衡をはかるというのであります。今日日本の農村は所得の均衡どころか、ますます格差が開いていっておりますことは、農林省並びにその他の報告によつて御承知の通りであります。これも先ほどのお話の通り一朝一夕にいかないことも十分わかるわけでありまして、現在のような農政のテンポでは、私は先ほどお話ししておりましたように、人口の減少その他につきましては全くお見通しの通りでありますけれども、旧態依然たる日本の農村で人口、人手はどんどん不足するといふので、かえつて当今は生産の阻害を来しておるといふ断層すら見られるのではないかと、こういうふうな思ふわけでは、そこで

総理にお伺いしたいのは、このように農村人口が減つて参ります。これに見合うような農業の近代化と経営の合理化といふことを急速に進めてやらなければ、先ほど私が申しましたような問題が起つてくるのではないかと、かように思ひます。先ほど私が申しましたように、一朝一夕にいく話ではないといふこともわかりますけれども、テンポが少しゆるいと言わざるを得ないのじゃないか、かように思ひますので、これに対する総理の御意見及びそれだけの熱意をお持ちいただいておりますかどうかといふことをお答えいただきたいと思います。

○池田国務大臣 お話の通りだと思ひます。とにかく農業関係といふものについて、私は日本人全体の認識が今まで足りなかった。私が半分ぐくになりまして、首切り論だといわれて非常に非難されたのですが、一年か一年半足らずにおいて、十年後は池田の言う通りになるのじゃないか、そうなるべきだ。そうして今度はずっとやってみる

と、やらなければいけません、やらなければいけません。片一方は非常に早過ぎる、片一方はおそ過ぎる、こういうことは、あなたのおっしゃる通り、われわれといたしましては行き過ぎの第二次、第三次産業を押えると同時に、第一次産業につきましてはもっと積極的にやらなければいけません、こういう気持でおるのであります。

○玉置委員 ただいまお答えの通り、一つ積極的に農政のテンポを裏づけられるようにお進めをいただきたい、かように思ひます。

そこで、こうした問題を片づけて参ります。その際には、農業基本法で説明されておりますように、経営規模の適正化がまず第一であり、それにつきまして大圃場主義による土地改良を実施しまして、農業の機械化、近代化を次にはかる、その次にそれに必要な資金を十分に与えてあげる、この三つがそろわないといふかぬと思ひますが、政策面にわたりますので農林大臣にお伺いすることになります。総理にお伺いしたいのは、その前提となります土地の騰貴が、これはただに農業だけの問題ではなく、産業全般に非常な悪影響をもたらしております。これに對して何らかの立法措置をお講じになる御意図があるかどうか、あるいは御研究されるだけの心がまえがあるかどうかをお答えいただきたいと思います。

○池田国務大臣 土地の騰貴につきましては、私は二通りの場合があると思ひます。市街地の宅地の騰貴、これは主としてやはり経済の高度成長によりまして、事務ビルの建築が非常に多くなつて、また会社関係の社用の建築が都内

でも非常に多い。個人で家を建てられるという人はほとんどない。これは住宅金融公庫その他の政府あるいは地方関係のもの、これが非常に多い。第三には、今の事務ビルあるいは社用の住宅、そうしてもう一つは、健康保険によりまして厚生施設、これがやはり会社関係で一番多い。それから農地関係の方ににつきましては、これはやはり設備の増強によりまして、工場の地方分散から工場への転換によるもの、それとまた別荘地等におきましては社用関係、こういうふうな一般の個人のささやかな住宅のための騰貴といふものが割に少ない。私はこういう点を考えなければならぬといふので、先般の物価対策にも社用の方を慎んでもらいたいといふことを言つたわけであります。

今御質問の点がもし農地の問題だとすれば、昨年の九月から農林大臣に頼みまして、農地の転用につきましまして、極力押えるようにいたしておるのではありません。これは農地の地価といふこともさることながら、片一方では工場の過剰設備投資という、この二面から見て、これを押えておるのでござい

ます。ただ、これから大都市の疎開とか、あるいは五十万都市、百万都市の建設とか、こういう見越して、ある程度上がることはやむを得ないと思ひますが、政策といつたしましては、極力これを押えていく次第でございます。

○玉置委員 そこで河野農林大臣にお伺いしたいのであります。現在提案されております農地の信託制度で化をはかるための一助としておやりなすつたと思ひます。私が想像いたしたすつたには、この案をお考えなすつたと

きと違ひまして、すでに現在では、こ
ういうことをお願いにいくところは、
おそろく人手不足になりまして、どこ
ももうかなわぬというところが、どこ
も信託を委託してやるのじゃないか。こ
れを農協が受託いたしましたも、信託
者の意図に基づくような有利な運用と
いうものがほとんど不可能なところが
多いんじゃないかというのを心配する
わけです。先ほどもお話ししたし
ましたように、また総理からお答えが
ありましたように、急速に農業の経営
の適正化をはかろうと思えば、この信
託制度では、すでに先ほどの石田先生
のお話ではないけれども、日暮れて道
遠しというような場合で、ちよつとや
そつとに有効な措置を講じ得られない
のじゃないか。思い切つてほんとうに
そういうところをやろうというお考え
ならば、時価によって買い取つて、そ
れから農地の適正価格で売るといふよ
うな二重価格制度をとらなければ、私
はとうていこの問題を切り開き得ない
のじゃないかと思ひます。そこで農地
信託制度を施行されて、一年ほど模様
を見られて、とてもこれは問題じゃな
いというふうな段階になりましたとき
に、二重価格制度をお考えになる用意
があるかどうかということをお伺いし
たいと思ひます。

○河野国務大臣 お話のように、たと
えば数年前には法人格を持つてやると
いうことが非常にはやりました。これ
を議論しておるうちに、今日ではもう
そういうことを考える者はだんだん
減つちやうした。信託と言ひ出した、やる
ころにはもうおそいというふうな現実
はどんどん前進しております。その事
実は私も承しております。がしか

し、さればと云つて、今お話しするよ
うに、農地の二重価格制度をやつて、そ
して買い上げて、これを差額をつけて
売るといふことをここで打ち出し
たらば、どの程度の時価になるだらう
ということになりましたら、これは際
限がないと思ひますのであります。

従つてまず政府といたしましては、こ
の信託制度によつて可能な限り努力を
いたしまして、そうして今後の推移を
見まして、また先般来お答え申し上げ
ております通り、農業の現実に即して
打つべき手は打つていかなければなら
ぬ。これはどなたがお考えになつても
その通りと思ひます。われわれとい
たしまして、農村の現状に即して、現
実をなるべく忠実に親切にものを運ん
でいくという政治をやつて参りたいと
考へておる次第であります。

○玉置委員 次に、この両法案と同じ
ような趣旨をあれしたのであります
が、農業の近代化と経営の近代化をは
かるのには、どうしても大團場主義に
よるところの大土地改良をやつておか
なければ交換分合も行なわれなけれ
ば、こういう信託制度もうまくいか
ず、ばつばつと点をするようなところ
では、とうてい信託制度もうまくいき
にくいと思ひます。そういうような
意味で、思い切つた構造改善をや
りになるのには、大團場主義の土地改良
をやらなければいかぬのじゃないか。
きのうの参考人のお話もありました
が、私が計算したところでは、たんば
の八割、畑の五割、こうざつと計算し
まして、大体今の時価にすれば四兆円
近くの土地改良費を要するのじゃないか
と思ひますが、これを十年でやりまし
たら、一年に四千億円というようなこ

とになりまして、なかなかむずかしい
ことになりまして、今のテンポではだ
めじゃないか。だからもう少し思い
切つたやり方をやつていただける熱意
があるかどうかお伺ひしたいのと、そ
の次に、それにつきましては、農地の
移動というものをどんだんやらなけれ
ば経営の適正規模というのには行なわれ
ないのですから、さきに予算委員会
もお伺ひしたと思うのですが、思い
切つて土地銀行でも創設されて、それ
を担保にやつてあげるようなお考えが
ないかどうか、お伺ひしたいと思ひ
ます。

○河野国務大臣 お話の通りに、交換
分合が最も必要である。その他自立農
家の育成、構造改善につきまして必要
な問題は、他にもいろいろ私はあると
思ひます。しかし何を申しますのに
も、農村問題に對してもう少し大方の
御協力、御熱意、御理解がなければ、
進むことはむずかしい。たとへば今日
本で道路問題が非常に強力に取り上げ
られております。これといふのも、や
はり各方面の世論の支持があつて、道
路の改良ができてゐると私は思ひま
す。農村の問題の根本的な改造、改革
について各方面の御理解と御協力が生
まれてきませんと、われわれいか
に努力をいたしても、なかなかそ
の御理解と御協力が得にくいというこ
とだと私は思ひます。従つて一つ大方
の御協力によりまして、われわれの方
も及ばずながら努力をいたしたい。
それに今お話をいたしました通り、
不動産金融も必要でございま
しょう。いろいろな点で抜本的に改革
しなければならぬ点が多々あるとい
うことは、私も実は人後に落ちない熱意

を持つておるわけでございしますので、
せっかく努力いたしたいと考へておる
次第でございします。

○玉置委員 そこで最後に簡単に一点
お伺ひしたいと思ひます。農林省の
意図されております農業改善事業であ
りますが、一町村に一億数千万円、重
要な価格政策をほつておいて一町村だ
けが封鎖経済のような意味で、幾ら投
資をしても、これはやれないのだとい
うことを前に質問をし、農林大臣から
もお答えをいただいたのであります
が、せっかく農林大臣としては、市場
の問題その他につきまして御勉強をい
ただいておるわけでございしますが、将
来ともこの価格政策を打ち立てていた
だかなければならぬし、ことにE E
Cの問題とか、東南アジアの方の問題
とかいふようなことを考えますと、よ
けいというふうな感じがするのです
が、食糧法というふうなものは今
後そういう価格体系、保障政策が完全
にできるまでの間はおいらにならな
いようにされる御意図があるかどう
か、お伺ひしたいと思ひます。

○河野国務大臣 農産物の価格安定が
いかに重要であるか、しかしこれがま
たいかにむずかしいかといふことも、
身をもつて経験いたしておるところで
ございします。ただ、今食糧法のこと
についてお話ございましたが、これにつ
きましては、今せっかく同様、先輩の
懇談会におきまして抜本的に研究を進
めていただいておりますので、その結
論が出た上で考へて参りたいと思つて
おる次第でございします。

○玉置委員 時間がありませんので、
最後に、先刻来たたび質疑がござい
ました旧地主補償の問題であります
が、ただいまいろいろ御質疑をいた
しましてお答えをいただきました通り
、前向きにやらなければならぬ、
費用のものがよく要るやうがいやとい
うほどあるわけでございまして、今こ
ろになつてから、うしろを向いて前
の方に一つも進まないといふようなこと
では、非常に今後の農政について心配
するわけですから。総理は、まだ聞いてな
いのだというお話ですが、毎日、新聞
に載つておられて、自民党の執行部
の方々は御心配になつておいでになる
ように新聞では伺つておるわけであり
ます。何とぞ、こういういろいろな費
用の要る、緊急に手を打たなければ
いかに施策が果積しておるわけであり
ます。これからの農政は農業基本法の精
神ののつとりまして、前向きの姿勢で
一つすみやかに、日本の農業が農業基
本法の意図するような方向に進みます
ように、せっかく御努力をいたした
いのであります。これにつきま
して、最後に総理の御所見をいたした
いと思ひます。

○池田国務大臣 農業基本法の精神に
のつとりまして、極力前向きに進んで
いきたいと考へております。農地の補
償あるいは戦争に起因するものあるは
戦後の財政経済政策、その他のもの
につきましては、何と申しますか改善
措置につきましては、いろいろな問題
がございしますので、まだ結論には達し
ておりません。

○玉置委員 終わります。

○野原委員長 芳賀賀賀君。
芳賀委員に申し上げます。総理大臣
は五時まででどうしてもほかに参らな
ければならぬので、その前に総理
の御質問を願ひます。

○芳賀委員 総理大臣にお尋ねします
が、昨年の農基法の審議の際に、総理
としましては、たゞいま審議中の農地
法並びに農協法は農基法の重要法案と
心得てぜひこれを成立させたいとい
ことを発言されましたし、また今国会
においても、先日総理から与党に対し
ても、ぜひ農基法の関連法案は今国会
で成立するようにしてもらいたいとい
う指示を与えたわけでありましたが、わ
れわれが見ると、この農地法の改正あ
るいは農協法の改正にしても、政府や
与党の諸君が宣伝するほど、それほど
日本の農業発展のためには重要な内容
を持っておられない。特にその改正点に
ついては、むしろ改悪とさえられる諸
点もあるわけですが、総理大臣として
は、どのような点を強調してこの二法
案の成立をはかるかとしておるか、総
理大臣としての立場から御説明を願
いたい。

○池田国務大臣 昨年、農業基本法の
御審議を願います場合におきまして
も、こういう問題についてお答えした
通りでございます。農業の経営規模の
適正化、構造の近代化等々を考えまし
て、農業基本法に関連する重要法案と
して、われわれ御審議を早急に願いた
いというところは、昨年今も変わりご
ざいませぬ。

○芳賀委員 そこで、たとえば農地法
の改正の中で、現行の制度の改正に
よって耕作農家の農地の所有面積の制
限を緩和する、そういうことが改正点
の一つであります。これは具体的に
尋ねますが、たとえば総理は広島県
の出身でありまして、全国のことはよ
くわからぬと思いますが、出身地の広
島県の農業事情というものはある程度

おわかりと思うわけです。現在の農地
法を広島県に適用した場合、一体、広
島県における適用されておる農地の保
有面積というものはこれは過小である
かどうか、特に自立農業を育成する場
合において、この保有限度を是正する
必要に迫られておる実情であるかどう
か、その点はいかがですか。

○池田国務大臣 広島県の例をお出し
になりましたが、私のところは——広
島県にはあまり帰っておりません。農
業の実態は、私は二十才までぐらいい
かおりませんのでその後知りません
が、私の地方は主として畑でございます
。段々畑でございます。ミカンその他
をやっております。ミカンをやります
と、自家労働で三町とかいうことはと
てもいけません、一町もなかなか——
一町ぐらいはやっております。非常な
労働を要します。しかし、一町をや
ますと大へんな所得になります。広島
県をもつて千葉県とかあるいは北海
道、東北の方も律するわけにはいかな
いわけでありまして。今、私は総理に
なつてからは、農協のあれについてあ
れしておりますが、私の友人はモデ
ル地区的なものに行つて指導しており
ます。最近ちよいちよい聞きますと、
非常に進んだ地方がある、三町では足
りないというところもばつばつ聞いて
おります。しこうしてこういう機運
は、初めは非常にゆっくりしてござ
います。もしこれがずっと行き渡ります
と、非常に速度でいくものです。だか
ら、現状にばかりとらわれて施策がお
くれるといかない。やはり常識的に考
えて、農業の経営はこれは三町に限
たことはございませぬが、その地方地
方によつて規模の適正化、近代化をは

かる方法を講ずるような道をつけてお
くことが政治家と考えます。

○芳賀委員 それでは広島県の場合は
大体どのくらい所有面積があれば、
総理が考えておる自立農家としての経
営ができるのか、これは大まかな点で
いいです。

○池田国務大臣 広島県は私よく知
りません。そうして広島県でも、福山
地方とわれわれのような海岸地帯と全
然状況が違ふ。ことに奥の方の比婆郡
あるいは双三郡の方とは、県としても
よほど違うわけでございますから、今
広島県の状況は、先ほど申し上げまし
たように、もう子供のときにおつたと
いうだけでございまして、ごく近くの
方は選挙区でございまして、ときど
き伺いますが、もうわれわれのような
島国、海岸では、十町も二十町も要る
土地はないので、ほとんど段々畑で
やっておりますという状況でございますか
ら、これは当てはまりません。

○芳賀委員 他国に例をとるようです
が、たとえば中国の周恩来首相のごと
きは、自分の国の農業事情というもの
を非常によく心得ておるし、また日本
における農業の実態等もかなり勉強し
ておるとわれわれは認めたわけであ
るが、総理の場合は出身地の広島のこと
もあまりわからぬ、選挙区の事情もわ
からぬということですが、それではち
から問題提起しますが、たとえば
広島県では一町六反ぐらいの所有農地
があれば、これは政府の考えておるよ
うな完全な自立農業の経営は可能であ
るかどうか、その点はいかがですか。

○池田国務大臣 そういう経営規模の
問題を総理にお聞きになるのはいか
かと思ひますが、一町六反というのは作
物は何でございしますか。ミカンならば
十分やつていけます。そうして私の村
はそういっては何年でございしますか、
ジャガイモのなで年に三回、四、五年
前作つておりました。そういうところ
が一町五、六反の田畑ならば相当の収
入があると思ひます。そうしてまた、た
ばこなんかになりますと、一反五、六
万というようになりますから、一町
五、六反もなかなかむずかしいと思
ひます。しかしたばこだけであつても、
一反五、六万、六、七万円の収入を
上げておるところは私の村でございま
す。そうしますと一町五、六反ならば
百万円ということになります。肥料
その他を引きますとそうはいきませ
ん。そしてまたたばこを作りますの
は、これは裏作と申しますか、片一方
の作もできますから、家族の状況によ
りました。私の地方ならば一町
五、六反なら相当の収入があると私は
考えております。

○芳賀委員 私は、一町の総理大臣で
あつても、中学生の社会科の勉強程度
の常識は必要であると思つてこういう
平易な質問を実はしておるわけです。
それで現在政府が考えておる農地法の
改正は、限度を引き上げるといふ必要
はあまりないわけですか。たとえばあ
なたの出身県では農家戸数は約十八万
あります。耕作面積は十一万四千町
歩、これは非常に零細であります。し
かも農地法で定めてある農地法の別表
による広島県の農地の保有面積の最高
限度は一町六反ということになってお
るが、それでは最高で押えられておる
一町六反以上の保有農家が幾らあるか
という、わずかに三千五百戸しか
ないわけですか。全体の二割。これはもう

各県ごとに全部実例になつておるので
すよ。農林大臣にはあとで神奈川県
のことを聞きますが、今から用意して
もらいます。だから現在の農地法でさ
えも現行の保有限度というものを大幅
に法律の定めの中に緩和するといふ必要
はないというのがわれわれの判断であ
ります。現在でもこれはやればやれる
でしょう、政令の認めるところによつ
て。それをあえて緩和するとか限度を
取り除くというようなことは、一体そ
の意図がどこにあるかということわ
れわれは非常に心配するわけです。そ
の点についてお答えがあれば聞かして
もらいたい。

○池田国務大臣 私はそういうお考え
方は農業をよくするゆゑでないと思
ひます。現状でそのままでいけばいい
という考え方のようでございます。わ
れわれはもっと規模を拡大し、そして
また全国的に考えて、今では考えられ
るようなことも農業がよりつばな産業と
して成り立つためには必要である場合
もあるのですから、そういうことを考
えていろいろな措置をとるべきであ
る。今現状はこうであるからもうそれ
でいいじゃないかという考え方は私は
農業をかわいがるゆゑんではないと考
えております。

○芳賀委員 現状は広島県は一戸当
たりの平均保有面積は六反歩しかないの
ですよ。その現状でいいとはいわれ
は言わない。少なくとも最高の一町六
反歩まで引き上げる必要は認めます。
ところがあなたの國はわずか二割し
か、最高の一町六反以上の農家がな
いじゃないですか。これを一体どうし
て引き上げるか。その何らの施策とい
うものがなし、自民党でも何らそう

いわけです。全体の二割。これはもう

いわけです。全体の二割。これはもう

いわけです。全体の二割。これはもう

いわけです。全体の二割。これはもう

う具体的な考えを持っていないでしよう。ただ現在の制限面積というものが農業の発展を阻害しているから改善しなければならぬというの、こういうばかげた現状を全く無視したような改正案を出しておられるところに問題があるから、われわれはその点を指摘しておるわけであって、あなたが現実の通りではないかというならば、どうしたならば農業拡大のために農地をまだまだ取得したいというような施策というものを講じてやらないか。制限面積だけ撤廃したところで農家は農地を持つことができないでしょう。持てるような施策というものが今回の制度改正の中においても何ら用意されていない。そこに問題があるじゃないですか。これがいわゆる池田内閣の風船玉政策であって、大きくふくらめばふくらむほど中身が全くないというふうなから宣伝に終わっているわけであって、こういう点をわれわれは具体的に総理の責任において一体どうするのだ。関連法案を通過させたいとしても、風船玉だけ通してもこれは何もならぬでしょう。具体的な意見がなければないでいいですからお帰りになつてもいいですが、もう少し身のある政策というものが総理の中に内蔵しておられるのか、この際せっかくの機会だから御開陳を願いたい。

○池田内閣大臣 農業基本法を御審議願ったときにあなたにも十分申し上げたと思うであります。しこうして、今回の農地法の改正とか農業協同組合法の改正につきましては、私は農民は渴望しておると思っておりますのであります。私は農業のためにいろいろな制約を除くと同時に、今後農業をよくするための積極的手段をどうしとやっていきたいと考えております。

○野原委員長 総理に対する質問はこれで終わります。

○芳賀委員 次に農林大臣にお尋ねしますが、第一の点は、農地法改正のその一つの問題点である農業生産法人の設立の問題点であります。これは二本立になっておられるわけですが、農林大臣、一体二本立方式をとる必要がどこにあるかという点を、これは農林大臣から答えてもらいたい。骨子だけあなたが言わなければまずいでしょう。——いや、農地局長、あなたは農林大臣じゃないか。一農地局長が何も質問しないうちに立つのはおかしいじゃないか。農林大臣には簡単なことしか聞いていないですよ。

○河野内閣大臣 二つになっておりますが、農民の創意工夫によっていずれをとつてもよろしいということであります。

○芳賀委員 委員長、もう少し明快に言ってもらわなければならぬ。

○河野内閣大臣 今の御質問は、二つになっておられるかどうかというこのようでございますが、二つにして、農民の創意工夫でどちらでもいい方をとっておやりなさい、こういうことでございませう。

○芳賀委員 それでは、その二つにした理由と特徴だけでも述べてもらいたい。理由と特徴ですね。——だめだよ、そのくらいのこと大臣が知らなければ、一國の大臣じゃないか。局長はいよ、何も……。

○庄野政府委員 大臣の御指名によりましてお答えいたします。

農業生産法人につきましては、先ほど大臣からお話がありましたように、農協法によりする農事組合法人と、それから一般の有限会社法あるいは商法によりする合資、合名によりする会社法人、二つの法人からなっております。これは大臣から答えありまして、農民の最も欲する協業経営にマッチする形において、農民の選択によって協業ができるように、そういうふうな意向から二本立にしたわけでありませう。

○芳賀委員 そこで大臣にお尋ねしますが、この二つの農事組合法人と会社法人との特徴点はどういうところにあるのですか。

○庄野政府委員 農事組合法人によりするものは、農協法によりまして五人以上というところで、農民が協業経営を簡易な組織でやれる、こういうふうな農協法上の法人になります。それから有限会社によりする分は、あるいは合資、合名によりする分は、有限会社によりましては二人以上のものがあればできる、こういうことになりまして、合資、合名会社もやはり人的結合の強いものでございまして、そういう点で農協法によりする農事組合法人と会社法人、それぞれ特徴があるわけでございます。それは農民の選択にまかせ、こういうことであります。

○芳賀委員 大臣にお尋ねしますが、この具体的な法律の内容の質問に對してお答えができないようであります。が、もちろんこの法案が提案されたのはあなたの時代ではなくて、周東農林大臣の時代ですが、その後あなたが大臣になられたわけだから、周東君がこ

れを出したからおれは知らぬでもいいというわけにはいかないと思ひます。が、この農地法、農協法の改正には全然興味がないのですか。

○河野内閣大臣 お答えいたします。農業基本法の重大な関係のある法律でございますから、重大な興味を持っております。

○芳賀委員 それではお尋ねします。農事組合法人と会社法人の場合の構成員の資格要件ですが、これはいずれも農民が構成員になるのであるが、たとえば社員が構成員になるのか、これは農林大臣から答えてもらいたい。私はあなたが答えられるような簡単な質問しませんが……。

○庄野政府委員 農事組合法人にいたしましては、その他の会社法人の農業生産法人にいたしましては、この法人形態によって農業経営を営む、こういふ農民は農地を法人に出資または提供する、それからあるいは労働力を提供する、こういった形において組合あるいは法人の構成員に相なる、そして、そこで農業経営を営む、こういうことに相なるわけでありませう。

○芳賀委員 農林大臣にお尋ねします。農事組合法人の場合には、構成員が五人以上で設立ができるが、会社法人の場合には何名以上で設立ができるか、この点は農林大臣にお尋ねします。

○河野内閣大臣 たびたびの御指名でございまして、そういう細部のものにつましましては、私よりも事務当局の方が明確に答えられると思ひます。私は事務当局をしてお尋ねさせていただきます。

○庄野政府委員 農事組合法につきましては、構成員の数につきましては五人以上ということに相なっております。

す。それから有限会社につきましては二人以上五十人以内、こういうことに相なります。合名会社は二人以上、それから合資会社につきましては有限及び無限責任社員各一名以上あれば構成することができるところになっております。

○芳賀委員 農林大臣にお尋ねします。先般、畜産物価格安定法の改正法案審議の際、あなたは私の質問に答えて、おれは一國の大臣だから事務当局の役人が何を言おうと、農林大臣である自分が認めたものでなければ責任はない、ということを言われたわけですが、こういう重要な法案といわれる法案の内容についてわれわれが質問した場合に、今度は事務当局の答弁そのものは大臣の答弁ということに態度が変わったわけですか。

○河野内閣大臣 施策の基本に関する問題につきましては私みずからお答えいたしまして、法案内容の細部にわたるものにつきましては、私より事務当局をしてかわつてお答えせしめます。

○芳賀委員 それでは法案の基本に對する点ですが、今度の農地法の改正の中にも、あるいは農協法の改正の農事組合法の中にも、しばしば農民なる用語が用いられておるが、この農民なる用語の定義といたしましては何であるか、これは非常に大事な点ですから、農林大臣の責任ある答弁をお願いしたいと思ひます。

○河野内閣大臣 農業者という言葉が出ておりますが、農業者とは農業を行なう者であります。

○芳賀委員 農協法の前段にある農民の定義を、今回の改正の場合にもこれを全部適用するという考えの上になつておられるかどうかは、それはいかがです

か。これは農業大臣。

○坂村政府委員 農業協同組合法におきまして「農民とは、みずから農業を営み、又は農業に従事する個人をいう。」こういう工合になっておるわけでありませう。先ほど大臣のお答えの通りでございまして、この農民が構成員となつて農事組合法人ができる、こういうことでございませう。

○芳賀委員 農事組合法人の場合は農協法にうたわれておる農民の定義を用いる、会社法人の場合にはどういふうな適用でいくか、この点は大臣はどうお考えですか。

○庄野政府委員 やはり農地を提供し、それから農業労働を提供する、こういうことでございまして、現実には農地について耕作あるいは養蚕の業を営む農業者ということになりまして、先ほど経済局長からお答えのありましたように、農協法における農民と同じことに相なると思ひます。

○芳賀委員 大臣にお尋ねしますが、今回の改正によって、農地の保有面積の最高制限あるいは小作地の最高制限、あるいは採草放牧地の最高所有制限等は、これはすべて農地法の別表において、全国の都道府県それぞれ定められておるわけでありませうが、この別表の問題については、農林大臣としてはどういふふうにご考へておるか伺ひます。これは大事な点です。

○河野国務大臣 別表は現状のままで参ります。

○芳賀委員 別表は現状のままにおいて、法定上別表の最高所有限度を越えることができるというふうな改正をするという事は、これは非常に疑点があると思うわけですが、今の別表では、

これはどうしても農業の経営拡大を阻害することになるから、別表の各都道府県における実際の制限面積というものをこの際は正す必要があるというのであれば、これは了承される点もあるが、農地については採草放牧地についても、小作農地あるいは小作採草放牧地についても、別表はそのままであるということになると、これは非常に問題があると思ひますが、その点について大臣は疑点を感じておるのかいのか、どうですか。

○河野国務大臣 お答えいたします。御承知の通り農業の機械化、その他農業経営を従来より前進いたしまして、組み合わせて各種の農業を営むことに構造改善を進めて参る所存でございまして、そういう意味合いからいたしまして、従来嚴重に、自家労働をもつて経営が別表を越える場合には許可を得て越えてよろしいということにいたしておりましたものを、多少そこにゆとりを設けまして、自家労働を越えても、経営上主として自家労働であればよろしいということにいたします。自立農業の経営に重点を置いてゆとりをとつてやる方が適當であろうという意味合いにおいて変えたのでございませう。

○芳賀委員 次に農林大臣にお尋ねしたい点は、この農地法の別表に基づいて全国それぞれの都道府県において最高所有面積というものに到達しておる農家がどういふふうな状態になっておるか。これは大臣としてはそこをお答えできないか、農地局長はそういうことは全部頭に入つておるのか。北海道や神奈川から九州に至るまで、別表に基づいてこれを検討した場合は、最高所有限度に達しておる農家と

いうものは、その都道府県における全体の農家の大体何割に達しておるかという点については、それはわかつていますか。

○庄野政府委員 農林統計の府県別統計によりまして、承知いたしております。

○芳賀委員 それは答弁じゃないでしょう。農林統計なんて、一体そんなもの出ておるんですか。それではあなたたち、それを握つておるのだから、もう少し具体的に答えて下さい。全国の都道府県の、農地法の別表に基づく、農地あるいは採草放牧地、小作地の、それぞれ最高所有限度があるでしょう、別表にそれと、都道府県別にその戸数が何戸あって、何割かということとを、資料を持って参るなら、即座にここで片っ端から読み上げて下さい。

○野原委員 芳賀委員に申し上げます。芳賀委員の御質問は非常に微細にわたることでありませうが、この審議においては、目下農林大臣に対する基本的な問題や、あるいはまた特に農地、農協法の重要な問題にできるだけしぼつていたがたい。今の数字統計を一々読み上げるといふふうなことは、相当時間もかかると思ひます。ですから、この委員会の審議に御協力いただく意味において、できるだけ簡潔に、大臣あるいは事務当局に対する質問は要点をしばつていただきたいと思います。そのことを私からお願ひ申し上げます。

です。資料があるとか、とどのつてい

ないとか言へば、それで私はいいいわけですが、持つておると言うから、それじゃ読みなさいと言つておる。これはないですよ、おそろくあるならあるで、ちよつと、二、三読み上げて下さいよ、それでわかるから……。

○庄野政府委員 経営耕作別、規模別の農家数で申しますと、別表、三町歩が全国平均の最高限になっておりますが、三町歩をこすものが大体九万一千七百七十八戸、そのパーセンテージが一・五割に相なつております。

○芳賀委員 そういうばかんなことを聞いているのじゃないですか。いいですよ、農地法という法律があるでしょ。その法律の末尾に別表があるじゃないですか。その別表に基づいた場合、各都道府県の最高所有面積農家というのはどうなつておるかという、そういう資料があるかないかということをお尋ねしておるわけですが、なければならぬではないですか。まだとどのつていなければならぬではないですか、あるようなことを自信を持って言つただけです。

○庄野政府委員 全国平均では三町歩でございませうが、府県別には、広島は一町六反、こういうふうになつておる。私、間違えまして、全国平均三町歩以上と、こういうふうになつておるから、先ほどお答えしたわけでありませう。

○芳賀委員 なければならぬで、それでいいわけですよ、そういうものが用意されてないというものがわかつたわけですから。

その次に御尋ねしたいのは、農地の

所有の権利の移動あるいは移転についてでありませうが、一体農林大臣は、農地の所有形態の中において、農地の所有権というものは大幅に移動することが好ましいかと考へておるか、あまり移動しない方がいいかと考へておるか、その点はいかがですか。

○河野国務大臣 問題は、自作農の理想に到達するように農地があることが理想でございませう。自作農が創設できるように移動するならば、移動は幾ら多くてもけっこうでございます。

○芳賀委員 次に農林大臣にお尋ねするのは、今回の農地法及び農協法の改正によつて、特に農地信託なるものが両法案の中に出てきておるわけですが、特にここで御尋ねしたい点は、農業協同組合が、農地法との関連の中で農地の信託事業を行つた場合、現在の農協に性格的な変化というものが生ずると思つておられるか、全然そういう性格的な変化というものはないと確信されておるか、その点はいかがですか。

○河野国務大臣 性格に変わりはないと考へます。

○芳賀委員 それではこの農地の信託事業というものは、国のたとえば農地制度あるいは農業政策の実行上必要と認めてこれを制度化するわけであつて、これを突き詰めて考へれば、この農協に行なわせようとする農地の信託事業というものは、ある意味においては政府の行政補助的な業務ということになるかと考へておるわけですが、その点はいかがでございませうか。

○河野国務大臣 政府が考へるのじゃないに、農民の農業経営を助ける意味

において行なうのでございます。

○芳賀委員 これは農協の性格上に変化がくるとわれわれは考えておるが、従来、全く農民の意思によって農協というものが形成されて、自主性の上に立って農協の事業というものは運営されてきたのであるが、今度は法定して、農協だけに農地の信託事業を行なわせるということになれば、これはやはり国の農地制度あるいは農業の構造改善であるとか、そういう、政府が特に農業基本法の実施のために必要と認める行政の路線について、農協に協力させる、業務の面で協力させるということになれば、これはやはりある意味における政府の行政補助的な業務ということになるわけでありますが、これがならないというふうに農林大臣は考えておるわけですか。

○河野国務大臣 行政の補助とか補助でないとかということの先に、組合員の利益のためにこの方法を講ずる、こういう考えでございます。

○芳賀委員 それではどういふ点が、信託事業をやることによって組合員の全体の利益になるかという点を、一、二事例をあげてもらいたい。

○河野国務大臣 御承知の通り経営規模を拡大し、自立農家を育成するという意味におきまして、現在の過小経営が経営の拡大をいたそうという場合に、御承知のように現在日本の農家におきましては、農地を手放すということとは、非常に愛情がわきますので、なかなかそれができにくい。できにくいのを、一時期限をきめましてこれを信託しておくことによって、農地の集合ができるという、組合員全体のためになると考えるわけでありまして。

○芳賀委員 組合員のためになるということは、農地の売り渡し信託が信託者により行なわれたという場合に、その農地を要求する組合員はたくさんあると思う。これは売り渡しである以上は、農地の対価を支払う能力のない組合員は、それを取引することができないわけですね。しかし実情は、現在手持ち資金がなくても、農業の経営規模を拡大する意欲を満たすためには、やはり農地の取得を行ないたい、こういう意欲の方が、組合員全体の中においては大部分を占めておるわけですが、そういう意欲とか希望というものを、組合員の利益のためという形で処理できるかどうか、その点はいかがですか。

○河野国務大臣 その資金を求めざる道でございますが、御承知の通り自作農資金もございまして、その他組合におきましても組合資金をなるべく融通する道をとる必要もございましょうし、さらにまた構造改善の上におきましてできるだけ政府も協力いたす必要もあるかと考えます。また、現にその資金に欠ける点につきましては、今後大いにこれを増大して、円滑に進む道を考える必要もあらうと考えておるわけでありまして。

○芳賀委員 それでは三十七年度に農民が経営農地の拡大をしたいという場合に、自己資金のあるものは別ですが、資金的な用意がないという熱心な農家に対して、国の農地取得の金融制度からどのくらい金を大臣は用意して出す考えておるか。

○河野国務大臣 御承知の通り百数十億の自作農資金があるわけでございます。

○芳賀委員 三十七年度の自創資金も

含めた農林漁業金融公庫の貸付予定計画は七百十億、そのうち自創資金関係が百九十億、そのうち百九十億全部使って、農林大臣はこの農地の権利の移転がどのくらい面積が行なわれると考えておられますか。

○庄野政府委員 自作農資金は百九十億でございます。そのうち維持資金等に充てられるものもございまして、農地の購入資金として考えているものが百三十五億、定いたしてあります。これにつきましては自己資金等によるものもございまして、信託を受けるまする農協が、組合員の経済事情資金事情等も一番よくわかるわけでありまして、そういうところでこの資金の最も必要な農家に貸せるように努力したい、こういうふうに考えております。

○芳賀委員 それでは百三十億円で、一体どれだけの農地の所有権の移転ができるのですか。

○庄野政府委員 農地の価格も平均的に申しますと、田で十から二十万、こういふふうにいわれております。地区によりましていろいろ違いますので、この算定は非常に困難かと思いますが、できるだけ有効にこれが動くように運用して参りたいと考えます。

○芳賀委員 そういうばく然としたこととて、たとえば百三十五億円の政府資金を放出すれば、一反歩十萬円の場合にはこれこれとか、二十萬円の場合にはこれこれとか、そういうことがわからなければ農地局長動もぬじやないですか。

○庄野政府委員 そういう計算は簡単でございますけれども、それが実際にどうなるかどうかは別でございます。

やはりそういう計算よりは、最も実情に合った、農協の組合員の構造改善に最も適する人にこれが融資されるようにわれわれとしては努力していきたいと考えております。

○芳賀委員 それは一反歩十萬円とすればどれくらいの面積になるのですか。十萬円なら一番わかりやすいでしょう。

○庄野政府委員 反当り十萬円、こういうふうには考えれば一万三千五百町歩、こういうことになりまして。反当たり二十萬円と考えればその半分の半分、こういうことでございます。

○芳賀委員 だからそのくらいの面積だと恥かしくて答弁ができないのです。とにかく全国で一万町歩そこそこの農地の所有権の移転しかする金の用意がない、それでは何もできないじゃないですか、農協に信託事業をやらないで、手持金のある有力な農家だけに自己の所有面積の拡大をするに精進して農業の経営の拡大をはかりたいという熱意のある農民諸君に対しては、何もこたえ得る資金的な用意がされてない。これじゃ信託事業をやってくれ、やってくれといったってしょうがないじゃないですか。そうは思わぬですか。

○庄野政府委員 信託事業はこれから始める制度でございます、われわれといたしましては、農民の実際の要望等も、地区によつては非常に差があるわけでありまして、全国的にどの程度に売り渡し信託が出てくるか、そういう点についてはまだ十分把握ができないわけでありまして。先ほど申しましたように、自作農資金につきましても、三十

六年度よりははるかに取得資金をふやしてこれに対処しよう、こういう考え方でございます。なお、今後ともそういう点については、この信託事業の動向を見ながら、この資金の予算化に努力したい、こう思っています。

○芳賀委員 そこで農林大臣にお尋ねしますが、今農地局長の言った通り、政府の制度資金をもつてしては一万数千町歩しか農民の所有意欲にこたえることはできない。そうすると、農協が今度は農地の売り渡し信託を引き受ける、あるいは貸付信託を引き受けるという場合、信託ですからして、信託契約を結ぶことによつて、とにかく個人の所有者から今度は農協に所有権の移転が行なわれるわけですね。そういう場合考えられることは、それでは農業協同組合がそれらの農地を対象にして金融を行なうべきであるとか大臣は考えておるか、絶対農業協同組合として農地の担保金融等は行なうべきでないとか考えておるか、この点はいかがですか。

○河野国務大臣 だんだんお小言をちやうだいいたしておりますが、実は答弁に非常に困るのであります。先ほど、そんなものは時代おくれで、今ごろやっても間に合わぬだろうという御発言も実はあったわけでございます。もう信託時代じゃないだろう、もうちやうど次のことを考えなさいかぬだろうという御発言が先日もあるた。ところが、今度は信託をやるといっても金がなくちゃだめじゃないか、どれだけ信託があるかわからぬじゃないか、こういうお小言をちやうだいしておるわけです。そのくらいに農村の実情は、見方、考え方によっていろいろあるわけでありまして。でこ

ございますから、われわれとしても、どなたにも御満足のいくようにお答えをする準備をすといつても、その準備はいたしかねます。従つて、まず法律を通していただいて、その法律に對して、要望にこたえてわれわれは善処するといふことが一番いいのじゃないか、こう実は考えておるのでございまして、それは素手ではいけませんから、実は百三十億や五十億の金ではどうにもならぬじゃないかとおっしゃるけれども、信託と申しまして全部が売り渡しじゃない、預けていく人も相当おられる。預けていかれる人をどうするか、順次これをやって参る。また一方かたがた考えますれば、あれだけ法人々々といつて騒がれた法人の事も今日は消えておるといふようなことではございまして、これは農業の事情がどうどん変つて参りますから、變つて参る農業の事情、実態に合せて、われわれは施策をして参らなければならぬと考えますので、いろいろ御不満な点もあるかもしれませんが、とにかく一生懸命やつておるつもりでございまして、どうか一つ御了承いただきたいと思ひます。(拍手)

○芳賀委員 簡単に拍手はできない。問題は、農地の売り渡し信託を農協が引き受けたとしても、これは適格者の選考を行なつて、こういう農家に対しては売り渡しをしたいとしても、その農家が資金的な用意がない、自創資金から借りようとしても、全国わずか一万町歩しか金がないといふことになれば、それでは資金のない農家に対してはどういふような配慮をしてやらなきゃならぬかといふことが、そこに必然的に必要性が出てくるわけです。どこからも金が出てこないからお前はだめなんだといふことは、適格基準からの除外事項にはならないと思ふのです。農業政策を進める場合に、そういうことになれば政府からも資金が流れてこない。その本人も今の価格の高い農地を取得することができないといふことになれば、やはり農業に精進するといふる道義者に対しては何かの形で配慮してやる必要があるといふことになれば、その場合政府としては、農業協同組合が農地に対する資金の融通等を行なうといふことについては一体どう考えておるか。これはいい悪いの議論ではないです。政府の立場において、農業協同組合が行なう、たとえば農地を担保にした金融等についてはどう考えておるか。そのくらいのことには頭を悩ましておると思ふ。

○河野国務大臣 ただいまお答えを申し上げた通りであります。本法を實施いたしまして、今芳賀さんのお示しになりますような事態が各地に起こつて参りますならば、私責任を持ってこの金額を増額いたすことに努力いたします。

○芳賀委員 それは、国の資金の増額といふのですか。非常に大事な点です。

○河野国務大臣 そういふことでございませう。

○芳賀委員 それではこの点は忘れなれておいてもらいたいと思ふわけです。それに関連してお尋ねしたい点は、これは同僚の石田委員からも指摘がありました。昨年の農協法の審議の場合には、池田総理も周東農林大臣も非常にうまいことを言つたが、特に農地移動に対する金融上の措置といふものは何も講じていないといふことが暴露

されたわけです。河野さんにお尋ねしたい点は、昨年の第三十九臨時国会において、たまたまこの農林水産委員会において自民党と民社党の諸君が違法な委員会の開会を行なつて、社会党の委員の出席を見ないままに現在の自創法の一部改正を附則の中で行なつたわけですが、それは特に三十六年度分だけについて、北海道だけについて附則の中で法律の改正を行なつたわけでありまして、その問題が一つ。その法律改正を行なつた直後、これは附帯決議でなくして単独で自創法の一部改正に關する決議といふものが委員会に行なわれたわけですが、これも自民党と民社党の諸君がその案を出したわけですが、丹羽兵助君が代表者になつて、社会党のいな

いまで通つたことも事実であります。そういうやり方を行なつたことは記録にも明らかであるが、問題は、この政府与党の自民党と、若干の民社党の諸君が決議を行なつたこの内容といふものに問題があるわけです。この内容なるものは、われわれ社会党が数年前から国会に自創法の根本改正を行なうために提案した改正点の内容といふものが、決議の中に盛り込まれておるわけですが、やり方はともかくとして、与党と民社党の人たちは、決議を通してこれを行なつたわけであつて、これはから宣伝のためにそれらの決議といふものが作られたといふことではないと思ふわけです。従つて委員会の権威にかけて、これらの決議の内容といふものが、当然この農地法あるいは農協の改正とあわせて自創法の改正案といふものが政府提案にしろ、あるいは何らかの形で提案されてしかるべき

であるといふふうなわれわれは考えたわけでありませう。その決議の内容といふものは、社会党の改正案の内容と全く同一でありまして、自創法の金利については現行の五分を三分五厘にこれを改める、償還年限については現行の三年を五年に改める、償還年限については現在の二十年を三十五年に改める、貸付限度については現在内地府県については一戸当たり三十万円、北海道においては三十六年に限つて四十万円という現行制度の制限を、法律の中で一戸当たり百万円といふふうに変更する、これが当時の決議案の内容でありませうが、この決議案を自創法改正の形で、政府の責任において国会に提案する意思が一体あるのかないのか。その点を農林大臣から率直に答えてもらいたいわけでありませう。

○河野国務大臣 目下検討中でございます。

○芳賀委員 意思があるかないかだけ聞かせてもらへばいい。

○河野国務大臣 検討しておるのでございませう。

○芳賀委員 次に農業協同組合法の改正点の敷点についてお尋ねしますが、今回の改正においては、特に農協法の中に農事組合法人の規定を定めようとしておるわけでありませうが、農林大臣にお尋ねしたい点は、現在の農業協同組合と今回政府が意図されておる農事組合法人との關係をどのように考えておるか。この点はいかがでございませうか。

○坂村政府委員 法律の内容の問題でありませうが、現在の農業協同組合の上げますが、現在の農業協同組合の法体系の中におきまして、組織なり設立なりといふふうなものを簡素化した

しまして、末端の組織として合うようなものを制定する、こういう内容でございませう。

○芳賀委員 農林大臣にお尋ねします。現在の農業協同組合と政府の企図されておる農事組合法人との關係をどのように考えておるか。これは事務的な問題ではないですか。

○坂村政府委員 法律の内容の問題になりますのでかわりましてお答え申し上げますが、現在の農業協同組合の正会員としての資格を農事組合法人は持つ、こういうことで考えておるのでございませう。

○芳賀委員 それでは農林大臣にお尋ねしますが、農業協同組合組織の一環として農事組合法人といふものを考えておるといふふうな判断していいのですか。

○河野国務大臣 その通りでございませう。

○芳賀委員 それでは、農業生産法人の中の農事組合法人以外の会社法人と農業協同組合の關係を農林大臣はいかに考えておられるか。――局長、待つて下さい。農林大臣がわからなければあなたに何か指示しますから。

○河野国務大臣 農業を行なう会社でございまして、農業組合員になることができません。

○芳賀委員 組合員といふのは何の組合員ですか。

○坂村政府委員 法律技術の問題でございまして、私からお答え申し上げますが、正会員になるのは農業者、農民でございまして、今度考えております合資会社、有限会社等農業経営を営むものは農民と同じように扱う、こういうふうな意味で正会員になるという

ふうに規定いたしております。

○芳賀委員 それでは局長にお尋ねしますが、農事組合法人も、農業を行なういわゆる農地法の規定に基づく会社法人も、農業協同組合には正組員としての資格があるということですね。

○坂村政府委員 その通りでございます。

○芳賀委員 それは改正案のどこにあるか、ちょっと読んで下さい。

○坂村政府委員 改正案の十二条でございますが、組合員の資格「農業協同組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとす

る。」この条項の中で、一の「農民」、これは従来通りでございますが、二は「第七十二条の八第一項第二号の事業を行なう農事組合法人並びに農業の経営（これとあわせ行なう林業の経営を含む。）及びこれに附帯する事業のみを行なうその他の法人。」ということになっております。

○芳賀委員 それでは、農事組合法人も、会社法人も、正組員として農業協同組合に対して加入した場合は、議決権並びに選挙権を当然持つておられることになるわけですが、その点は間違いないですか。

○坂村政府委員 その通りでございます。

○芳賀委員 正組員であるならば、当然議決権並びに選挙権を持つておられることになるが、その点はどう考えておられるのですか。

○坂村政府委員 その通りでございます。

○芳賀委員 次にお尋ねしたい点は、今回の改正によって、議決権並びに選挙権の代理行為を大幅に認めるという

改正が行なわれようとしておりますが、これは非常に重大な問題であります。ですからこれは河野農林大臣の耳にも入れていると思ひますが、その点どうですか。

○坂村政府委員 非常に法律技術的な問題でございますので……

○芳賀委員 耳に入れたかどうかというのを聞いています。

○坂村政府委員 入れてございます。今までは一人の代理しかできなかったものでございますが、最近の事情に応じまして、四人まで代理ができる、こういうような規定に改正いたしましたわけでございます。

○芳賀委員 それでは農林大臣にお尋ねしますが、今局長の言った点について、そういう代理権を大幅に拡張して行使できるというふうに農協法を改正する必要がある一体どこにあると大臣は考えておられますか。

○河野農林大臣 なるべく農協を拡大強化、合併強化して参りたいと考えておりますから、組合員の数がいたずらに増大いたしますから、こういう必要が起こつてくると考えております。

○芳賀委員 いたずらにというのはどういうわけですか。これは冗談じゃないですよ。いたずらにふえるというのはどういうことなんでしょうか。

○河野農林大臣 返事が悪かつたら取り消しますが、組合員の数が非常に増大いたします。なるべく協同組合が大

きい方がよろしいという建前で合併を奨励いたしております。従つて、一会場で總會ができないというような事態になりますから、大幅に代理行為を認める必要がある、こういうことでござ

います。

○芳賀委員 それでは、会場の都合だけで代理権をふやして、そして出席者を制限するというのがこの改正の目的ですか。

○河野農林大臣 会場の都合だけというわけではございませんが、なるべく多数の人が参加する方がよろしい。それには表決権がなるべく多い方がよろしいという意味合いから代理行為を認めるということでございます。

○芳賀委員 この協同組合の中において組合員の権利義務の忠実な行使といふことは非常に大事なことであつて、かつて昭和二十九年に農業協同組合法

の改正が行なわれた場合において、このときには一名に限つて代理権を認めるといふことにいたしましたし、あるいは一方においては総代制といふものを採用することになつたわけでありまして、今

回の場合には、代理権の場合には一名が四人までの代理権を認める、しかも議決権だけでなく選挙権の行使までも代理権の中で認めるといふようなことになると、今後もういふことが実現するとなると、協同組合の民主的な運営といふものは大きく阻害されるというふうに考えられるわけでありまして、そういう心配はあるものか、全然

ないものか、どう考えていますか。

○河野農林大臣 なるべく全員参加いたしまして民主的に總會の運営をやることが望ましい姿でございます。しかし、私自身も経験したことがあるの

でございますが、あまり組合員の数が多過ぎます。総会を開くに、開けないという事例が現にあるわけでございます。そういうようなことをいたしまして代理行為を幅広く認めるやむを得ざる実情に立ち至つて

おると考えるのでございます。

○芳賀委員 私どもの判断は、現在の總會の招集あるいは選挙の制度を実行する場合に、たとえば選挙を行なう場合の總會において成立要件を欠くような事態が全国的に生じて、どうしてもこれでは現実の問題として運営が困難であるからある程度代理権を拡大する必要があるという判断から、政府がか

かる改正案を用意されたかというふうに考えたのでありますが、そういうことではなくて、会場がないとか会場が狭いとかいう、そういう便宜のな考え方だけでこういう法律の改正を行なうという考え方だと思いますが、これは非常に重大問題だと思ひますが、一体局長はそういう考えでこの改正を立案したかどうか、その点はどうなんですか。

○坂村政府委員 会場の問題もございまして、そのほか農業協同組合が非常に規模が大きくなつて参つた、全員集まつて總會をやらなくても、委任状をもつて意思がきちんと通ずるような形で反映できれば、こういう活発な動きになつて参りました場合にそれはいいか、五人がいかに、そこら辺のところは非常に問題がございまして、四

名程度のところで代理を認めていいのじゃないか、こういう工合に考えたわけでございます。

○芳賀委員 それでは具体的に伺いますが、最近農協合併促進法が先般通つた関係もあるが、北海道は別にしても、内地府県の農業協同組合の場合には、總會を招集した場合、正組員全員が出席した場合においても、大体どのくらいの構成人員であるかどうか、その態様について事例をあげても

か、その態様について事例をあげても

○坂村政府委員 北海道を除きまして全国平均では組合員五百名になります。大きなところは千名、二千名、三千名というのもございます。

○芳賀委員 三千名という農協はどうですか。

○坂村政府委員 今統計上の資料がございませぬ。個々の名前は資料がございませぬ。いづれ調べましてお答えいたします。

○芳賀委員 それでは、選挙とか特別の議決を行なう場合の總會は、全部が来なければ開けないのですか。

○坂村政府委員 法律の規定上は二分の一以上の出席、こういうことになっております。

○芳賀委員 だから千人の場合でも五百人の出席で成立するわけですね。その成立要件の中で、組合の役員選挙といふものは十分やれるわけですが、最近の農村に行つても、交通も非常に便利になつておられるし、たとえば地元の小学校であるとか中学校といふものを利用すれば、会場が狭いために出席人員を制限しなければならぬということはないと思ひます。しかも組合員が進んで出席する場合に法律の中で代理権が認められておられるからして、お前は来ないというときは、五人を一人に整理せよなんていうことは、これでいいじゃない。三千人の場合でも、みんな来る場合には、これはもうこれ以上は受け付けられないということではできないじゃないですか。

○坂村政府委員 おっしゃる通り、代理権を認めましたからといって、お前は来る必要はないというようなこと

は、これは農業協同組合の運営上あり得ないことだと思ひます。もちろん、出られれば全員が出席した方がいいのでございまして、場所により、あるいは都合によつて、どうしても出られない場合には便宜を計らひまして、代理権の範囲を広げた、こういうふうな御理解いただきたいと思うのでござい

ます。
○芳賀委員 これは明らかに、われわれの邪推ではないが、ボスの暗躍を農村において復活させるということがねらいの最たるものであつて、それ以外の理由は何かないわけですか。いいですか。

そこで、さらにお尋ねしますが、この代理権を行使する場合に、二様あるでしょう。それをまずお尋ねします。
○坂村政府委員 二様とおっしゃいますのはどういふことでございませうか、お伺ひいたします。二つの姿があるという意味でございませうか。

○芳賀委員 それは、代理権を行使する資格として、一つは、正組合員が他の正組合員から委任を受けて代理権の行使ができる、もう一つは、正組合員と同一世帯にある農業従事者が、組合員資格はないが、同一世帯に所属する者という資格で、従来もその世帯の正組合員の権利の代行を、現在までは認めてきたわけなんです。今度は、その一人の代理はもうあるのであるが、世帯を別にした他の正組合員の代理権も、正組合員でない世帯員が代理権の行使ができる、これで二様ということになるが、その点はどうか考えておりますか。

○坂村政府委員 おっしゃる通り二様でございまして、正組合員が正組合員の委任を受ける場合と、それから正組合員以外の者が受ける場合とござい

ます。従来は、組合員でなくても、親族でなくても、だれでもその委任を受けることができましてけれども、今度の改正では、人数をふやした関係もございまして、組合員同士か、あるいは組合員の世帯に属する親族ということに限定をいたしたわけでございます。

○芳賀委員 これは大事な点ですが、それでは今の局長の答弁からいふと、正組合員の代理するのは四名の範囲で、組合員と何も関係のない非組合員は、その者が所属する世帯内の正組合員については、四名までの代理権が行使される、そういう答弁ですね。それに間違ひないですか。

○坂村政府委員 関係のない非組合員の代理は認めないようにはいたしてあります。

○芳賀委員 関係のないとよ一局長、にやにやして、わからぬ、ないですか。関係のない者というのに何ですか。もう一度言ひなさい。

○坂村政府委員 関係のない非組合員というお話でございまして、関係のない非組合員には認めない、こういうことになっておるのでございませう。舌が足りなくてどうも申しわけございません。

○芳賀委員 こつちはそういう関係のないことを言つてゐるのではない。だから、農協の正組合員である資格を持つておる者は、委任を受けて他の四人までの組合員の権利の行使ができる。もう一つは、正組合員と同一世帯にある者は、従来はその世帯内の正組合員の代理権を一票だけ行使できたが、今度の改正によると、その正組合員の中に所属する同一世帯の非組合員が世帯以

外の正組合員の代理権の行使もできるというふうな、政府の改正案は出ておりますが、これは重大問題でないかというわけですか。その点はどうか。

○坂村政府委員 今度の改正案の趣旨の内容では、組合員同士のものについてはおっしゃる通りでございますが、組合員の中の世帯員の問題につきましまして、その世帯員が他の世帯の者までも代理するということと考えております。

○芳賀委員 それでは同一世帯内の正組合員の代理を四名まではやるといふことですね。

○坂村政府委員 次にお尋ねしたいのは、議決権の行使の場合は、総会の決議事項であらうか、通知を受けた決議事項に限つて、書面によるところの議決権の行使、代理人によるところの議決権の行使ができるからして、この議案については賛成、反対の意思表示は、正組合員は代理人を通じて反映させることができるとしても、今回の改正は、これは全く異例の措置であつて、選挙権の行使もできるということになれば、一体どういふような形で、正組合員が依頼した選挙の意思というものを代理人が忠実に、的確に行使できるかどうか、その点はどうか考えますか。

○坂村政府委員 いずれ詳細の問題は定款で定めることにならうと思ひますが、けれども、あらかじめ候補者を出しまして、そして選挙をするのでございまして、意図ははっきり代理ができると思ひます。

○芳賀委員 それでは局長、農業協同

組合の役員選挙は立候補制を現在採用してゐるわけですか。

○坂村政府委員 立候補制をやつておる場合もございまして、立候補制でない場合もございまして、実情によつて違つております。

○芳賀委員 だから、正組合員の委任を受けて、確実にその選挙権の行使が一体できるかどうかという点なんですよ。あなたはできると思つてゐるので

○坂村政府委員 たとえば代理人に、役員選挙の場合にはこの人をやつてくれというのを頼めば、ちゃんと意思の代理はできると思ひます。

○芳賀委員 一体その確認をどういふ方法でやるのですか。

○坂村政府委員 委任をいたします以上はお互いに二人の間の信任関係でございまして、甲なら甲という人を役員に運びたい、こういうことがはつきり伝ひますれば、あるいは書面によろうが口頭によろうが、その点はお互いに農業協同組合の内部の問題でございまして、そういう問題はそう形式的に非常に厳格な確認の方法を法律上講じなくても、運用上困らないのでは

ないかと思つております。

○芳賀委員 これは買収とか情実を認める考えで改正を考えたんでしよう。秘密投票である場合、いかに坂村さんと私の間であつても、私があなたに委任を受けても、その会場へ行つて坂村何がしと書かぬ場合があるでしょう。野原委員長と書く場合もあるでしょう。それは確認できないじゃないですか。だからそういう場合に農協内部に、特に大事な役員選挙等について、しかも一人で四票の行使ができるとい

うような道をわざと開いた場合においては、これはやはりこういう点が弊害として当然悪用されるということになるわけですね。お前の札は四票あるからおれに何千円で売つてくれというやうな、そういう取引というものが公然と行なわれる道をあなたは開いてゐるじゃないですか。何のために神聖な農協の役員選挙にあつて、そういう腐敗墮落の道を開かなければならぬかというのであります。ほんとうに農協のことを考えた場合において、現在においては一〇〇名出席して役員選挙をやるのが実情なのですよ。それをわざと墮落の道を開いて、しかも一人で四票の選挙権の売買ができるというやうなことを、一体だれに頼まれてあなたは政府当局としてこういう改悪案を出したか、その真意を聞かしてもらひたい。

○河野国務大臣 私からお答えいたします。私は今芳賀さんの御指摘になつていらつしやるような農協がないことを希望いたします。いやしくも農協の中におきまして、役員選挙に買収して目的を達成するような姿は、全国においても例外中の例外と私は心得ます。そういうものがあるならば、私は一日もすみやかに除去する必要があると心得ますから、そういう場合のものを想定して、農協の育成を健全にするために、われわれはこういうふうな考へておるのでございまして、先ほどからいろいろお話でございまして、けれども、たとへて申しますれば三千人の組合員があつても、半分出ればいいのだから千五百人でいいじゃないかと仰せになりますけれども、いやしくも總會を開く

場合におきましては、組合員が三千人あれば三千人が入り得る場所を想定して組合総会を開かなければなりません。従いましてこれを代理行為を認めるといふ便法をとります場合には、組合の運営等におきまして、非常に私は円満のうちに便宜、事務を簡素化してやることのできる、お互いの信頼の上に立つて初めて協同組合は発達するのでございますから、それを組合の内部におきまして今おっしゃるようなことのあることを私は遺憾に考えまして、そういうことをないよう極力指導して参るつもりであります。

○芳賀委員 それでは公職選挙法の場合には買収が公然と行なわれておるが、こういう道を開いても、農協の役員選挙の場合にはこういう弊害が絶無だとあなたは考えておられるのか。今までに制度があるならばこれは別ですよ。今回の改正に便乗してこういう悪の道を開くというふうな考え方というものを、政府当局が考えること自体がおかしいじゃないですか。公職選挙法の場合にも、多額の金を使う場合には、一人一億圓くらいのそういう選挙資金というものを使得まで国会に出てこなければならぬということも、これはそういう人もあるが、今まで農協の場合にはそういうことができなかったが、今回の改正を通じて一人四票までは売り買いをやろうとすればできるというふうな道を、どうしてあなた方はそれを考えたのか、大事な問題じゃないですか。

○河野国務大臣 私は農協の役員選挙に買収とか何とかいうことの例をあまり知りません。絶無とは私も申し上げる勇氣はございませんけれども、お

そらくそういう例は聞いたことがございませぬ。で、それを絶無に近い例を示されましてそれでこの改正が悪いという結論にはならぬのじゃないか。これによって農協が総会の運営等において非常に便利になる、総会の運営等においてこのために費用その他が簡素化されるというふうな利点が非常に多いということであれば、今お示しになりましたような場合が万々一あったといたしまして、それを改善し、その方面の絶対絶無になるように指導することが必要である。そのことあることをおそれて法の改正を阻止するといふわけには参らぬだろう、こう思うのであります。

○芳賀委員 これは断じて了解できない点であつて、とにかく選挙の神聖あるいは秘密保持というものが正組合員の自由なる意思において行使されてこそ初めて正しい意味の農協の運営ができるにいかかわらず、こういう事例はないじゃないですか、一人で四票も選挙権を行使できるなんていうことは、これは全く前時代的な問題であつて、産業組合の時代においてもこういう事例というものはなかったわけですから、これは定款で定めることになっておるので、まじめな協同組合は定款の中でこういう規定を採用することは断じてない。私たちは確信しておるが、このような選挙にあつたの買収規定を農業協同組合法の中にわざわざ挿入するといふ考え方というものは、やはり農村における一部のボス勢力があるいは保守政党となつて、河野さん一流の農村に自民党の勢力拡大をしなればならぬ、金の力さえあれば農協

でも何でもどうでもできるというふうな、そういう悪質な非近代的な資本主義的な思想で農協を運営されては、これはやり切れないですよ。だからこの点はやはりこの際率直に反省して、こういう悪い、将来に害毒を残すような改正点というものは、進んでこれは農林大臣の手によって、この点だけは間違つたから、これは悪い考えであつたからして、この委員会において直して下さいますの一片の良心があなたの農林大臣の立場においてあつてしかるべきだと思いますが、その点はどうですか。

○河野国務大臣 私は、問題が農業協同組合の問題であります。協同組合の選挙で買収をしなればならぬというふうな協同組合は、協同組合自体が破壊します、混乱します、成り立ちません。あくまでも協同の精神に立脚して組合を盛り立てていこうというその組合の総会もしくは選挙の場合でございます。従つてこれを他の一般の選挙と同様にお考えいただくことは、いささか私は違つたのではないかと申すのでございまして、選挙によって買収して地位を獲得してそれで運営するといふような組合が発展するはずもない。こういう組合はよろしくつぶしてしまつた方がよろしいと思つたのでございまして。従つてこれからの組合はあくまでも農村の協同の精神に発足して、そうしてより強く、より大きく、そして協同一致繁榮することを期待するものでございまして、その場合に、今のお話になりますような選挙に買収するとかしないとかいふようなことが論ぜられることは、おそらく全国の協同組合員がお聞

きになりましたならば、涙を流して憤慨するだろうと私は思つたのでございす。(拍手)

○芳賀委員 ついにこれは語るに落ちたやうなもんですが、あなたの農協がらいつよりも、妄執的に何とか農業協同組合を弱体化したい、場合によつたらつぶしてしまへというふうな考え方、邪道の道を開いて、あなたがそういうことをやるというところは、われわれは見抜いておるわけだから、これだけで議論はしないが、しかしあなた以外の農林官僚諸君がこのやうに、全く農協精神をはき違えたやうに、しかも坂村局長の時代に、農協の悪い道を開いて、あなたは不日退任するわけだが、そういうことは全国の農協あるいは農民の非常に痛烈な批判と不信を買うといふことだけを私は指摘して、農林官僚諸君の、この点は戒めにしておきたいと思ひます。

その次にお尋ねしたい点は、農事組合法人の場合も、会社法人の場合もその法律案の内容というものは明確にしていないわけですね。特に農事組合法人の場合においても、この出資の内容あるいはその性格というものの対して、いづれを重点に置くかということが全く不明であります。たとえばこれを二つに分けると、現物出資と普通の出資に対する払込方式による出資方式とがられておるが、払い込みによる出資の場合においては、必ず農業協同組合法においては、その他の協同組合法等においても出資の持ち分の限度というものは法定上これは明らかにしておかなければならぬ点であります。この点についてはいささかも触れておら

ない、この点が一つと、もう一つは、現物出資といふものを農地法の中にも、生産法人の構成員の資格要件の中にうたつておられます。これは農林大臣にお尋ねしたい点であるが、一体現物出資という場合において、農地の所有権の移転による出資を重点にするか、あるいは使用収益権を中心とした権利の出資というところを重点にするか、この点は今後法人化の上に非常にか、大事な点でありますから、農林法の関連で農林大臣からこれは答えてもらいたい。できないですか、できないければ答えられないと発言しなさい。

○河野国務大臣 事務局から答えさせていただきます。

○坂村政府委員 農事組合法人の出資の限度の問題は昨日もいろいろお答え申し上げたのでございしますが、きつめて人的結合の強い数人の集まりでございまして、そういう点は、法律上一般の組合のように厳格にそういうものを規定しなくても、そういう集まりによつて相談してやつていく、こういう自主的な態勢をできるだけ助長した方がいいんじゃないか、こういう工合に考えておるわけでございます。

それから現物出資の問題につきましては、これはもちろん土地の所有権を出資する場合もございまして、使用収益権も出資の対象にはなります。それはそのときどきの、そのところの実情に依りましてどちらが多くなるか、どちらが重点になるかといふものは変わつて参らうと思つたのでございまして、法人化して共同経営を行なうといふものの間の実情に応じて、そういうものは相談の上で参る、こういう

うのがほんとうの筋であろうと考えております。

○芳賀委員 この点は農林大臣はおわかりにならぬようですが、特に農地局長の方から、農地法の改正の中でうたわれておる生産組合法人の構成員の資格要件の中にいろいろ列挙されておるが、特に現物出資の場合、農地の所有権の移転を通じて出資を重点にするか、使用収益権ですね、いわゆる耕作権を含めた使用収益権を中心とした現物出資を重点にするか、これは政策上非常に大事な点ですから、方針があれば明確にしてもらいたい。無為無策で何もなければ何をかいわんやです。

○河野国務大臣 今坂村局長から答えた通りであります。

○庄野政府委員 農業生産法人の出資につきましては農地法上の権利の移転というところに相なります。これにつきましてその所有権の出資を中心にするか、あるいは使用収益権を重点に置くか、こういうことに御質問のようでありま。大体の場合は所有権が出資の対象になろうかと思いますが、やはりこれは農民の自主的な意図によるわけでございます。地区によりましては使用収益権も出資の対象になるということに考えております。

○芳賀委員 いずれを重点に考えておるかという点だけ明らかにしてもらいたい。

○庄野政府委員 現物出資の農地法上の権利といたしましては、所有権が重点になろう、こういうふうに考えております。

○芳賀委員 時間の関係の注意があったから、あと二点だけお尋ねしておき

ます。

一つは、農事組合法人の場合、組合法人の役員の中に監事を置かなくてもいいという規定になっておるが、これはいかなる理由ですか。

○坂村政府委員 先ほどからお答え申し上げておりますように、非常に人的結合の強い小さなグループを考えておるのでございますので、ほんとうに自主的なお互いの監査ができる、こういうような形でこういう問題は考えるべきじゃないかと思ひまして、任意機関にいたしましたわけでございます。

○芳賀委員 これは農業協同組合の一環としての法人ですから、これは申し合せの単純な組合であれば、役員構成にしても、財務の関係にしても、それは大抵帳でいいということになるかもしませんが、少なくとも共同化、あなたの方で言うところ協業化、これが農業の近代化を大きく前進させる一つの組織単位ということになる場合、その法人の経営の内容というものは、単に執行者である理事だけで十分やれるというにはならぬと思う。それが適正に行なわれたかどうかということ判断する尺度というものが、いわゆる農協でいえば監事ということになるし、監査権の発動とかあるいは調査権も持つておるわけであるし、あるいは総会の招集権も監事は持つておるわけであるが、それを置かなくてもいいということをわざわざ法定するということはどういう理由なんですか。

○坂村政府委員 お言葉ではございませうけれども、農事組合法人は最低五人以上でございまして、五人というところを考えた場合には、場合によつた

ら二戸でやるという場合も三戸でやるという場合もございまして。そういう小さなグループが大体主体になってやっておるのでございまして、監事を置かなければこの経理がうまくいかぬとか、経営がうまくいかぬとか、お互いに監査ができない、信頼し合つて仕事ができないという場合には、人数が多くなつてそういう機関を置く必要があるという場合には置けばいいのであつて、何もしないでそれを置かなければならぬという法律上の義務を義務的な規定にする必要はないのじゃないかというふうに考えております。

○芳賀委員 この点はこのまま通れば、あとで法人の適正な運営上非常に問題が生ずるわけですから、そういうことをわざわざ気がつかないという点、あなたは後世をしろを免れないですよ。全く無能な、見通しのない坂村という局長があつたということは残るわけですから、それだけはあなたは覚悟しておいてもらいたい。

それから最後にもう一点は、従来農協の経営上問題になっておる点の一つに、たとえば農業協同組合法にうたわれておる組合員と協同組合との間における専属利用契約の義務事項の問題があるんですね。これに対しては当然改正の場合には、数年前から検討を下して根本改正の機会にはこれは措置するということになっておつたわけですが、この点に対してはどういうような考えの上に立つておるかということ。

もう一つあわせて申し上げたい点は、これは農協法の中ではありませんが、農業協同組合の財務処理基準令があるが、これは今後農業協同組合の共同利用あるいは農村工業の発展とかあるいは近代化を進める場合においては、現在の財務処理基準令というものは農協の大きな発展を阻止しておるような役割を一面において持つておるわけですが、この二点について、農林省の事務当局としてどういう考えを持つておるか、明らかにしていただきたい。

○坂村政府委員 第一点でございますが、農協法十九条の問題であらうと思ひますけれども、これは前から問題でございまして、いろいろの御意見がございましたが、私もいろいろ検討いたしました。農業協同組合というものはやはり自主的な団体でございまして、この利用を法律上強制するというような形で協同組合運動といふものはやるべきものじゃないんじやないか、協同組合の自主的な活動に期待する、こういう面が非常に大きいと思ひますので、この点については法律改正については触れなかつたわけでございまして。今後その方針で指導して参りたいと思つております。

それから経理の問題で、財務の問題で財務処理基準令につきましては、おっしゃる通りあるいは農協の活動に非常に障害になる面も現在まではございまして、あるいは一面からいいますと、農協は今非常に合併をどんどん進め、回りの経済がどんどん進んで参りますときに、農協といつたものではこれは非常に財務が弱体化するといふ面も一面にはございまして、そういう点を両方いろいろ検討いたしまして実情に合うように改正をする、こういうことで考えております。

○芳賀委員 それは農協法の第十九条の本文の規定を私は言っているのじゃないですよ。十九条にはわざわざ組合

員の専属利用契約というものが、これは義務事項としてうたわれておるでしょう。それをさらに緩和したり、そのことが行なわなくてもいいというようなものがそれに付随しておるものであつて、これをやはり早く処置しなければ、せっかくの組合員の忠誠義務規定というものが、これが何ら、実行不能なものになるんじゃないかという点は、これはもう数年前から国会においても議論された点であるが、あなたはそのことを頭の中にみ込んでおらないから、今回の改正の場合失念したと思ひますが、失念したとすれば、これは責めるわけにはいかぬが、特に大事な点は、あとの財務処理基準令は追つて検討してなんという時代ではないでしよう。これは協同組合の固定資産と出資金との関係というものを戦後の農協の健全化のために作つた時代には必要性はあつたが、しかし現在民間の大企業や大資本がどんどん農村へ進出してきて、そして農村を経済的に支配しようとしておる。その場合の民間資本というものは、過大な設備投資を行なつて、出資金と資本と借入金とのバランスも何も考えないで、過熱的な投資を進めて、そして農村に進出してきておる。一方農業協同組合の場合には、この固定資産と出資金のバランスというものは、固定資産一〇〇の場合には、出資金についてはその一四〇以上でなければならぬという点でこれは押えられておるわけだ、基準令の第二条でこれを押えて今日に至つておるわけです。いかに共同化を進めるとか、あるいは設備の拡大をやるといふても、この法律がじゃまをしておる限り、期待に沿つた仕事はできないじゃないで

すか。そういう大事なことを法改正の機会においてやらないで、何も改正する必要のないような無用な点あるいは悪用されるような点だけを悪知恵を働かして、そうして改正法案を出して、いかにもこれが農業基本法の関連法案でございます、重要法案ですから、この国会でしやにむに通過して下さいというやうなそういう農民を愚弄したやうな考え方が、農林大臣初め政府や農林省に充満しておるといふことは、これはまことに遺憾にたえない点であります。特に財務処理基準令の場合にはこれから検討するといふ必要はもうないでしょう。それではいつの機会まで最も農協の運営に適應したやうにこれを是正する考であるか。これは局長として責任ある答弁をしてもらいたい。

○坂村政府委員 専属利用契約の問題は失念したのではございませんで、先ほど申し上げましたやうに十分検討いたしました結果、そのままにするという結論になりましたわけでございます。それから財務処理基準令の問題は実は失念をいたしました。去る三日前の月曜日に公布をいたしました。ですから、今まで検討いたしました。財務処理基準令の改正は月曜日に公布をいたしておりますので、先ほどの御指摘の第二條の問題も、たとえば農業近代化資金であるとか、あるいは農林漁業金融公庫の融資であるとか、あるいは地方の県単でいろいろ融資制度もやっておりますが、そういうやうなもので特に政策的に進めました固定資産につきまして計算上からこれを除外して計算しよう、こういうやうなことで、とりあえず今の実情に合つて前向きで動きましようという改正案を公布をいたしたもので、公布をしたことを失念いたしましたので、まことに失礼をいたしました。

○芳賀委員 その内容がまことに微温的なものであつて、あの程度のものでは期待に沿ふぬといふことを特に強調して、これ以上質問をしても大事な点から、一応時間の関係があるので、きょうはこの程度にします。

○野原委員長 湯山勇君。

○湯山委員 先ほど事務当局へは大臣に御質問申し上げる前提となつたやうな諸点について質問をいたしましたので、大臣には直接大臣にぜひお聞きしたいと思つて、幾つかの点をお尋ねしたいと思つてお聞きします。

その一つは、構造改善事業を進めていくといふことでパイロット地区をお作りになりましたが、大臣のおひざ元の津久井という地区でそのパイロット返上の動きがございました。これは大臣は御存じかどうかお聞きしたいと思つてお聞きします。

○河野國務大臣 実は神奈川県津久井におきましてパイロット地区であつたものを辞退するとかしないとかいふ問題ださうでございます。これははなはだ神奈川県当局に誤解がございまして、構造改善もしくはパイロット地区の指定を受ければ工場誘致は認めないといふやうな県当局の指導方針があるといふことの誤認に基づいて、そういう辞退があつたのでございます。事はだんだん各府県にわたつて構造改善の希望町村を申し出るやうに通達をいたしましたところ、神奈川県からその希望が上がつて参りません。そこで私は農林部長に面談をし、県の町村会長

と懇談いたしましたところが、町村長会長から県の方針として工場誘致については工場誘致は認めないといふことになつておるので、工場誘致を一切拒否されるといふことであれば非常に困る、自治体の責任者として困るから、そこで構造改善には協力できません、こういう答えてございましたので、その非常に間違つておる点等を指摘いたしました。特に神奈川県津久井地区の総会に私と県の農林部長が出席いたしましたので、そういうことはないと、その誤解を明瞭に説明をいたしまして、その誤解は解けたのでございます。

○湯山委員 津久井地区につきまして大臣の今のやうな御理解がございになるとすれば、その内容についてはお聞きしたいことがございまして、それらは省きます。

ただ、今一つの例でありましたやうに、構造改善あるいは今回の農地、農協法の改正にいたしまして、どうも私は大臣の考へになつておること、あるいは政府の施策が首尾一貫しない。今度の場合も、農地法の改正あるいは農協法の改正が、構造改善の事業を進めていく、その中心になるものは自立経営農家の育成である、こういうことでございまして、そこで先ほど自立経営農家といふのは何かといふことについてお尋ねしたのでありますが、当然自立経営農家といふのは、先般の所得倍増計画の中で二・五ヘクタール耕地を持ち、大体労働力が三名、年間粗収入が百万、こういうものを百万造成する、これが所得倍増計画の中の自立経営農家でございます。そこでそれと今度のとば表裏一体をなしていなければならぬと思つてお聞きします。ところが今の御説明によりますと、芳賀委員に対する御答弁の中では、年間大体一万五千町歩ぐらい、反十萬町として動くだけの資金の準備しかしてない。あの所得倍増計画の中で議論されたのは、大体十カ年間で自立経営農家を百万戸作つていくためには百五十萬町歩程度の農地の移動が必要である。しかもこれは借地じゃなくて自立経営農家ですからそれを所有する、自作である、こう考えられます。そうすると、今の御説明だと、一万五千町歩ずつ今のやうな計画でいけば、百年かかる、こんなことになりまして、一体本気でやういふ自立経営農家を育成する、やういふ政策と取り組んでおられるのかどうか、そこについて疑問がございまして、それから同じやうに構造改善事業、つまり大臣の言われる自立経営農家の育成といふことから考へてみますと、三町歩といふ限度の撤廃といふことは、制限の撤廃といふことは、考へ方によれば二町五反程度の自立経営農家を作るといふ、その政策の足を引くばやうな要素もその中にはあると思つてお聞きします。よほど政府の指導よろしきを得なければ、そういう傾向が生まれてくると思つてお聞きします。

さらに第三番目に指摘して参りたいことは、非常に法律的なことになりまして恐縮ですけれども、先ほど今回の改正の一つの中心、生産法人の中の農事組合といふのが、今度の改正の中では一つの柱になつております。その農事組合には二種類ございまして、一つは農業経営を行なうことのできる出資農事組合、いま一つは農業経営のできない非出資組合、こつ分かれておりま

す。自立経営農家の育成という観点からいけば、当然非出資の農事組合、こゝに重点が置かれなければならないと思つてお聞きします。出資農事組合といふのは、これは農業を共同して経営する法人でございますから、これは大臣や政府の今まで言われる自立経営農家ではございません。そこで先ほど事務当局にお尋ねをいたしますと、農事組合のほんとうのねらいといふことは、ほんとうに仕事のできていくのは非出資の方ではなくて出資農事組合、つまり法人が農業経営を行なうことに重点がある、それについては納得のいく説明がございまして、ところが非出資の農事組合については、現在の実行組合、任意組合であつても法人になつてもそんなに大した変わりはない、それはどちらでも都合のいい方を選んだらいいのだ、こゝういふ御説明が事務当局からございまして、しかしせっかく法律を出しているのだから、何かいふところがなければ進めていくことにならないじゃないかといふお尋ねを再三いたしまして、よくよく、法人といふことになれば、その主体性も明確になるし、多少税制の方の恩典を受ける可能性もある、こゝういふ御説明でございまして、今度の改正の一つの焦点になつておる農事組合といふのは、明らかに自立経営農家の法人といふものは、共同作業を行なうとか、あるいは共同施設を持つ程度の法人といふものは極端な言ひ方をすればあつてもなくともいい。ないよりはあつた方がましな程度の御説明があつたわけでございます。

以上のような点を、三点でございますが、以上の三点を勘案して参りますと、実は今回の改正は自立農家の育成

である、こういうことを大臣もおっしゃったし、提案説明にもそうおっしゃっておられるし、それにその補いとして協業化を進めていく程度である、こういうことでございましてけれども、実はこの法案の内容を見て参りますと、今のうちに、全くそれとは違つた、しかも別にいろいろ心配しなければならぬような要素を持つてゐる、これではたして大臣が言われるような自立農家の育成ということができようか。そのことを肯定したとしても、できるかどうかということには大へん大きな疑問があるし、この法律の建前から見ていけば、むしろそれに逆行する、あるいはその足を引っぱる、そういう要素があると思ひます。そこでそれらの点について、一体大臣はほんとうにこれでやれるという確信が持てるのか、その点をこの際明確にしたいだきたいと思ひます。

○河野国務大臣 お示しのような三点でございますが、その前段として、こういう点について御考慮いただきたいと思うのであります。と申しますのは、先ほどからもいろいろお話がございましたが、われわれが農業基本法の精神にのっとりまして、日本の農業のあるべき姿、自立農業の達成もしくは農家の福祉の増進というような目的達成のためには、これでよろしいというような万端業は私にはなからうと思ひます。日本の農村のあるべき姿から勘案いたしまして、いろいろな業を必要に応じて調査して参らなければならぬ。従つてこういう点についてこういうことがあるならばやりやすいという

ことがあれば、できるだけ努力をし、そのやりやすい方法に裏づけていくようにする必要がある。まず農業基本法におきまして、従来に増して経営規模の拡大ということが基本になつて考えられます場合には、どうすれば経営規模が拡大していくだろうか、自立農家がどうすればできるだろうかという点について、まず考えられるのは農地の問題についてこれをどうしたら農地の統合ができていくか、農地の移転ができていくかということについて当然考えられる問題だと思ひます。必要なことがあれば当然行なわなければならないと思ひます。またそれによつて生ずる弊害がある、二町五反歩が三町歩にすることによつてかえつて害があるんじゃないか、こういうことでございしますが、それは御承知の通りに、全国によつていろいろ場合がございします。事情もありません。従つてわれわれは、ただむやみに大きくない過ぎるというものについては行政の指導等によりまして、資金の融通等によりまして、それを押えていく、必要な面もしくはこれを利用することによつて助長せられる面を十分に活用いたしましてやつて参るといふつもりでございます。

また農事組合の点につきましてお話をさせていただきますが、これもまた農村の実情におきまして、農村が完全な共同作業もしくは協業、もしくは協同組合の整備拡充というやうな、あくまでも私は農村における作業の面におきまして、経済交流の面におきまして、共に同じ大資本に対抗するといふことが必要であると同時に、ものの動きにお

きまして、なるべく大量のものが動くといふことは経済であることは申すまでもございしません。それら諸般の点を勘案いたしまして、なるべく共同の精神を涵養して参る、その場を作る、そういう方法に育てていくといふやうな意味において、諸般の点を勘案いたしまして、わわれれといたしましてはこの方法を選んだのでございます。

○湯山委員 大臣の御答弁によつてこういうふうには私は解釈ができるのではないかと思ひます。大臣が最初おっしゃつたように万端業がない、そこでこういう方法をとつて、それではたして思ふ通りいくかどうかからいへば、これも、ともかくも善意をもつてこれを一生懸命やつていくのだ、その上で実情によつて合わないところは改めていく、あるいは進めていくところは進めていく、こういうことであつて、これによつて自立経営農家の育成ということが必ずでき上がる、そういう確信はないんだ、こういうふうな受け取つてよろしいのでございまいしょうか。

○河野国務大臣 これによつて相当の目的の達成はできる、しかしこれですべてができるとは確信はございしません。まだまだ地方の実情によりまして付加して参らなければならぬところもございまいし、また場合によりまして改訂する必要も起つてくるかもしれません。とにかく大方針として、基本方針としてはこの考え方でありたい、こういうつもりであります。

○湯山委員 そこで、もし自立経営農家の経営規模の拡大といふことをほんとうにやろうと思へば、大臣にはすぐできることもあるはずでございします。こういう制限の撤廃とかあるいは信

託行為とかそういうことではなくて、たちまちおできになるのは国有林野の開放、そういうことならば、これは大臣の職権をもつてすぐおできになることとてございしますが、そういうことをまづおやりになるのが先ではないか。それについては大臣は何か具体的な御計画をお持ちでございまいしょうか。

○河野国務大臣 私はそれについては全く同感でございまして、保安林に属するものもしくは山として相当の水源涵養その他植林としての機能を果たすべき必要性のあるものを別といたしまして、原野その他開放することが適地である国有林等の開放につきまして、これまで申し上げました通り現に林野庁に調査を命じまして、必要な面については明年度からぜひこれを実行に入りたいといふことで立案を命じてある次第であります。

○湯山委員 時間がございませんで、今御答弁になりました中の一番問題になる点をお尋ねしたいと思ひます。それは農事組合についてのこととてございします。大臣はやはりまだ法案の内容をよくおのみ込みになつておられないように感じますのは、農事組合には二種類ございします。一つは農事組合みずからが農業を営む農事組合、いま一つはみずからは農業経営を行なわぬ、そういう農事組合、二つがございします。自立経営農家の場合には、法人みずからは農業経営を行なわぬ、つまり共同施設とか共同作業とかだけしか行なわぬ農事組合でございします。そこで、ここは大事なところですから、その共同施設、共同経営を行なう農事組合法人については、この法律の中では大して期待をしていな

い。現在も実行組合といふものがございします。この共同施設あるいは共同作業等については実行組合でやつてもいいくらいだ、必ずしも法人にする必要はない、こういう答弁がございしました。そのことを先ほど申し上げたわけでは、実は自立経営といふ方針からいへば、今申しました共同施設、共同作業の方に重点があつて、この法人化についていろいろな恩恵があつて、それならやろうという意欲を起させる、こうでなければならぬのに、それはそれでなくては、共同運営の方はこの法律によつていろいろ保護され、その他の恩恵もございします。そうすると農事組合といふのは自立経営農家にとつてはすでに実行組合を作つておる、そういうものについては大して利益のないものではないか、こういうことになつておるわけですか。そうするとこれは先ほど申し上げました自立経営農家の育成といふことは重点の置き場所が違つてやしないか、こういうことでございします。

○河野国務大臣 私たびたび申し上げます通りに、日本の農村は古來からの風俗習慣等によつて非常に固陋のものがございします。従つてこれを一律に一つの方法、一つの手段をもつて律することは困難でございします。たとえば名前が違つても非常に食いつかれるものもあれば、名前が違つたためになかなかそれが浸透しないものもあるわけでございます。従つて私は、農村においてそれが非常に取り入れられやすい方法を勘案いたしまして、そして農村の便宜、農村の実情に適したものをもちつて奨励するといふことが必要であらうと思ひます。農事実行組合とこれと違

のじゃないか、どっちでもいいじゃないかというような御意見もあるかもしれないが、またこれにはこれのよさがあるというように、われわれとしては奨励して参りたいと思うのであります。

○湯山委員 大臣の御答弁は、私のお尋ねしておることにはお答えになっていないのですけれども、それは大臣が法律をよく御存じないのだから仕方ないと思います。そこで大臣がお答えになられることをお尋ねしたいと思ひます。

自立経営農家の育成ということだけで今後の日本の農業を進めていくといかどかというところでございます。この法律の中にも今のような矛盾点がございまして、それから所得増進計画を進めていくその中においても、そういう従来言われておった自立経営農家の育成ということの基本線は変わってきておると思ひます。これは大臣は認めておられますか。

○河野国務大臣 これは別の機会に私は湯山さんにお答え申し上げたいと思ひます。私は兼業農家について新しい角度から検討をし、兼業農家の育成も大いに日本農業の新しい手段として大事である、これについてもわれわれとして十分な考慮を払っていく必要があるというのを私は考えております。

従いまして、わが国の産業全体のあり方から勘案いたしまして、農業のあるべき姿につきましては、地域的に立地条件その他からいたしまして、いろいろな姿のものを考えねばなるまい。もちろん農業として自立経営農家を主体として農業のあるべきものを創造しなければならぬけれども、大都市周

辺の農業等につきましては当然兼業農家についてその育成強化をはかつて参るといふことも必要でございます。これも農林行政として重大な役目の一つであると考えております。

○湯山委員 最後に大臣にお尋ねいたします。それは大臣は非常に視野の大きい方ですけれども、ただいまの御答弁は逆に非常に視野を小さくしてお答えになられたと思ひます。私がお尋ねしておるのは、日本の農業の将来を考えた場合に、自立経営農家の育成ということをはなして、自立経営農家の育成というのを旗じるしにしていく、はたしてそれでいいかどうかというの、もっと大きい視野からお尋ねいたしたわけでございます。今日日本の農業の立ちおくれておる大きな要素は、先進国に比べて近代化が進んでいない、そういう問題が一つございまして、そうかといって東南アジアのような、ああいうプリミティブな形もはやとれない状態にある。そうすれば一体原始的な農業に比べて自立家族経営というものがどうなのか、それから先進国の近代的な農業に比べて自立家族経営というものがどうなのか。そういうものを見ていったときに、今後国際的な中に立って日本の農業が発展していく、少なくとも日本

の農業が立っていく、そういうことのために、そういう今大臣が言われたようなことではないかとか、兼業農家のことを考えていくんだとか、自立農家を柱にしていくな、そういうことで一体日本の農業が立っていくかどうか、そういうことを考えて参ります。そういふことも自立経営農家、自立経営農家で、しかもその自立経営農家の足を引っ張るような制度までで

きておる、それで一体いいかどうかというところで、そういう意味から、そういう広い観点、池田内閣の言われるような大所高所からいつまでもそんな自立経営農家ということではないのかどうか、これをお尋ねしておるわけですか、これは一つ大臣のうんちくを傾けた御答弁を願ひたいと思ひます。

「行き当たりばったりじゃだめだ」と呼ぶ者あり
○河野国務大臣 私は、——行き当たりばったりだということでございますから、この間から申し上げたいと思ひておりましたことを一つお聞き取りいただきたいと思ひます。

私は大臣就任以来、いやしくも私の考えとして発表いたしましたものは直ちに事務当局に立案実行について命令をいたしております。その命令いたしましたものの進展の状況につきましては、月二回これを報告せしめております。最近わが池田内閣は閣議におきまして、各省ともこの方針の通りまして、各省はそれぞれの施策を毎十五日ごとに内閣に提出することになっておりまして、従って、いやしくも一たんこれを外部に発表したことにつきましては、いづれもそれぞれ施策としてこれを実行に移しておるわけであります。またこれを実行に移すべく努力をいたしておるわけであります。従って言ひましたことが、その場限りであるとか、なんかいふような御非難は一つか、なんべんをいいたくない。ただ党派が違ふとは申しながら、農村は非常に皆様のような有力な方の御発言はこれを信用いたします。そういたしますと、どちらがほんとうかわからぬで、不安動揺が起ります。これが農村の青年をし

ていたずらに不安の結果離れさすものになると思ひますから、どこまでも建設的にわれわれは農村を指導して参りたいと思ふのでございまして、どうか一つ御協力を賜りたいと思ふのであります。お小言はお小言で幾らいたしてもつけようございまして、いやしくも無責任な発言は一つお控えいただきたい。私が悪ければ、いかにいうにも私は御説明を申し上げまじし、事情も申し上げて御了解を得たいと思ふのでございまして。

第二に、ただいま湯山さんの御質問でございますが、私は先進国という言葉は認めますけれども、先進国農業という言葉は認めません。私は世界各國にそれほど先進した農業があるとは考えておりません。従ってそれぞれの国において、恵まれた条件のもとに恵まれた農業をやっておるものにはございまして。これはわが国が恵まれない条件にありましますから、また、たまたま明治以来のわが国の農政が誤っておりまして、非常に零細農業がわが国に現存しておるのでございまして、これは過去のことでございまして、そこでわれわれはこの零細農業をいかにして自立先進した農業にいたすかということが命題でございまして。その意味におきまして、私はあくまでも日本農業が世界唯一の先進した農業にあらしめるために、どうあるべきかということについてお互いに考えていく必要がある。その場合にわれわれは恵まれない土地、これはもう宿命的なものであると私は思ひます。いかにこれを努力いたしましても、欧米のそれのごとく十町歩、十五町歩の牧野を持つて、そこに酪農を営むというふうなことは、なかなか困難でございまして。従って日本農業には日本農業のあるべきものをここに創造する必要がある。それは何かと申せば、土地と、それに乏しいながらも各方面の理解を得て、資本を大幅に低利の融資をする、それに近代化した技術を加えて、その上に農業を打ち立てていくということであると思ひます。いかにしてこれを実現するかというところにわれわれの使命があると思ひます。これを一朝にしてよくすることはなかなか不可能でございまして。従ってこの道を達成するために、あらゆる角度から積み上げて、そしてなるべく早い機会にこの達成に努力することがわれわれの使命であると考えておるのでございまして、そこにわれわれは、社会党の皆さんとともに農村に対する愛情を持ってこの積み上げを競争して参ることが両党の相互の責任であると考えておるのでございまして。(拍手)

○野原委員長 ただいま議題となっておりまます四案中、内閣提出、農地法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案の両案に對する質疑は、これにて打ち切ることにより御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○野原委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

「まだ質疑が残っているじゃないか」と呼ぶ、その他発言する者、離席する者多し

は、なかなか困難でございまして。従って日本農業には日本農業のあるべきものをここに創造する必要がある。それは何かと申せば、土地と、それに乏しいながらも各方面の理解を得て、資本を大幅に低利の融資をする、それに近代化した技術を加えて、その上に農業を打ち立てていくということであると思ひます。いかにしてこれを実現するかというところにわれわれの使命があると思ひます。これを一朝にしてよくすることはなかなか不可能でございまして。従ってこの道を達成するために、あらゆる角度から積み上げて、そしてなるべく早い機会にこの達成に努力することがわれわれの使命であると考えておるのでございまして、そこにわれわれは、社会党の皆さんとともに農村に対する愛情を持ってこの積み上げを競争して参ることが両党の相互の責任であると考えておるのでございまして。(拍手)

○野原委員長 ただいま議題となっておりまます四案中、内閣提出、農地法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案の両案に對する質疑は、これにて打ち切ることにより御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○野原委員長 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

「まだ質疑が残っているじゃないか」と呼ぶ、その他発言する者、離席する者多し

括して討論に付します。

討論の通告がありますので、順次これを許します。安井吉典君。

○安井委員 私、討論に入る前に、ただいまの質疑打ち切りに際しましての委員長の態度に不満の意を表したいと思ひます。多くの質問通告者があり、保留者があり、かつまた要求大臣の出席をも得ないままに質疑打ち切りの措置に出たことをきわめて遺憾に存じます。

私は、日本社会党を代表し、政府提出、農地法の一部を改正する法律案並びに農業協同組合法の一部を改正する法律案、両案に対し、反対の討論をいたさんとするものであります。(拍手)

まず政府提出両法案につき、改正の要点を見ますに、農地等の権利取得の最高制限の緩和は、現在政府のいわれる自立経営農家を確立するといいたしましても、平均一町歩にも満たない現在の経営構造を少なくとも二町五反程度に保有の低い階層を引き上げることが急務であり、これには現行三町歩の制限規定で十分に間に合うにもかかわらず、主として自家努力によりというがごときあいまいな限定のもとに三町歩の制限を取り払うことは、すでに三町歩以上を保有しているたかだか二物程度の農家その他の富農層の高度成長に実益があるのみであり、土地は上層農に集中し、中農、下層農との間の階層間の格差を一そう拡大せしめ、ついにはこれらを農業の中から締め出すとするものといわねばなりません。

を持つのであります。改正法案による農業生産法人の規定では、農事組合法人及び会社形態の多様な制度を混在させ、いたずらな農村内の混乱を招くおそれがあり、法人構成資格については、不耕作者の出資をも認めることにより、自作農集団であるところの本旨をそこなうものでありますとともに、法人の管理や財務の運営の指導に確固たる方針がなく、農民の創意による法人経営をいたし方なく認めるといった態度で、残念ながら今度の日本農業の構造的発展のにない手として農業生産法人を位置づけ、助長発展させようとする政府の配慮も熱意も見受けられず、農民の期待を全く失うものであります。

次に、農地の信託制度を農協に新設することは、売り渡し信託の場合には不在地主の存在を一時的にも認めることになり、他面農民首切りの道具とされるおそれが多分にあり、貸付信託の場合も、貸付農地の返還について耕作農民に対する農地法の保護は停止され、地主及びその委託者である農協の一方的土地取り上げを許すものであり、かくては農地制度の根柢をゆるがし、農民を農協から離反せしめる結果ともなりかねないことを指摘しなければなりません。

なお国の被買取農地の処理については、農業構造の改善に資すべく、たとえば農業協同化を助長促進するため、優先的に農業法人に売り払うこと等の方向が当然とされるべきであると考えられるにもかかわらず、今次改正では売り払い対象を旧所有者優先、しかも旧所有者の一般承継人にまでこれを広げ、旧地主補償への筋づけとすら解されるおそれのあること、さらには農業協同組合運営に関する規定の改悪、その他法案の中に随所に多くの反農民的な問題点をわれわれは見ることができるのであります。

以上両法案に見る問題点よりして、私は以下結論的に反対の理由三点を申し述べます。

第一に、政府及び自民党は、さきに農業基本法を野党や多くの農民の反対にもかかわらず、はなはだ理不尽なやり方をもって国会を通過させました。その農基法の本質は、農民所得の向上を口実に、高度経済成長を謳歌する大企業の膨大な労働力需要に呼応し、多数の農民を農業から追い出し、大企業に供給しようとするものであります。昨今の政府統計によっても、農家所得はわずかに上昇はしたが、他産業との格差はかえって大きく拡大し、農業就業人口は、経営者や跡取りをも含めて、おそるべき勢いで流失しつつあることを明らかにしているものであります。今回の農地法、農協法の改正は、かかる農民首切りの農業基本法構想を決定的なものにするものであり、そのギョロチンの役割を演ぜしめようとするものであり、われわれの絶対承服しがたいところであります。

次に、私は、中近東や東南アジア諸国の農民がいまなお封建的土地制度のもとで農奴的存在に苦吟しており、農業だけでなく、それらの国の産業経済の発展にとり大きな障害になっていることを見ますとき、戦後わが国の農地改革は、戦前に比べ日本農業の生産力の驚くべき上昇と、今日の国民経済の発展の大きな基礎になっていることを今さらながら思わざるを得ません。

かくてわれわれはその地主的土地所有制からの農民解放の成果をあくまで維持しつつ、農業と農民生活の前進発展を期さなければならぬのにもかかわらず、今政府与党は逆に農地改革の基礎を切りくずさんとしているのであります。これにより農村内の上下格差を拡大し、ついには貧農のいびり出しの結果を生ずることは明らかであります。これが私の反対の第二の理由であります。

第三に、旧地主補償の問題について、全く筋の通らない政府の旧地主に対する国民金融公庫融資案、さらに自民党の膨大な補償額を見込む常議はすれの報償案、これらに対し今日国民の世論は総反撃を加えているのであります。今度の農地法改正は、その道づから、理論づけとされるおそれがあるものであります。現に河野農林大臣がそのような不用意な発言をしているのでありまして、かかる危険な道に通ずるおそれのある法案にわれわれは断じて賛意を表するわけには参らないのであります。

以上私は政府提出両法案に対する反対の理由を申し述べましたが、最後に、過般日本社会党は、池田総理並びに自民党総裁に対し、政府の目にあまる反農民的農政の展開に際し公開質問状を発しました。しかし、今もってこれに対する回答や反論が参っておりませんことは、政府、与党の農政担当に対する自信喪失を物語るものであります。私は、今日の農村が、池田総理の言う民族の苗しろどころか、独占大企業による労働力の草刈り場となり、田園荒れなんとする現状を前にし、自民党内閣が独占資本本位の政治から一日も早く離脱し、貧しい零細農の一人々々まであたかな愛情を注ぐ正しい農政の方向に転換すべきことを強く要求し、政府提出二法案に絶対反対の意を表明し、反対討論を終るものであります。(拍手)

○野原委員長 米山恒治君。

○米山委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となっております農地法の一部を改正する法律案並びに農業協同組合法の一部を改正する法律案に対して賛成の討論をいたしたいと思ひます。(拍手)

最近におけるわが国経済の高度成長の中にあって、農業とそれを取り巻く諸条件には著しい変化が生じてきているのであります。この変化に対応いたしまして、農業が産業経済の重要な一部門として、他産業におくれをとらないようにするためには、農業経営規模を拡大し、農業経営の近代化、合理化をはかることが喫緊の重要事であると考えらるものであります。両法案は、この要請にこたえるために、農地法の基本原則を維持しつつ、農地等の保有を認めて、経営規模の拡大に寄与しようとし、農業の経営または共同利用施設に関する事業を行なう農事組合法人の組織を創設し、さらにまた農業協同組合が農地等の信託の引き受けの事業を行なう道を開いて、農地等の流動化の促進をはかることとする等、まことに時に適した措置であると考えらるものであります。このことは、昨日、当委員会において行なわれた参考人の陳述を聞きましても、四参考人がすべて両法案に賛意を表せられ、法案が一日も早く成立することを希望された事実に徴しても明らかであることと存するの

であります。

農業基本法の具体的実施にあたり、
両法案による以上の諸措置のほか、政
府、自民党においては、農業近代化資
金を初めとする各種金融措置や、農業
基盤整備のための各種事業など、農業
経営を進展させるためのものもろの施
策を行ない、これら相俟って、わが国
農業の近代化、合理化をはかり、農業
生産力の飛躍的な発展をはかろうとす
るものであります。

このように、現在わが国農業が置か
れている実情に最も適合していると思
えられます。両改正案に対して、日本社
会党が全国耕作農民の心からなる要望
を無視し、単に抽象的な観念にとらわ
れて反対をいたされますることは、全
国六百万農家のためにも私はまことに
遺憾と存するのであります。(拍手)

私は、両改正案が、現在の日本農業
の実態に最もよく即応するものである
ことの趣意を申し述べて、両法案に対
して賛成の意を表する次第でありま
す。(拍手)

○野原委員長 これにて討論は終局い
たしました。

農地法の一部を改正する法律案及び
農業協同組合法の一部を改正する法律
案の両案を一括して採決いたします。
両案に賛成の諸君の御起立を願ひ
ます。

〔賛成者起立〕

○野原委員長 起立多数。よって、両
案はいずれも原案の通り可決いたしま
した。(拍手)

○野原委員長 この際、稲富稜人君外
一名より、ただいま可決いたしました

両案に対し、それぞれ附帯決議を付す
べしとの動議が提出されております。

趣旨弁明を許します。稲富稜人君。
○稲富委員 私は、自由民主党、民主
社会党共同提案によるただいま採決さ
れました農地、農協両案に対する附帯
決議を付する旨の動議を提出いたし
ます。

その案文を朗読いたします。

農地法の一部を改正する法律
案及び農業協同組合法の一部
を改正する法律案に対する附
帯決議(案)

政府は、左記各項に留意して法律の
施行に当るべきである。

記

一、改正後の農地法第三条第二項第
三号及び第四号の規定により都道
府県知事が農地等の権利移動に関
する許可をするに当つては、農地
制度の趣旨に背反しないよう厳格
な運用を行なうこと。

二、農業協同組合の行なう農地等の
信託事業の運営に当つては、これ
が農地法の基本理念にもとること
とならないよう充分留意するこ
と。

三、農地等の貸付信託の実施に当つ
ては、その信託期間を可能なる限
り長期間になるよう指導しもつて
借受け耕作農民の経営の安定を図
ること。

四、農地等の流動化を促進するため
農地等の取得資金について長期低
利の新融資制度の設置を検討する
こと。

五、農業経営の合理化と農業経営規
模の拡大強化に資するため、速や
かに相続の際の経営細分化の防止

に關する特別の措置について検討
すること。

六、農事組合法人の健全な発展を図
るため、農業協同組合と農事組合
法人との間に無用のまざつを生ず
ることがないようにする等農事組
合法人に対する万全の指導助成に
努めること。

右決議する。

その内容の説明につきましては、す
でに数次にわたります論議を尽くし
て十分でございますので、これを省略
いたします。

何とぞ御賛成をお願いいたします。

(拍手)

○野原委員長 稲富君の動議について
採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔賛成者起立〕

○野原委員長 起立多数。よって、稲
富君の動議の通り両案にそれぞれ附帯
決議を付するに決しました。

この際、政府当局よりただいま議決
いたしました附帯決議に対する所信を
求めます。河野農林大臣。

○河野國務大臣 ただいま御決議にな
りました附帯決議の精神を十分尊重い
たしまして、行政の上にあやまちなき
ことを期したいと考えております。

○野原委員長 なお、両案議決に伴う
委員会報告書の作成等につきまして
は、委員長に御一任願いたいと存じま
すが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○野原委員長 御異議なしと認めま
す。よって、さように決しました。

次会は公報をもつてお知らせするこ
とし、本日はこれにて散会いたし
ます。

午後七時三十一分散会

〔参照〕

農地法の一部を改正する法律案(内
閣提出、第三十九回国会閣法第六六
号)に關する報告書

農業協同組合法の一部を改正する法
律案(内閣提出、第三十九回国会閣
法第六七号)に關する報告書

〔別冊附録に掲載〕

第一類第八号

農林水産委員会議録第三十四号 昭和三十七年四月十九日

昭和三十七年四月二十七日印刷

昭和三十七年四月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局